

**2009年度
自己点検・評価報告書**

白百合女子大学

白百合女子大学 2009年度 自己点検・評価報告書

目次

序章	3
第1章 理念・目的	7
第2章 教育研究組織	11
第3章 教育内容・方法	
(1) 学士課程の教育内容・方法	14
①教育課程等	14
②教育方法等	26
③国内外との教育研究交流	36
(2) 修士課程・博士課程・専門職学位課程の教育内容・方法	39
①教育課程等	39
②教育方法等	45
③国内外との教育研究交流	49
④学位授与・課程修了の認定	49
第4章 学生の受け入れ	
(1) 学部等における学生の受け入れ	54
(2) 大学院研究科における学生の受け入れ	64
第5章 学生生活	68
第6章 研究環境	77
第7章 社会貢献	84
第8章 教員組織	
(1) 学部等の教員組織	88
(2) 大学院研究科の教員組織	95
第9章 事務組織	99
第10章 施設・設備	105
第11章 図書・電子媒体等	111
第12章 管理運営	115
第13章 財務	121
第14章 点検・評価	125
第15章 情報公開・説明責任	128
終章	131

序 章

1. 自己点検・評価の視点

本学は、1946年に東京九段の白百合学園内に開設された白百合女子専門学校を前身とし、1950年に白百合短期大学となり、1965年に4年制大学として開設された。白百合学園は、17世紀末にフランスの一寒村に生まれたシャルトル聖パウロ修道女会を設立母体としている。同修道女会は、創立以来300年以上の歴史をもち、世界各国で活発な教育・福祉事業を行っている。本学の「建学の精神」も同修道女会の精神を受け継いでいる。本学は、「カトリシズムの世界観による人格形成」を教育の基本理念に、「知性と感性との調和のとれた女性の育成」を教育目標とし、その達成のための具体的目標として、「広い視野と深い教養」を「学問的専門性」によって裏づけながら「社会に貢献しうる総合能力」を身につけた自立的な女性の育成をめざしてきた。

本学における自己点検・評価は、まさにこの建学の精神と教育目標をどれだけ具現化してきたのかを検証するという発想で出発し、加えて第三者評価の視点を積極的に取り込んで自己点検・評価を行うという視点を持っている。

2. 自己点検・評価の組織体制と実施経緯

(1) これまでの自己点検・評価活動

本学における自己点検・評価は、学則第1条2項の「本学は、教育研究水準の向上を図り大学の目的および社会的使命を達成するため、自ら点検評価を行う」との規定にもとづいて行われることになっている。この規定のもと、とりわけ1991年の大学設置基準の大綱化以降、カリキュラム改革等のさまざまな試みを行って、1994年度に大学基準協会維持会員校としての認定を受けることができた。

その後、既存の委員会等で「カリキュラム改革」「研究活動」「学生生活への配慮」「施設設備関係」「管理・運営」等について具体的な点検を行ってきたところであるが、1999年の大学設置基準の一部改正による「自己点検・評価の実施および結果の公表の義務化」および「大学における教育研究活動等の積極的な提供」に関する文部省告示を受けて、全学の構成メンバーの意見を反映する形での、広範囲かつ21世紀の大学像のあり方を踏まえた総点検を行う必要性の意識が高まった。これにもとづき、全学的な組織を構築して点検・評価活動を実施し、報告書の編纂を行い、これを2000年度版として刊行・公表した。

(2) 大学評価を申請するための全学的な活動体制の構築

今回の自己点検・評価活動は、2002年度の学校教育法改正にともなう、認証評価制度の導入に対応するものである。先の2000年度版の刊行以降、学長の諮問機関である運営委員会が自己点検・評価の推進を担うことになっていたが、継続的な自己点検・評価活動を推進していく体制としては十分には機能しなかった憾みがあり、今回は、その反省のもとに、まず、運営委員会から独立した強力で、永続的な自己点検・評価活動の体制づくりから出発した。

具体的には、2007年度から準備作業に入り、全学的で実効的な体制を組織するために2008年3月に「白百合女子大学自己点検・評価委員会規程」を定め、2008年4月より、学長を委員長として自己点検・評価委員会を設置した。

今回の委員構成は、規程に沿って、学長（委員長）、事務局長、各学科・専攻からの選出委員7名（教員各1名）および学長委嘱の委員6名（教員3名、職員3名）の合計15名であった。

自己点検・評価委員会は、「建学の精神」と「教育目標」をたえず検証し、自己点検・評価の実施

体制、基本方針・実施項目の策定、実施の具体的推進、報告書の作成、評価結果にもとづく改善状況の検証等、自己点検・評価全般を担うことになっている。また、各点検・評価項目につき専門的作業を行うため6つの「部会」を置いた。委員長が、部会長を、自己点検・評価委員の中から委嘱し、さらに、各部会の部会員を、その担当作業量に応じて4～8名委嘱した。加えて、各部会員のうち1～2名を職員に委嘱することによって、教職員全体による自己点検・評価が行われる体制を整えた。各部会の任務は、担当の点検・評価項目ごとに本学の「建学の精神」と「教育目標」および大学基準協会の「水準評価」に照らして到達目標を設定し、その是非が自己点検・評価委員会にて検討され承認された後、点検・評価の作業に着手し、その結果を報告書としてまとめることであった。

自己点検・評価委員会の円滑な運営を図るために、委員会の中に「自己点検・評価運営委員会」を設置した。その構成は、自己点検・評価委員会の委員長（学長）、事務局長および自己点検・評価委員会の中から互選された者、若干名（今回は教員3名、職員2名の計5名）であった。そのおもな任務は、自己点検・評価委員会にける議案・資料の検討・準備、各部会の作業の調整、各組織・部署において実施した点検・評価結果を検討・確認し、これに全学的な視点による総合的・体系的な点検・評価を加え、書式の統一等を図って報告書を完成させることであった。

以上のような体制で2008年4月より作業を開始したが、上記の体制には全教員の半数を超える者、職員のおよそ5分の1の者が委員（あるいは部会員）として参加しており、職員による資料作成等の作業部隊を含めると、全学のスタッフのかなりの者が直接、点検・評価作業に従事することとなった。また、2008年4月以来、2009年10月までの間に3回の中間報告会を、全教職員を対象とした全学集会の場で実施して意見の集約を図るなど、まさに全学規模の実施体制で臨んだ自己点検・評価活動であった。なお、自己点検・評価委員会の委員の任期は規程により2年であるが、再任も可としており、これをもとに委員の改選では半数交代を申し合わせ、委員会の継続的活動を担保している。これにより、今後も全学的体制で不断の自己点検・評価活動を行っていくことを前提とした自己点検・評価、報告活動となっている。

（3）今回の自己点検・評価活動の経過

以上のような組織体制による活動は、おおかた次のように進められた。まず、大学基準に対応した大項目ごとに、本学の「建学の精神」と「教育目標」にもとづき、達成の検証が可能な到達目標の設定について、自己点検・評価委員会とその作業部会で徹底的に議論して到達目標案を策定して、決定した。次いで、それぞれの大項目を担当した各部会において、そこでの到達目標について、建学の精神・教育目標の達成という本学独自の観点と、大学基準協会が設定した「評価の視点」に沿って現状の説明、点検・評価を行った上で、点検・評価の結果を基盤としながら到達目標を達成するための改善の方策を策定し、自己点検・評価委員会において討議を重ねた上で、報告書の部会案をまとめた。この間、2度の全学集会において中間報告を行い、全教職員からの意見も採り入れた。その後、「自己点検・評価運営委員会」において報告書案のとりまとめに入り、とりわけ到達目標と改善の方策の間の一貫性をとりながら、検証可能な改善方策のあり方についての議論をとおして報告書草案を作成し、自己点検・評価委員会の審議および第3回全学集会での意見聴取を経て、ここに最終的な報告書の完成を見た次第である。

3. 自己点検・評価報告書の編纂方針

本報告書は、大学評価申請の資料として、大学基準協会の『「大学評価」ハンドブック』における大学評価の目的および自己点検・評価の実質化の趣旨に照らして、そこで設定された点検・評価の大項目ごとに、本学の「建学の精神」と「教育目標」の視座と大学基準協会の設定する「評価の視点」をもとに、「到達目標」「現状の説明」「点検・評価」「改善の方策」の順に執筆を行った。

具体的には、以下のような基本方針を立てて編纂した。

- (1) 資料にもとづく客観的、かつ明瞭な記述をめざし、公表に堪えうる報告書とする。
- (2) 到達目標と他の項目との関係、とくに改善の方策が到達目標達成のために具体的に実施される道筋が見えてくるような、一貫性を持った記述をめざし、申請以降の継続的 point 検・評価活動に資する資料とする。
- (3) 大学基準協会が設定する「評価の視点」に従って記述することを基本としつつ、とくに「点検・評価」の項目においては、「建学の精神」と「教育目標」から出自する本学の独自性に従った評価の視点、とりわけ長期間をかけて達成すべきことならんについての評価にもとづく記述も行い、将来の到達目標設定の可能性を示唆しておく。

なお、本学は文学部のみ単科大学であるため、普段から「大学全体」、「学部」という分け方をしていない。本報告書においても、とくに断りのない場合は、「大学＝学部」というとらえ方で記述している。文学部に基礎を置く大学院も同様で、「大学院＝文学研究科」である。

第1章 理念・目的

1. 理念・目的等

- 大学・学部・大学院研究科等の理念・目的・教育目標とそれに伴う人材養成等の目的の適切性
- 大学・学部・大学院研究科等の理念・目的・教育目標等の周知の方法とその有効性

【現状の説明】

白百合女子大学（以下、「本学」と称す）は、17世紀末にフランスの一寒村に生まれたシャルトル聖パウロ修道女会を設立母体としている。同修道女会は、創立以来300年以上の歴史をもち、世界各国で活発な教育・福祉事業を行っている。日本における活動は1878年に始まり、主として初等および中等教育に力を注いできたのであるが、女子高等教育への社会の要請に応え、1965年に4年制大学を開学した。それが本学である。当然のことながら、本学の「建学の精神」も同修道女会の精神を受け継いでいる。

白百合女子大学学則 第1章 総則

第1条

（建学の精神）

白百合女子大学における教育の基本理念はキリスト教、特にカトリシズムの世界観による人格形成にある。

本学の母体であるシャルトル聖パウロ修道女会の創立の精神に則り、知性と感性との調和のとれた女性の育成をめざす。

（教育目標 一真・善・美一）

真理の探究という知性の絶えざる研磨に加え、人格的自己完成という単独では獲得しえない徳性を、人々への誠実な愛と奉仕の姿勢を身につけることによって可能な限り追求し、自己と自己をとりかこむ一切のものの中に美を見出し、また謙虚さに根ざした畏敬の念を感受してゆくこと、そこに本学の教育目標は置かれている。

校名、校章にも、「白百合」の花を選び、清楚、謙虚さの中に気品を保ち、豊かな人間性と広い視野のうえに専門的な知識を備えた自立的女性の育成を、その目標とする。

また、1992年に設置された大学院においても、その精神は受け継がれている。

白百合女子大学大学院学則

第1章 総則

第1条 白百合女子大学大学院（以下「本学大学院」という。）は、キリスト教精神に基づく人格形成を教育の根本方針となし、学部における学術研究の基礎の上に、更に深い学識と高い研究能力とを養い、以て文化の向上と人類の福祉とに寄与することを目的とする。

学部の各学科・専攻が養成する人材については、2008年度の学則改定によって、次のように定められた。

白百合女子大学学則

第1章 総則

第3条 本学に文学部を設け、その中に国語国文学科、フランス語フランス文学科、英語英文学科、児童文化学科（児童文学・文化専攻、発達心理学専攻）の4学科および日本語教育副専攻を置く。

第3条の2 国語国文学科は、日本の言葉や文学を見つめ直し、調査・研究する力を身につけることを通して、豊かな教養と柔軟な発想をもった人材の育成を目的とする。

- 2 フランス語フランス文学科は、フランス語圏の言語・文化・文学の総合的な学習を通して、高度な言語運用能力と異文化理解に立脚した教養を身につけた人材の育成を目的とする。
- 3 英語英文学科は、英語圏の言語・文化・文学の研究を通して、海外だけでなく自国の文化をも再評価できる広い視野を培い、国際的に活躍できる人材の育成を目的とする。
- 4 児童文化学科児童文学・文化専攻は、児童の環境を形成する児童文学・児童文化の研究と絵本・童話などの創作を通して、想像力と創造力をもった人材の育成を目的とする。
- 5 児童文化学科発達心理学専攻は、人間の生涯発達とその臨床的な対応について、発達心理学の立場から研究・教育を行い、幅広い分野で専門的な発達支援を行う人材の育成を目的とする。

本学の設立母体であるシャルトル聖パウロ修道女会の精神を受け継ぐ、この「建学の精神」と「教育目標」によって、本学は40年以上にわたって、多くの卒業生を社会に輩出してきた。「建学の精神」を学生に体得してもらうために、宗教学科目の必修科目として、学部の1年次には「キリスト教学Ⅰ」、2年次には「キリスト教学Ⅱ」、3年次には「宗教学Ⅰ」、4年次には「宗教学Ⅱ」の授業を履修することが課され、3・4年次には、選択科目として、「キリスト教的人間学A」「キリスト教的人間学B」が設置されている。これらの授業は、もちろん、キリスト教を強要するための授業ではなく、本学が考える本来のカトリシズムを学生に理解し、身につけてもらうための授業である。「キリスト教学」「宗教学」「キリスト教的人間学」の授業のほかにも、宗教学科目の「人間交流力構築演習」「宗教学演習」「宗教と文学演習」や、共通科目の「ボランティア体験」など、「建学の精神」と「教育目標」と密接にかかわる授業が置かれている。また、各学科・専攻の授業は、それぞれの専門性をとおして、「建学の精神」を実現するための「教育目標」にもとづいて設定された、学則第1章の第3条の2にある「各学科が養成する人材」をもとに行われている。ほかにも、授業以外の活動としてボランティア活動を積極的に行うなど、学生生活全般にわたって、「建学の精神」を実現させるための努力をしている。

本学の「建学の精神」と「教育目標」は、次のように周知させている。

(1) 教職員および在学生に対して、

毎年教職員および学生に配付される「学生生活ガイドブック」

(2) 受験生および社会に対して、

本学のWebサイト、および、「大学案内」「大学院案内」、各種「募集要項」

ほかに、2008年度には、「建学の精神」と「教育目標」をどのように現代に活かすかについて、教職員に対して、「自己点検・評価中間報告会（第1回）」での報告によって周知された。また、毎年の新入生に対しては、入学式における理事長の祝辞と学長の式辞のなかで「建学の精神」と「教育目標」に沿った挨拶をしている。在学生に対しては、「キリスト教学」「キリスト教人間学」の授業ばかりでなく、ボランティア活動を中心とする日々の学生生活や、さまざまなミサを行うことで、本学の「建学の精神」と「教育目標」を、学内外に周知・理解してもらう努力をしている。

また、本学の学生のなかには、8校の姉妹校出身者がいて、継続的に本学での教育を望んで進学してくる者が少なからずあり、そのための推薦入学制度（姉妹校推薦・姉妹校特別推薦）もある。別に、指定校推薦入試とAO入試で受験する者は、本学の「建学の精神」と「教育目標」を理解したうえで志望している。ちなみに、2008年度の入学者のうち、姉妹校推薦・姉妹校特別推薦入試による入学者は52人、指定校推薦入試による入学者は143人、AO入試による入学者は115人で、その合計は全入学者の約60%にあたる。また、2009年度の入学者のうち、姉妹校推薦・姉妹校特別推薦入試による入学者は50人、指定校推薦入試による入学者は114人、AO入試による入学者は114人で、その合計は全入学者の約57%にあたる。一般入試による入学者のなかにも姉妹校出身者がいるので、「建学の精神」と「教育目標」は、これらの学生を紹介しても周知・理解されていると考えられる。

【点検・評価】

今回の自己点検・評価が、カリキュラムや学生募集等に関し、「建学の精神」と「教育目標」にもとづいて適切に行われているかどうかを全学的、かつ全般的に検証する必要があることもあって、建学以来すでに40年以上経った本学の「建学の精神」と「教育目標」をどのように現代に活かすかについて、「自己点検・評価委員会」で2008年度に幾度かにわたって議論し、その結果を「自己点検・評価中間報告会（第1回）」で、全教職員に報告し、質疑応答も行われた。

「自己点検・評価中間報告会（第1回）」で報告された内容の要点は、次の5つであった。

(1) 「カトリシズムの世界観による人格形成」

「建学の精神」に、「カトリシズムの世界観による人格形成」とある。カトリック教会は、今日、世界と諸文化・諸宗教に開かれた精神を重視し、「人びととともに旅する神の民、仕える民」たらんとしている。それゆえ、本来のカトリシズムの教育は、キリストの福音に従い、自らが奉仕すべき現代社会との出会いをめざすものである。

(2) 「シャルトル聖パウロ修道女会の創立の精神」

本学の設立母体であるシャルトル聖パウロ修道女会は、1696年のフランスにおいて、医療や福祉を必要としていた人びと、とりわけ教育の面で助けを必要としていた子女に仕えるために創立された、使徒パウロを精神的保護者とするカトリックの修道女会である。「建学の精神」にある「シャルトル聖パウロ修道女会の創立の精神」とは、この修道女会の精神をいう。この精神は、イエス・キリストの愛の精神に倣おうとするものであり、イエスは、たとえ話の中で、「わたしの兄弟であるこの最も小さい者の一人にしたのは、わたしにしてくれたことなのである」（「マタイによる福音書」25・40）と教え、神に愛されている者として、どんな人の中にもキリストを見出し、相手を理解し尊重する愛を最も大切な生き方として示した。本学は、このキリストの精神に倣って、人間一人ひとりをかけがえのない存在として大切に思い、自ら進んで他者に仕え、社会に貢献しようとする心の育成を重視している。

(3) 「知性と感性との調和のとれた女性の育成」

本学の「建学の精神」がカトリシズムによる教育を謳っていて、1年次と2年次に「キリスト教学」の授業を必修科目として課しているとはいっても、すべてのカリキュラム・授業内容がキリスト教と直結しているわけでない。さまざまな信条をもつ教職員・学生を含めて構成されている本学においては、「教育目標」に掲げられている「真・善・美」を、シャルトル聖パウロ修道女会の女子教育機関としての教育の蓄積にもとづいて、生涯にわたって探求する女性の育成をめざしている。

(4) 「真・善・美」

本学が「教育目標」として掲げている「真・善・美」は、古くはギリシア的な精神価値として、また、世界の諸宗教・諸文化において探求されてきたものである。本学においても、この「真・善・美」を、すべての人間にとって時代を超えて共有されてきた普遍的な価値観として考え、あらためて、次のように定義した。

真……真理のために尽くすことこそ大学教育の責任であることは言うまでもない。「真」の探究は、学問の研究をとおして、正しい判断力を養い、自らの使命の認識・自覚によって正しい世界観と倫理観を培う知性の研磨である。

善……「善」は、「真」の探究にもとづき、人格的自己完成という単独では獲得しえない徳性を、人びとへの誠実な愛と奉仕の姿勢を身につけることによって可能な限り追求しようとする意志によって得られる。

美……「美」は、日常生活の自己と自己をとりかこむ一切のものの中に見出される。ただし、それを感じ取るためには、謙虚さに根ざした畏敬の念を育むことが必要である。

(5) 「豊かな人間性と広い視野のうえに専門的知識を備えた自立的女性の育成」

「教育目標」に掲げられた「豊かな人間性と広い視野」を備えた女性とは、「真・善・美」を兼ね備えた女性である。それは、本学の設立母体であるシャルトル聖パウロ修道女会の保護聖人パウロの言う「すべての人に対してすべてとなる」(tout à tous「コリントの信徒への手紙一」9・22) という言葉にも連なる。自ら進んで他者に仕え、社会に貢献しようとするためには、専門知識や技能、自立した判断力が要請される。本学は、価値観の多様化にともなう社会の変動や不安定な状況にあっても、普遍的な真理を見失うことなく、自らの意味と価値を見出し、その能力や才能を最大限に活かすことのできる人材の育成を目標とする。

本学の構内には、チャペルがあり、入学時、卒業時、毎年の創立記念日のほか、クリスマスのために、本学教員でもある神父によってミサが執り行われている。また、毎週火曜日の昼休みにもミサが行われ、キリスト教を信じる者であるか否かに関わらず、学生、教職員が参加している。もちろん、これらのミサは、本学の「建学の精神」と「教育目標」に沿って行われているもので、本学の「建学の精神」と「教育目標」は、全学的に理解されている。それにもとづく学部の各学科・専攻が要請する人材についても、それぞれの専門とする分野の違いによって、表現は異なるものの、この「建学の精神」と「教育目標」を活かすことに配慮された記述になっており、適切だと評価できる。

学部の教育目標は建学以来のものであり、前述したように、学部の各学科・専攻が養成する人材については2008年度の学則改定によって定められたが、大学院の各専攻の教育目標と養成する人材についてはまだ定められていない。

本学の「建学の精神」と「教育目標」について、教職員に対しては、今回の自己点検・評価の活動の一環として、「自己点検・評価中間報告会(第1回)」によって、あらためて周知された。だが、姉妹校からの入学者や、一般指定校を対象とした推薦入試とAO入試による入学者以外の学生に対しては、上記の現状以上の活動は組織的になされているとはいえない。受験生および社会に対しても、上記の現状の活動以上のことは、まだ考えられていない。それゆえ、本学の「建学の精神」と「教育目標」を全学的に周知・理解してもらうためには、さらなる努力が必要である。年々、さまざまな入試による多様な学生を受け入れている現状において、「建学の精神」と「教育目標」をその時々でどのように活かしていくかを全学的に検証し、授業や学生活動において実践していくための具体的な方法に関しては、後述の関係する各項目の点検・評価に委ねられる。

【改善の方策】

「建学の精神」と「教育目標」については、自己点検・評価活動を通じて、あらためて教職員に周知徹底されたところであるが、さらなる理解を深めるための試みが今後も継続して必要である。学部における各学科・専攻の教育目標とその養成する人材像は明文化されている。しかしながら、本学の大学院は1研究科であることから、大学院としての教育目標が研究科の教育目標となっているが、専攻別での教育目標や養成する人材像が学則上に明記されていない。したがって、これらの課題に対する具体的な改善の方策として、次の3つを実施する。

○大学院の各専攻の教育目標と養成する人材について、早急に学則に定める。

○本学の「建学の精神」と「教育目標」を、大学構成員にさらに周知・理解してもらうため、教職員(とくに新規採用の教職員)に対しては、全教職員が参加する、自己点検・評価委員会主催の「自己点検・評価報告会」を毎年開催して周知・理解する機会を設ける。在学生に対しては、初年次教育の場や大学ニュース等を通じて周知・理解を図る。

○本学の「建学の精神」と「教育目標」を、学外者(とくに本学に関心を持つ受験生およびその保護者等)にさらに周知・理解してもらうため、Webサイト、および、「大学案内」「大学院案内」以外に、オープンキャンパスなどの機会をとおして、本学の「建学の精神」と「教育目標」を周知・理解してもらえるように努める。

第2章 教育研究組織

1. 教育研究組織

○当該大学の学部・学科・大学院研究科・研究所などの組織構成と理念・目的等との関連

【現状の説明】

本学は、1965年に開学して以来、次のように発展してきた。

◇学部

- 1965年（昭和40年）4年制大学として、国文学科、仏文学科、英文学科の3学科で開学する。
- 1985年（昭和60年）児童文化学科を増設する。
- 1994年（平成6年）国文学科を国語国文学科に、仏文学科をフランス語フランス文学科に、英文学科を英語英文学科に学科名称を変更する。
- 1996年（平成8年）国語国文学科に、日本語教育副専攻を開設する。
- 1997年（平成9年）児童文化学科を、児童文学・文化専攻と発達心理学専攻に分ける。

◇大学院

- 1990年（平成2年）大学院文学研究科に発達心理学専攻（修士課程）および児童文学専攻（修士課程）を設置する。
- 1992年（平成4年）大学院文学研究科に発達心理学専攻（博士課程）を設置する。
- 1994年（平成6年）大学院文学研究科に国語国文学専攻（修士課程）、フランス語フランス文学専攻（修士課程）を設置する。
- 1995年（平成7年）大学院文学研究科に児童文学専攻（博士課程）、英語英文学専攻（修士課程）を設置する。
- 1997年（平成9年）大学院文学研究科に言語・文学専攻（博士課程）を設置する。
- 2001年（平成13年）大学院文学研究科の発達心理学専攻（修士課程）を、発達心理学コースと発達臨床心理学コースに分ける。

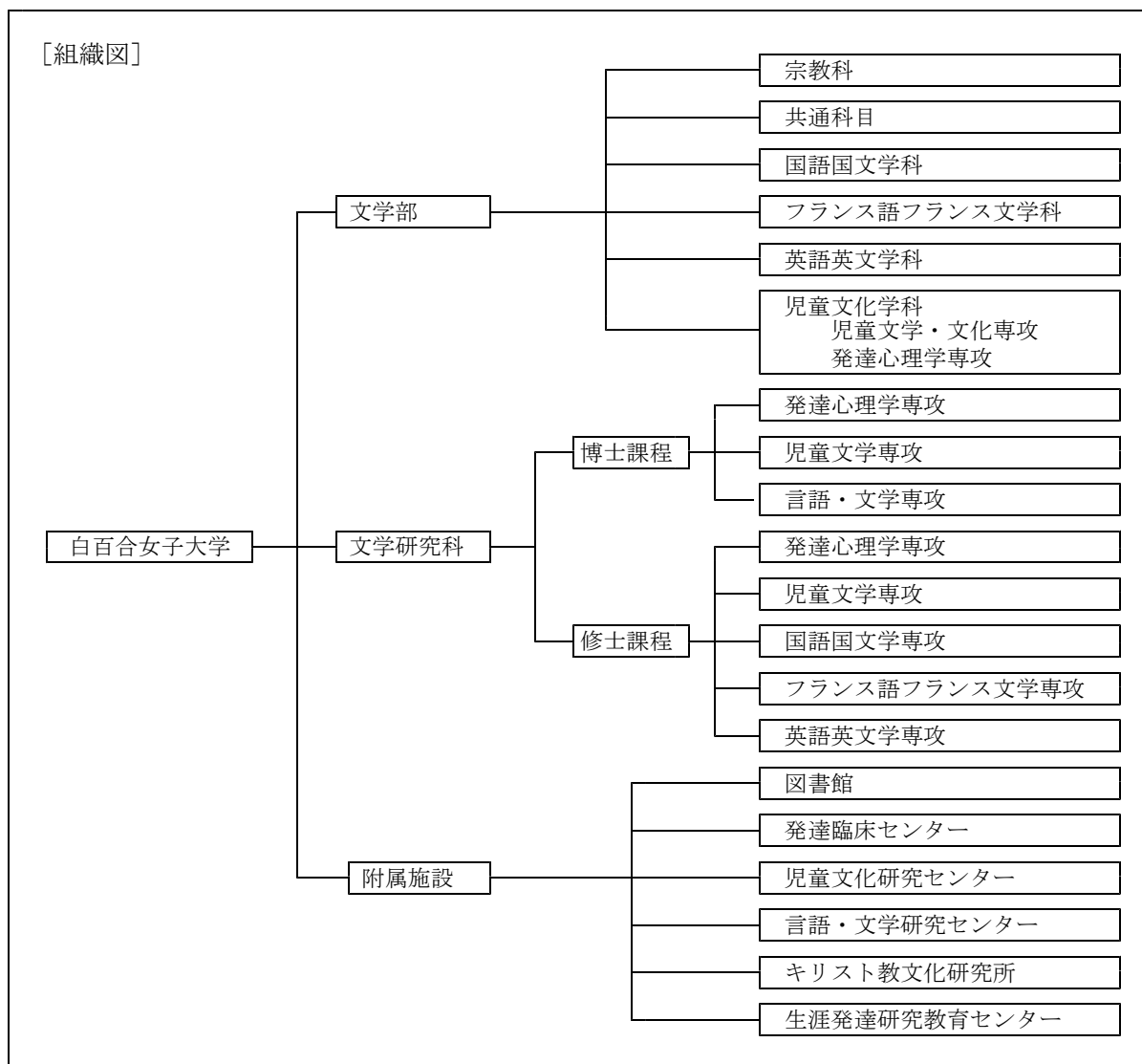
◇附属施設

- 1979年（昭和54年）図書館竣工。
- 1990年（平成2年）発達臨床センター、児童文化研究センターを設置する。
- 1998年（平成10年）キリスト教文化研究所を設置する。
- 2000年（平成12年）言語・文化研究センターを設置する。
- 2008年（平成20年）生涯発達研究教育センターを設置する。

現在では、学部には、国語国文学科、フランス語フランス文学科、英語英文学科、児童文化学科の4学科が設置されている。また学科とは別に、学生を持たない教育研究組織として、宗教科と共通科目（本学では科目としての共通科目を担当する組織も共通科目と呼んでいる）が置かれている。児童文化学科は、児童文学・文化と発達心理学とをともに学ぶことができる学科として設置されたが、両分野は教育・研究の目的が異なることによって、1997年に児童文学・文化専攻と発達心理学専攻の2つの専攻に分かれた。このような現在の状況を、本学では、「4学科2専攻」と称している。

大学院は、修士課程に、発達心理学専攻、児童文学専攻、国語国文学専攻、フランス語フランス文学専攻、英語英文学専攻の5専攻、博士課程に、発達心理学専攻、児童文学専攻、言語・文学専攻の3専攻が設置されている。大学院の修士課程・博士課程ともに、学内のみではなく、広く学外にも開かれている。

附属施設としては、図書館のほかに、5つの附置研究所・センターをもっている。「キリスト教文化研究所」は、本学の「建学の精神」と「教育目標」を学内外に広めることを目的として活動している。また、「発達臨床センター」と「生涯発達研究教育センター」は発達心理学専攻（修士課程・博士課程）、「児童文化研究センター」は児童文学専攻（修士課程・博士課程）、「言語・文学研究センター」は言語・文学専攻（博士課程）を基礎として設置された。いずれの学部・大学院・研究施設も、本学の「建学の精神」と「教育目標」を実現すべく活動している。



【点検・評価】

1965年に、文学部だけの4年制大学として、国文学科、仏文学科、英文学科の3学科で開学した本学は、社会情勢を鑑みて児童文化学科を増設し、さらに、大学院の修士課程および博士課程を設置することで、「建学の精神」と「教育目標」を実現すべく着実に発展してきた。また、本学の「建学の精神」と「教育目標」を学内外に広めることを目的としてキリスト教文化研究所を設置するとともに、各学科・専攻を基礎として4つのセンターを設置することによって、さらに高度な専門教育を実現する体制を整えてきていることは評価できる。大学院の修士課程はもとより博士課程においても、積極的に他大学の学生を受け入れているが、各専攻によって人数は異なるものの、他大学の学生が、本学の大学院を受験していることは、本学の教育研究組織が評価されているものと考えられる。学部に入学者や編入する学生のなかにも、志望理由として、大学院進学を望む者がいることも、

本学の教育研究組織が評価されている証とすることができる。

また、大学院は、学部の児童文化学科発達心理学専攻を基礎として発達心理学専攻修士課程、博士課程、同じく児童文学・文化専攻を基礎として児童文学専攻修士課程、博士課程が設置されていて、教育・研究における継続性が保たれている。修士課程の国語国文学専攻、フランス語フランス文学専攻、英語英文学専攻の3専攻は、文学部のそれぞれの学科に基礎を置いているが、博士課程に関しては、言語・文学専攻として修士課程の3専攻を統合する形で設置されている。博士課程の言語・文学専攻は、日本語学・日本文学分野、フランス語学・フランス文学分野、英語学・英米文学分野の3つの専門分野の教育・研究が中心ではあるが、それと同時に、3専門分野を統合する授業科目としてオムニバス授業を1科目（4単位）以上単位修得することを履修条件としている。このオムニバス授業は、各年共通するテーマのもとに、各専門分野の教員とともに、学外のさまざまな分野の研究者も招いて授業することによって、各専門分野に偏らない教育・研究の環境を整えており、同専攻の設立趣旨にもとづく学際的な取り組みとして評価できる。

学部においては、現在のところ定員割れを起こす学科・専攻は存在しない。だが、本学の10年後、20年後の将来にわたって、現在の4学科2専攻の体制を維持していけるかについては、慎重に検討する必要がある。また、大学院が学内外に開かれていても、現在、大学院に入学を志望する学生が減少していて、定員割れを起こしている専攻が存在する。本学の大学院教育を将来にわたって維持していくために、大学院の組織や定員についても、今後検討が必要である。

【改善の方策】

本学の教育研究組織については、点検・評価にあるとおり、その組織構成および理念・目的・教育等との関連についても適切かつ十分なものであると判断されるが、大学を取り巻く社会情勢の変化にともない、その必要に応じて教育研究組織のあり方について不断の検討が求められている。とくに、厳しい学生募集を強いられている大学院については、全体としての組織体制や定員の見直しが急務である。したがって、これらの課題に対する具体的な改善の施策として、次の2つを実施する。

- 学部に関して、現在の4学科2専攻の体制を維持するのか、新たな教育研究組織として再構成するのかについて、各学科・専攻の定員を含めて検討し、2013年度までに成案を得る。
- 大学院の組織や定員に関して、現在の体制を維持するのか、新たな教育研究組織として再構成するのかについて、各専攻の定員を含めて検討し、2013年度までに成案を得る。

第3章 教育内容・方法

(1) 学士課程の教育内容・方法

到達目標

本学は、「カトリシズムの世界観による人格形成」を「建学の精神」にすえている。それは、「真・善・美」という価値を生涯にわたって探究していく女性の育成であり、そのための力を身につけることが本学の学士課程教育の目的である。

また、本学では設立母体であるシャルトル聖パウロ修道女会の創立の精神に則り、一人ひとりの学生をかけがえのない存在として考えると同時に、人格形成というものを「単独では獲得し得ないもの」、すなわち、人びととの関わりの中で醸成されていくものとして考えてきた。それゆえ本学がその専門教育と教養教育をとおして目標としている教育は、学問と大学生活におけるさまざまな体験の調和の中で人格的完成をめざす、リベラル・アーツ型教育であるといえる。

本学ではとくに、学生が自立した女性として、より主体的に学修に取り組めるような環境を充実させていくために、学生・教員の相互の視点からのフィードバックの仕組みをはかるとともに、小規模大学としての本学の特色を活かして実践されてきた、きめ細やかな教育実践を共有し、よりいっそう発展させることを目標とする。

- リベラル・アーツ型教育の観点からの教科目（教養科目と専門科目）を設置する。
- 学生の実態に即した教育を実施する。（「一人ひとりを大切にする教育」）
- 学生の主体的な学修のための環境を整備する。（「自立的女性の育成」）
- 生涯学習の視点に立った女性のライフ・デザインを支援する。（「生涯学習的視点」）
- 他者や社会との関わりを支援する。（「他者との関わりの中で」）

①教育課程等

【現状の説明】

1. 学部・学科等の教育課程

○教育目標を実現するための学士課程としての教育課程の体系的性（大学設置基準第19条第1項）

本学の「教育目標」を達成するための教育課程は、全学共通カリキュラムとしての「宗教学科目」「共通科目」「外国語科目」と、各学科・専攻における教科目によって構成されている。学士課程としての教育課程を編成する上で重視している内容は、以下のとおりである。

宗教学科目では、「キリスト教的な神理解・人間理解・世界理解」と、歴史と人間の理解にとって有益な「教養としての宗教学」の時間を重視している。共通科目では、多彩な学問領域の教科目を配置することによって、学生の知的探究心を高めることをめざし、学生が表面的な知識にとどまらない深く広い教養と、豊かな人間性を身につけることを重視している。「外国語科目」では、語学の習得に加え、異文化理解と確かなコミュニケーション能力を身につけることを重視している。

国語国文学科では、国語国文学に関するさまざまな知識や研究のあり方を示しながら、これからの日本、そして国際社会で求められる豊かな教養と柔軟な発想力を身につけることを重視している。フランス語フランス文学科では、フランス語コミュニケーション能力の育成のみならず、文学、文化、社会をテーマにした多彩な教科目を通じて、異文化理解に立脚した教養を身につけることを重視している。英語英文学科では「言語系列」「文学系列」「文化系列」の3系列を中心に、各分野の専門科目

をバランス良く配置し、国際社会に通用する実践的な英語運用能力と豊かな表現力を身につけることを重視している。児童文化学科児童文学・文化専攻では、「文学・文化研究」と「絵本作成・物語創作」の2つを軸に、多様なジャンルの教科目を配置し、研究と創作をとおして人生が設計できる想像力と創造力を身につけることを重視している。児童文化学科発達心理学専攻では、心理学全般に関する幅広い知識を基礎として、他者との関係や社会・文化のあり方が人の心に与える影響について学び、現代社会への鋭い視点を身につけることを重視している。

本学の教育課程を学科・専攻ごとに見ると、その具体的な編成においては学科・専攻間で違いが見られるが、それは、各々の学科・専攻が扱う専門領域の特性によるものである。一方、本学の教育課程を全体的に見わたした場合、各学科・専攻の教科目間に通底するものがある。異文化理解、コミュニケーション能力、国際社会で求められる豊かな教養、すべての人間に共通する普遍的な発想、自由を重んじる姿勢、異文化理解に立脚した教養、国際社会に通用する実践的な英語運用能力と豊かな表現力、人生が設計できる想像力と創造力、現代社会への鋭い視点などの表記が見られるが、これらはいずれも、教育目標にある「豊かな人間性と広い視野のうえ」に立つことによって身につくものと考えられ、各学科・専攻が共通してめざしているものにとらえることができる。また、この「豊かな人間性と広い視野のうえ」に立つための学修の機会を、全学共通カリキュラムとしての宗教学科目・共通科目・外国語科目が中心的に提供しており、各学科・専攻での学修と協力的・相互補完的な関係が成立していると考えられる。

○教育課程における基礎教育、倫理性を培う教育の位置づけ

本学における基礎教育は、学科・専攻を越えて提供されている全学共通カリキュラムである「宗教学科目」（8単位）、「共通科目」（20単位）、「外国語科目」（8単位）によって担われており、卒業においては36単位以上の修得が求められている。

この中でも4年間にわたって必修とされている宗教学科目は、本学の建学の精神であるカトリシズムの世界観による人格形成をめざす上で中心的な授業科目であり、本学の基礎教育において最も特徴的なものである。宗教学科目のうち、1・2年次に配当されている「キリスト教Ⅰ・Ⅱ」においては本学の教育の基本理念であるキリスト教ヒューマニズムを学ぶ機会を提供するとともに、目に見えないものへの感受性や身近なことや他者との関わりのうちにある神秘への感覚を養い、学生たちが知性と心の両面において調和をもって成熟していくことをめざしている。3・4年次の「宗教学Ⅰ・Ⅱ」においては、学問性に根ざした幅広い宗教理解を目的とし、キリスト教だけでなく伝統的な諸宗教や日本の文化・思想、そして現代の諸宗教や心理学にも目を向けた多様な「教養としての宗教学」についても学生自らの興味・関心にしたがって学修できるようになっている。これらの宗教学科目の学びをとおして、キリスト教ヒューマニズムにもとづく倫理性を備えた、多文化社会における真の国際人の育成がめざされている。

共通科目では、1年次の必修科目である「情報科学基礎演習A・B」（初年次教育科目）において、大学生の基礎教養として、単なるコンピュータ・スキルではなく、ICT時代における情報倫理を含めた広い意味での情報リテラシーが重要視されている。また、現代社会に生きる上で必要な基礎力を養うための社会人として3つの柱を立て、環境との共生や社会倫理、哲学や生命倫理などを扱う教科目を設置している。また、「人格的完成は単独では獲得し得ず、人びととの関わりの中で醸成されるもの」という本学の教育目標をふまえて、単なる座学だけではなく、他者や地域との関わりの中で協働性や社会人としての倫理性を実践的に身につけていくボランティア体験の授業や合宿型授業等を提供している。

○「専攻に係る専門の学芸」を教授するための専門教育的授業科目とその学部・学科等の理念・目的、学問の体系性並びに学校教育法第83条との適合性

国語国文学科では、日本語の言葉や文字を見つめ直し、調査・研究する力を育成するために、国語

学に関しては「てにをは」をはじめ日本語の特徴や歴史について学ぶ教科目を、国文学に関しては、古典から近・現代に至る日本の文学を幅広く学ぶことのできる教科目を配置している。また、1・2年次から少人数制の基礎演習科目（20人程度）を設置することにより、自ら調査し研究する基礎的な力の育成をめざしている。2年次からは、より専門的な演習科目の自由な選択履修を可能とし、4年次には大学院の演習科目も一部履修することができる。さらに、日本語教育副専攻を設置し、日本語教員の育成も行っている。

フランス語フランス文学科では、高度な言語運用能力と異文化理解に立脚した教養を習得させるために、講読、ヒアリング、文法、会話をバランスよく組み合わせた教科目のほか、文学、文化、社会をテーマにした多彩な教科目（「フランス（語圏）文学研究」「フランス文化研究」「現代フランス事情」「フランス社会史研究」「フランス小説研究」「フランス映画論」など）を配置している。

英語英文学科では、国際社会に通用する実践的な英語運用能力と豊かな表現力を育成するために、専門科目を「言語系列」「文学系列」「文化系列」の3系列からバランスよく配置している。「イングリッシュ・クリニック」「エクステンシヴ・リーディング」「インテンシヴ・リーディング」「コンプリヘンシヴ・イングリッシュ」などの教科目では英語コミュニケーション能力の向上をめざし、イギリス文学、アメリカ文学、イギリス文化、アメリカ文化、英語圏文学、国際関係論、現代アメリカ文明、現代イギリス文明など、英語圏の文学・文化に関して幅広く学べる教科目配置となっている。

児童文化学科児童文学・文化専攻では、児童の環境を形成する児童文学・児童文化の研究と絵本・童話などの創作をとおして、想像力と創造力を育成するために「文学・文化研究」と「絵本制作・物語創作」の2つを軸に教科目を配置している。具体的には、「児童文学入門」「日本児童文学原典講読」「ドイツ児童文学原典講読」「児童文学史」など児童文学に関する教科目、「おもちゃ論」「児童演劇入門」など児童文化に関する教科目、「子ども論」「子どもと民俗」など、子どもと文化の関係を考える文化研究の教科目がある。さらに「わらべうた研究」「ストーリーテリング研究」など、子どもと触れ合う方法に関する教科目もあり、これらの教科目は幼稚園・小学校教員養成課程（以下、初等教員養成課程）に関する学修との関連が深い。

児童文化学科発達心理学専攻では、人間の生涯発達とその臨床的対応について学び、幅広い分野で専門的な発達支援を行うことができる力を育成するために、「発達心理学概論」「心理学概論」「心理統計学」「臨床心理学」など心理学全般に関する教科目のほか、小児保健、精神医学、保育学、教育学、育児、福祉、女性・ジェンダー、介護、障害など、発達心理学に関連の深いさまざまな領域についての教科目も配置している。これら関連科目は保育士養成課程、初等教員養成課程に関する学修との関連が深い。

○一般教養的授業科目の編成における「幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養」するための配慮の適切性

キリスト教ヒューマニズムにもとづく人格形成を「建学の精神」に置く本学では、現代社会の求める広い視野と深い教養を身につけ、総合的な判断力を持ち、豊かな人間性を備えた学生を育てることをめざし、全学共通開講科目として「宗教学科目」「共通科目」「外国語科目」を配置している。このうち、4年間にわたって必修である宗教学科目は、本学の建学の精神であるキリスト教ヒューマニズムや設立母体であるシャルトル聖パウロ修道女会の創立の精神を伝える上で最も中心的な授業科目群であり、本学の教育の特徴となっている。

共通科目においては、「生きること・いのち・社会」というテーマを教育のベースに置いている。共通科目では大きく3つの柱が立てられており、①自己理解と他者理解のための基礎素養（哲学・美学や女性学関連科目、健康科学等）、②社会事象を理解するための基礎素養（環境・共生、自然との関わり、国際理解、文化理解、国際協力等）の授業科目に加え、③社会実践をとおして体得する知や態度を養うことを重視し、座学だけでなく地域社会との連携で行うボランティア体験等、自分自身で判断する力を養うための体験型の授業や、コミュニケーション力、協働力を身につけるための合宿型授業などを提供している。その他、「デジタル情報機器を用いて自ら学ぶ力を養う」ための授業

科目、すなわち、コンピュータを用いた文学研究や、音響や映像を用いたメディア作品制作、デザイン制作、ものづくりなど、単なるコンピュータ・スキルの修得ではない、デジタル情報機器を介した他者との関わりに重点を置いた授業科目が設置されている。

○外国語科目の編成における学部・学科等の理念・目的の実現への配慮と「国際化等の進展に適切に対応するため、外国語能力の育成」のための措置の適切性

全学科・専攻における1・2年次の必修科目として「外国語科目」を設置し、1年次において2科目4単位、2年次において2科目4単位、合計8単位を修得することを卒業要件としている。また、希望する学生は4年間を通じて、複数の外国語を選択履修することも可能である。

国語国文学科、フランス語フランス文学科、児童文化学科のほとんどの学生は、必修の外国語科目として英語を選択し、1年次には、「英講読Ⅰ」（2単位）と「コミュニケーション・イングリッシュⅠ」（2単位）を、2年次には、「英講読Ⅱ」（2単位）と「コミュニケーション・イングリッシュⅡ」（2単位）を履修する。原則として、学科・専攻ごとにレベルに応じたクラス分けを行い、学科・専攻の特性に応じた英語力を学生一人ひとりのレベルに配慮しながら養成する体制が整えられている。

国語国文学科および児童文化学科児童文学・文化専攻では、高等学校においてフランス語を第一外国語として学習した学生に限り、英語の代わりにフランス語フランス文学科の専門科目を履修することを認めている。フランス語フランス文学科では、英語ではなくドイツ語を必修選択とし、1年次に「ドイツ語ⅠA」（2単位）、「ドイツ語ⅠB」（2単位）、2年次に「ドイツ語ⅡA」（2単位）、「ドイツ語ⅡB」（2単位）を履修することも可能である。また、フランス語フランス文学科および児童文化学科発達心理学専攻では、英語未習者（高等学校卒業までに英語を第一外国語として習得していない者）に、1年次の必修科目として「英講読Ⅰ」「コミュニケーション・イングリッシュⅠ」に代わる初習者向けの「英講読文法A」「英講読文法B」を履修することを認めている。

英語英文学科は、フランス語またはドイツ語を必修科目として選択する。フランス語の場合は、1年次に「フランス語Ⅰ（文法・講読）」（2単位）と「フランス語Ⅰ（会話）」（2単位）を、2年次に「フランス語Ⅱ（文法・講読）」（2単位）、「フランス語Ⅱ（会話）」（2単位）を履修し、ドイツ語の場合は、1年次に「ドイツ語ⅠA」（2単位）、「ドイツ語ⅠB」（2単位）、2年次に「ドイツ語ⅡA」（2単位）、「ドイツ語ⅡB」（2単位）を履修する。

必修以外の選択科目は、全学科・専攻の学生が履修可能である。「フランス語入門」「初級フランス語」「中国語（初級）」「中国語（中級）」「ドイツ語ⅠA」「ドイツ語ⅡA」「ドイツ語ⅠB」「ドイツ語ⅡB」「英講読Ⅲ」「コミュニケーション・イングリッシュⅢ」が開講されており、学生一人ひとりのレベル、興味・関心にしたがって履修することができる。ただし、英語英文学科の学生が英語科目を、フランス語フランス文学科の学生がフランス語科目を履修することはできない。

○教育課程の開設授業科目、卒業所要総単位に占める専門教育的授業科目・一般教養的授業科目・外国語科目等の量的配分とその適切性、妥当性

教育課程の開設授業科目は各学科によって以下のように設定されている。教育課程の卒業所要単位数は学則第26条に定められた以下の表のとおりである。

科目	学科	国語国文学科	フランス語 フランス文学科	英語英文学科	児童文化学科
宗教学科目		8	8	8	8
共通科目		20	20	20	20
外国語科目		8	8	8	8
自己の所属する学科の専門科目		84	84	88	86
各科目の最低修得単位数合計		120	120	124	122
卒業に必要な最低修得単位数合計		136	136	136	136

国語国文学科・フランス語フランス文学科・英語英文学科・児童文化学科の各学科に共通の事項は、宗教学科目8単位、共通科目20単位、外国語科目8単位で、専門教育科目は84～88単位、卒業最低修得単位数は136単位となっている。外国語科目は、各学科の定める科目により、1年次、2年次にそれぞれ4単位以上、計8単位以上の修得が課されている。なお、フランス語フランス文学科・英語英文学科においては、当該学科の語学修得は専門科目の一つとして位置づけられている。また、一般教養的な授業科目である共通科目では「情報科学基礎演習A・B」が必修として課されている。

本学の特色としては、宗教学科目が各学年2単位ずつ、計8単位の必修となっていること、学則26条に定める「差の単位」によって卒業所要単位数に専門科目のみに偏らない幅広い科目選択の余地があることが挙げられる。

○基礎教育と教養教育の実施・運営のための責任体制の確立とその実践状況

本学においては、基礎教育および教養教育を担う全学共通開講科目は、宗教学科目・共通科目・外国語科目から成っている。そのうち、宗教学科目に関しては宗教科が、また、一般教養的な授業科目である共通科目に関しては教員組織としての共通科目が、それぞれカリキュラムの立案および授業の実施・運営の責任を担っている。外国語科目については、ドイツ語と中国語に関することは共通科目（ただし、中国語に関しては教科目の特性上、国語国文学科と共通科目で担当）が、フランス語に関してはフランス語フランス文学科が、英語に関しては英語英文学科がそれぞれ授業の実施・運営に携わっている。本学の教育における基幹科目である宗教科の基礎科目「キリスト教学Ⅰ・Ⅱ」、また、共通科目の必修科目である「情報科学基礎演習A・B」においては、基本的な運営方針や教育方針については、それぞれ宗教科、共通科目において協議・決定されると同時に、各科目担当教員（チーム・ティーチングの場合には同一科目を持つ全担当教員）が、教育内容や教育方法の確認および担当教員相互の連絡の場を緊密に持つことにより、一定のレベルを保つよう配慮している。

また、専門教育における基礎教育的科目（専門導入教育的科目）に関しては、各学科・専攻がカリキュラムの立案および授業の実施・運営を行っている。

○カリキュラム編成における、必修・選択の量的配分の適切性、妥当性

本学のカリキュラム編成における、卒業所要単位数に占める必修・選択必修・選択の量的配分については次の表のとおりである（なお、本学において選択必修と分類されている科目の中には、「必修科目」に近い性格を持つ科目と、「選択科目」に近い性格を持つ科目が存在するため、量的配分の現状把握にあたっては、実態に即して前者を必修科目として、後者を選択科目として区分している）。

	卒業要件単位	必修	選択必修	選択	必修の割合	必修・選択必修の割合
	【A】 <B+C+D>	【B】	【C】	【D】 <A-(B+C)>	<B÷A×100>	※注1
宗教学科目	8	8	0	0	100%	100%
共通科目	20	4	16	0	20%	100%
外国語科目	8	8	0	0	100%	100%
国語国文学科専門科目	84	40	20	24	47.6%	71.4%
フランス語フランス文学科専門科目 ※注2	84	① 44 ② 48	③ 10 ④ 4	⑤ 30 ⑥ 36 ⑦ 26 ⑧ 32	① 52.3% ② 57.1%	⑤ 64.2% ⑥ 57.1% ⑦ 69.0% ⑧ 61.9%
英語英文学科専門科目	88	30	26	32	34.0%	63.6%
児童文学・文化専攻専門科目	86	36	8	42	41.8%	51.1%
発達心理学専攻専門科目	86	36	16	34	41.8%	60.4%

注1) $\langle (B+C) \div A \times 100 \rangle$

注2) フランス語フランス文学科専門科目の丸数字表示について、①はフランス語未習者、②はフランス語既習者、③は卒業論文あり、④は卒業論文なし、⑤はフランス語未習者でかつ卒業論文あり、⑥はフランス語未習者でかつ卒業論文なし、⑦はフランス語既習者でかつ卒業論文あり、⑧フランス語既習者でかつ卒業論文なし、を意味する。

全学共通開講科目のうち、宗教学科目・外国語科目については卒業所要単位のすべてが必修科目となっており、共通科目においても、卒業要件単位20単位のうち4単位(2006年度以前の入学者は2単位)が必修科目となっている。したがって、本学の全学共通カリキュラムは、その卒業所要単位(36単位)のうち、55.6%にあたる20単位が必修科目として設定されており、学科・専攻を越えた本学学生の基盤科目としてコア・カリキュラムの性格を有している。

また、各学科・専攻の専門科目については、卒業所要単位に対する必修科目の割合が、ほぼ5割未満となっている。フランス語フランス文学科においては、多くの入学者がフランス語初習者であることを考慮して、1・2年次配当の必修の語学科目を多数設定していることから、他の学科・専攻と比べ、その割合が5割を超えるものとなっているが、卒業所要単位に占める必修科目および選択必修科目の割合は、他学科・専攻と比べ突出したものではない。

2. カリキュラムにおける高・大の接続

○学生が後期中等教育から高等教育へ円滑に移行するために必要な導入教育の実施状況

本学では、学士課程教育への円滑な移行に必要な教育は、宗教学科目および共通科目において全学横断的な初年次教育として行われている「キリスト教学Ⅰ」および「情報科学基礎演習A・B」、そして、各学科・専攻において行われているそれぞれの専門への導入のための基礎教育(専門導入教育)において展開されている。

全学横断的な初年次教育科目である宗教学科目の「キリスト教学Ⅰ」は、本学の建学の精神を伝える中心的な科目として特徴的なものである。新入生の中には、宗教的な教え方やキリスト教をはじめで触れる学生も少なくないことから、現代社会における宗教の位置づけや人間存在と超越的な存在、科学と宗教などについて序論的に考えるなど、学生の多様性に配慮した授業が進められている。また、キリスト教学の授業では、生きていることの意味や、他者に開かれたいのちの可能性についての感性を深めることなどが重要視されていることから、学生同士の具体的な関わりができるように配慮されている。

共通科目における1年次必修科目である「情報科学基礎演習A・B」は、2006年度から初年次教育科目として開講されているが、新入生の大学へのランディングの援助に加え、IT社会からICT社会への移行にともなって概念が拡大してきている“情報”という言葉キーワードとして構成された初年次教育科目であるところに本学の特徴がある。情報収集・選択・活用・発信等の情報活用技術やモラル等の実践的な情報リテラシーやスタディ・スキルの基本に加え、大学を“情報リソース”という観点からとらえ直すことによって大学生活に関わる“情報”について学び、社会人としての基礎力を身につけると同時に、在学中だけでなく卒業後も念頭に置いたライフデザインに深く関わる女性の健康、食育など生活に根ざした“情報”をテーマとした教養コンテンツに触れる機会を提供している。

専門導入教育としては、各学科・専攻において1年次の専門科目として入門的な講義、演習、外国語科目を必修として置き、それぞれの専門分野の学問を学ぶ上で必要な基礎的知識や技術、語学力を修得させている。これらの専門教育への導入教育科目は少人数制の授業として設置されているために、きめ細やかな指導が可能であり、専任教員が中心となって授業を担当することにより、学生の専門教育への移行を容易にしている。なお、フランス語フランス文学科では、フランス語初習者における専門への導入として、フランス語の修得が前提となるために、1・2年次では語学を中心に授業が置かれているが、1年次のフランス語科目においては必ず専任教員が必修科目を担当し、2年次以降も専任教員がコーディネーター的役割を担うことにより専門教育への導入の機会となっている。

なお、入学前教育やリメディアル教育としては、AO入試および推薦入試による入学者には入学前に課題を与えるとともにスクーリングを行い、円滑な学士課程教育への導入のための教育を行っている。

る。また、基本的な情報リテラシー等については、入学後に実施する実技テスト等において高等学校卒業程度の基準に満たないものに対しては、個別学習相談などにより必要に応じて補講を行っている。

3. カリキュラムと国家試験

○国家試験につながりのあるカリキュラムを持つ学部・学科における、カリキュラム編成の適切性

本学は、国家試験につながりのあるカリキュラムを有していないため、記述事項はない。

4. 医・歯・薬学系のカリキュラムにおける臨床実習

○医・歯・薬学系のカリキュラムにおける、臨床実習の位置づけとその適切性

本学は、医・歯・薬学系には該当しないため、記述事項はない。

5. 授業形態と単位の関係

○各授業科目の特徴・内容や履修形態との関係における、その各々の授業科目の単位計算方法の妥当性

授業形態は「講義」「演習」（外国語科目を含む）「実験、実習、体育実技等」の3つに分けられている。単位計算方法は、学則第27条により、1単位を教室内外の合計学修時間45時間に対して認めることとしている。講義は「教室内における1時間の講義に対して教室外における2時間の準備のための学修を必要とするもの」、演習は「教室内における2時間の演習に対して、教室外における1時間の準備のための学修を必要とするもの」、実験・実習は「学修はすべて実験室、実習場等で行われるもの」と定められているが、学則は、準備のための学修の必要量によって、演習についても15時間につき1単位を与えることを認めている。現状では、講義および演習のほとんどが、通年で4単位、半期で2単位の授業となっており、教室外で必要となる学修時間は変わらない。

宗教学科目、外国語科目やフランス語フランス文学科・英語英文学科における語学科目、また演習科目の一部は、授業の内容および形式を考慮し、90分授業週1回の通年科目で2単位、90分授業週2回の通年科目で4単位とされている。卒業論文は通年履修となっており、論文執筆のための資料の収集や分析、指導教員による指導や実際の執筆時間などを勘案して8単位に設定されている。資格課程の実習については、事前・事後の指導のための講義と学外の実習をあわせて単位数が設定されているものもある。（事前・事後指導の科目を0単位とし、実習の科目に単位数を設定している）

学則第27条 各授業科目の単位数は、1単位の履修時間を教室内および教室外を合わせ45時間とし、次の基準により計算するものとする。

- 1 講義については、教室内における1時間の講義に対して教室外における2時間の準備のための学修を必要とするものとし、15時間の講義をもって1単位とする。ただし、場合によっては1時間半または1時間の準備のための学修を必要とするものにつき22時間半または30時間の講義をもって1単位とすることがある。
- 2 演習（外国語科目を含む）については、教室内における2時間の演習に対して、教室外における1時間の準備のための学修を必要とするものとし、30時間の演習をもって1単位とする。ただし、授業科目の種類によっては、1時間の演習に対して教室外における2時間の準備のための学修を必要とするものにつき、15時間の演習をもって1単位とすることができる。
- 3 実験、実習、体育実技等の授業については、学修はすべて実験室、実習場等で行われるものとし、45時間の実験または実習をもって1単位とする。ただし、場合によっては30時間の実験実習をもって1単位とすることができる。

6. 単位互換、単位認定等

○国内外の大学等での学修の単位認定や入学前の既修得単位認定の適切性（大学設置基準第28条第2項、第29条）

入学前既修得単位の認定は、学則第29条第2項にもとづき、単位認定の上限を30単位として認定がなされている。他大学間との単位認定については、国内では学則第29条第3項にもとづき30単位までが認められるが、現在は該当がなく、他大学からの受け入れに限られている状況である。

外国留学には長期留学と短期留学（夏期短期留学も含む）があるが、アメリカ・フランスの各協定校間において、学則第29条および外国留学規程第7条にもとづき、単位認定の上限を30単位として認定がなされており、毎年一定数の適用者がある。また、イギリス・アメリカへの短期語学研修における修得単位は英語英文学科の学生は専門科目の単位として、英語英文学科以外の学生については「差の単位」として認定される。

7. 開設授業科目における専・兼比率等

○全授業科目中、専任教員が担当する授業科目とその割合

本学における専任教員と兼任教員が担当する学科・専攻ごとの授業科目数とその割合は大学基礎データ（表3）のとおりである。

専任教員の担当する授業科目874科目は、必修科目368科目、選択必修科目254科目、選択科目252科目でなっている。専任教員の担当する授業科目数の比率は、必修科目で42.3%、選択必修科目で46.3%、選択科目で38.6%である。

本学では、少人数教育に力を入れて、外国語科目および演習科目については、1科目を複数開講しているために、専任教員だけですべての科目を担当することは困難であり、外国語科目および演習科目においては兼任教員の比率が高くなっている。また、共通科目においては、科目の多様さを担保するために、本学の専任教員の専門分野以外の科目を積極的に開講していることにより、兼任教員の比率が高くなっている。

○兼任教員等の教育課程への関与の状況

大学基礎データ（表3）に示されているように、とくに共通科目、外国語科目、資格課程科目においては、必修科目の兼任教員の関与について高い割合となっている。また、各学科・専攻の必修科目とされる基礎的な科目に関しても、学科・専攻によっては兼任教員の関与が少なくない。

これらの現状は、本学が文学部だけの大学であるということや、学生のレベルに応じた外国語教育、少人数制のクラスの実施、資格課程科目等で多様な授業を提供していることと表裏一体の関係になっている。例えば、本学では少人数教育に力を入れているために、外国語科目および演習科目については、1つの科目を複数開講し、ほとんどの科目において1科目あたりの人数を15人から30人程度に抑えている。そのために、専任教員だけですべての科目を担当することは困難となるという事情がある。また、教養科目においては、科目の多様さを担保するために、本学の専任教員の専門分野以外の科目を積極的に開講していることにより、兼任教員の比率が高くなっている。このように、現状の多様な授業内容や授業形態を維持していくことを考えると、兼任教員の関与は本学にとって欠くことのできないものとなっている。

なお、兼任教員を含めた複数の教員で同一内容の授業を展開する場合などには、授業計画の段階や授業実施後にミーティングの機会を設けるなど、専任教員と兼任教員の密なる連携を図る取り組みが行われている。

【点検・評価】

1. キリスト教ヒューマニズムにもとづくリベラル・アーツ型教育の観点からの教科目の設置

本学の学士課程教育がめざすのは、宗教学科目・共通科目・外国語科目・専門科目のすべてをと

して実現する生涯学習型教養教育（リベラル・アーツ型教育）である。とくに「豊かな人間性と広い視野のうえに専門的な知識を備えた自立的な女性を育成する」という教育目標を達成するために全学的視野に立ち、各学科・専攻の枠を越えた学修を保証する側面と、各学科・専攻の専門性を活かした学修を保証する側面の両面を持ち合わせている、ということができる。

全学横断的な学修の機会を、主として「宗教学科目」「共通科目」「外国語科目」が提供しており、所属する学科・専攻を問わず、全ての学生に対して本学が望んでいる資質・能力を身につけさせることに貢献しているといえる。とりわけ4年間にわたって必修とされている宗教学科目は、本学の教育の基本理念であるキリスト教にもとづく人格形成および建学の精神であるシャルトル聖パウロ修道女会の創立の精神に則った、知性と感性の調和のとれた女性の育成をめざす上で中心的な教科目であり、本学における特徴的科目として教育目標の実現に不可欠である。また、共通科目においては3名の理工学系の専任教員がおり、人文系単科大学における自然科学・情報科学教育という観点から、コンピュータを用いた文学研究や、学科を越えた複数の教員が担当して開講される教科目など、コンピュータや情報機器を用いて学ぶための情報関連授業科目群が配置されていることが特色である。また、情報社会の基礎素養として、学生自らが目的や能力に従って必要なコンピュータ・スキルを修得できる教科目が設置され、Windows以外のOS環境習得のためMacintoshコンピュータを用いた演習科目も置かれている。

外国語科目は、1・2年次において必修科目であるが、希望する学生については4年間を通じて、複数の外国語を選択履修することも可能となっている。語学の習得に加え、異文化理解とコミュニケーション能力を育成するために少人数クラスによって授業編成がなされている。とくに履修者の多い英語とフランス語においては、それぞれ英語英文学科・フランス語フランス文学科の専任教員をコーディネーターとして配している。

各学科・専攻では、それぞれの専門性に沿いながら、系統的に高度な専門的知識を獲得し、学修、研究活動を活性化するための特徴ある教育課程を編成しており、各学科・専攻の教育目標を達成するための教科目配置は適切である。

国語国文学科では、国語国文学に関するさまざまな知識や研究のあり方を示しながら、これからの日本、そして国際社会で求められる豊かな教養と柔軟な発想力を身につけることをめざしている。また、国語学と国文学の両面から幅広く学べるよう教科目を配置し、1・2年次に配置されている少人数制の基礎演習科目は、自ら調査し研究する基礎的な力の育成、豊かな教養や柔軟な発想力の向上に貢献している。

フランス語フランス文学科では、フランス語コミュニケーション能力の育成のみならず、異文化理解に立脚した教養を身につけることをめざしている。また、多彩な教科目（フランス（語圏）文学研究・フランス文化研究・現代フランス事情・フランス社会史研究・フランス小説研究・フランス映画論など）を配置することによって、学科の目標達成が図られている。

英語英文学科では国際社会に通用する実践的な英語運用能力と豊かな表現力を身につけることをめざしている。また、「言語系列」「文学系列」「文化系列」の3系列に分けて行う学修は、学生の英語コミュニケーション能力の向上や、英語圏の文学・文化に関する幅広い学びに対して効果的である。

児童文化学科児童文学・文化専攻では、研究と創作をとおして人生が設計できる想像力と創造力を身につけることをめざしている。また、教科目が「文学・文化研究」と「絵本制作・物語創作」の2つの軸にバランスよく配置されることによって、学生の想像力と創造力の向上が期待できる。

さらに、児童文化学科発達心理学専攻では、心理学全般に関する幅広い知識を基礎として、他者との関係や社会・文化のあり方が人の心に与える影響について学び、現代社会への鋭い視点を身につけることをめざしている。また、生涯発達心理学、臨床心理学の両面から学修するだけでなく、小児保健、精神医学、保育学、教育学、育児、福祉、女性・ジェンダー、介護、障害など、発達心理学に関連の深いさまざまな領域についての学びの機会を豊富に提供することは、専攻の目標を達成する上で効果的である。また、児童文学・文化専攻の「わらべうた研究」「ストーリーテリング研究」など、子どもとふれ合う方法に関する教科目における学びが小学校や幼稚園での教育実践における学びに、

また、発達心理学専攻における近接領域も含めた幅広い学修が保育士養成課程での学びに、それぞれ深く貢献していることも指摘したい。

このように、学科・専攻横断的な全学共通開講科目における学修と、各学科・専攻における専門科目の学修の両面をとおして、本学では生涯にわたって真・善・美を探究していくために必要な基礎力を身につけた女性を育成することを志向した教養教育、すなわちリベラル・アーツ型教育を志向して教育を行ってきた。

しかしながら、同時に、いくつかの改善点も指摘せねばならない。まず、各学科・専攻における教科目が全学的視野に立って編成されているか否かに関して、「異文化理解」「コミュニケーション能力」「国際社会で求められる豊かな教養」「すべての人間に共通する普遍的な発想」「自由を重んじる姿勢」「異文化理解に立脚した教養」「国際社会に通用する実践的な英語運用能力と豊かな表現力」「人生が設計できる想像力と創造力」「現代社会への鋭い視点」などの表記はあるものの、教育課程の全体構成から明確に読み取ることができない点が挙げられる。また、全学的・学科横断的観点から教育課程を中心的に編成する責任主体が明確でないことも指摘できる。

また、「宗教学科目」「共通科目」「外国語科目」などの全学開講共通カリキュラムと各学科・専攻の教科目が、全学の教育目標との関係においてどのように関連しているか、教科目の配置をとおして読み取りにくいことも挙げられる。また、それぞれにおいて責任主体はあるが、それぞれが全学的な視野に立ったうえで基礎教養教育を具体的に協力・実施していくための機能をまだ十分に果たしているとはいえない面もある。とくに全学共通開講科目としての外国語科目は、英語やフランス語といった言語ごとにそのカリキュラム編成の責任主体が分かれており、教養教育における外国語科目として、全学的な教育目標に照らし合わせた教科目の内容・配列となっているとはいえない。また、選択外国語科目のバリエーションが少ない点は、国際化が進む今日の社会に生きる学生たちの視点からみても検討すべき課題である。

2. 学生の実態に即した教育の実施（「一人ひとりを大切にせる教育」）

（1）FD/SDの結果を反映させた教育課程の編成

ファカルティ・ディベロップメント（以下FD）に関しては、2008年に「白百合女子大学FD推進委員会規程」を制定、施行し、学生の学修の活性化と教員の教育指導方法の改善を促進するための組織的な取り組みを開始した。この取り組みは、今後、学生の学修および教員の授業成果を客観的に検討する際に有益である。学生・教職員が一体となり、より良い授業のあり方を考える懇話会が複数回にわたり開催されているが、学生の実態を把握する上での直接的な意見聴取の場の設定は、有効かつ小規模大学の本学にふさわしいユニークな取り組みであり、教員に対する授業改善に関する意識調査も、教員自身が自らの授業を俯瞰し、省察する機会を提供するという点で極めて重要である。

2008年に「白百合女子大学FD推進委員会規程」が制定、施行されるまで、学生の学修の活性化と教員の教育指導方法の改善を促進するための組織的な取り組みについて、全学的規模での実施に至らなかったことは自戒すべき点であるが、本学にふさわしい独自のFD活動の活性化をめざして、全学的取り組みの第一歩を踏み出したことは積極的に評価できる。

（2）初年次教育と専門導入教育

宗教学科目と共通科目において全学横断的に実施されている初年次教育と、各学科・専攻における専門導入教育は、本学の建学の精神であるシャルトル聖パウロ修道女会の創立の精神に則り、学生一人ひとりを大切にせる教育の実践という面から、新入生の実態に即した教育を行うために行われてきた。また、本学における初年次教育は、オリエンテーションキャンプをはじめとした各種オリエンテーションや入学記念ミサ等の宗教行事等によっても担われてきた。さらに、アドヴァイザー制度や各学科・専攻の学会活動などの学生生活における実践は、学生の実態に即した教育に貢献しており、教育課程を補完する役割も果たしていることは本学の特長であるといえる。

初年次教育や専門導入教育は、白百合の教育の伝統において大切にされたものを、時代や社会の変

化の中でより学生の実態に即したものとするために、宗教学科目や共通科目そして各学科・専攻がそれぞれ真摯に取り組んできたものであり、評価できる。とりわけ、宗教学科目は本学創立以来、建学の精神を伝える教育と初年次教育の役割を中心的に担い続けてきた科目群であり、長年、アドバイザーであり、本学の建学の精神を具体的に生きる修道女たちがこの科目を献身的に担当していたことによって、学生の実態を把握したうえで適切に対応する教科目となっていたことは本学の教育の上で特筆すべき伝統であるといえる。

また、学生の実態に即した教育とするために、本学でもAO入試や推薦入試の合格者に対して、いわゆる入学前教育としての課題と数回にわたるスクーリングを課している。また、コンピュータ機器操作などにおいて高等学校卒業程度のスキルを身につけていない新入生などに対しては、個別相談を受け付け、必要に応じて適宜、課外における補習教育を実施している。

このように、すでに実践が積み重ねられてきた初年次教育、専門導入教育、入学前教育、リメディアル教育などについて、それぞれが持つ教育経験の蓄積の共有や検討を行うなど、全学横断的な視点からそれらを総合的に検討する責任主体を明確にすることは本学の喫緊の課題であるといえる。初年次教育科目はもちろんのこと、専門導入科目にあたる教科目を担当する教員にとっても、自らの担当する教科目が全体の教育課程の中でどのような位置にあるかを理解しやすくするために、それぞれの役割分担を明確にし、相当する内容を組み込んだ教育課程を整備するだけでなく、それをわかりやすく示すことも重要である。さらに、教育課程を補完し、学生の実態に即した本学の教育を可能としている各種の実践の成果が、検証可能な状態にまで整理されていない点や、入学者の学習状況や成績についての追跡調査の実施など、カリキュラム編成にあたり、入学者選抜方式との関係から学生の実態に即した教育を実践するための情報収集と活用が十分でない点にも改善の余地があるといえる。

3. 生涯学習の視点に立った女性のライフ・デザインの支援（生涯学習的視点）

（1）キリスト教的生涯学習の視点

「真理の探究という知性の絶えざる研磨」を教育目標としている本学においては、「真・善・美という価値を生涯かけて追い求める女性の育成」という観点に立ち、4年後の就職・進学だけではなく、人としての生涯にわたる成長、発達を念頭においた女性のライフ・デザインという観点からの教育を考えている。人間を“生涯学び続ける存在”として考えるキリスト教的人間観にもとづき、宗教学科目においては、いのちや死などの死生観をテーマにした教科目が置かれている。全学共通開講科目における初年次教育科目や女性学関連の授業においても、学生がライフ・デザインを考える機会が提供されている。また、真理の探求を続けている存在として学生とともに歩む存在である教員のあり方を、授業などをとおして身近に体験することにより、学生が生涯学習的視点を身につけていくことも多い。しかし、そのような実践の積み上げはあるものの、たとえば卒論指導の場において、学生に対し、卒業時に学びが完了するのではなく、卒業後も真理を探し求め、生涯にわたって学び続け、成長していくことのできる存在であるという意識を喚起することが不十分であるなど、教育課程の具体的な展開において検討すべき課題も見られる。卒業時の自己課題や学修課題を発見する教科目、卒業後の学習意欲（生涯学び続ける意欲）を喚起する教科目が設置されていないことなども含め、教育目標である学生の主体的学び、学び続ける姿勢を教育課程が保証していることが、教科目の内容や配列から具体的に読み取りにくい。

（2）ライフ・デザインの視点に立ったキャリア支援教育

本学のキャリア支援教育は、上述のようなキリスト教的生涯学習の観点に立ったライフ・デザインを念頭においた上でのキャリア・デザインである。それゆえ、本学のキャリア支援教育はその観点からの教科目として設置される必要がある。すでに数年前から共通科目の中において一部行われており、キャリア支援課との連携・分担協力を始めていることは評価されるが、まだ十分とはいえない状況である。キャリア支援課をはじめとした学内関係部署との協力関係を活かしつつ、キリスト教的生涯学習の視野に立ったキャリア支援教育が求められる。

4. 他者や社会とのかかわりの支援（「他者との関わりの中で」）

17世紀フランスに誕生した本学の設立母体であるシャルトル聖パウロ修道女会は、医療や福祉、とりわけ教育において助けを必要とした子女に仕えるために創立された。この修道会の創立の精神は本学の「建学の精神」の礎となっており、それに則って、本学では人格形成を「単独では獲得しえないもの」、すなわち、人びととの関わりの中で醸成されていくものとして考えてきた。それゆえ、演習や外国語科目などをはじめとする少人数教育の充実により、教員と学生との間だけでなく、学生同士もお互いに啓発し合い、ともに学び合える環境を醸成してきたといえる。宗教学科目である「キリスト教学」等においても、お互いを知りつつ学び合えるような教科目の内容を設定してきた。また、教育支援やボランティア等の教科目において地域の学校や社会福祉施設などを通じて他者や社会との関わりを体験的に学んだり、官公庁や企業など地域の教育力を活用したりした教育内容も設置されている点は評価できる。しかしながら、現代社会において学生の置かれている状況を考えると、他者や社会との協働を意識した教科目の設定やその教育内容の検討はまだ十分とはいえない。

また、本学には初等教員養成課程、中等教員養成課程、保育士養成課程、司書課程、司書教諭課程などの資格課程が設置されている。これらの課程は、当然のことながら、それぞれの分野における専門職養成を目的としているが、全学としてリベラル・アーツ型教育をめざす本学では、資格課程での学修を、学生自らのためだけのものとは考えていない。大学で学んだことを他者や社会との関わりの中で活かしていく、つまり、社会に還元していくための学びの場、という視点でとらえている。端的に言えば、本学の教育目標の一つとして掲げられている「豊かな人間性と広い視野のうえに専門的知識を備えた自立的女性の育成」を実現する一つの形としての資格課程ということになる。児童文化学科児童文学・文化専攻における初等教員養成課程を例に挙げると、当専攻の特長の一つは、専攻の特長を活かした初等教員養成を行っていることである。そして、この多くは初等教員養成課程に関する教科目である。初等教員養成課程を履修する学生が、児童文学・文化に関する学びを中心としながら、教職という実社会に身を置いた際に求められる、幅広い知識や技術を学ぶことを可能にするために、多種多様な教科目を設置しているのである。

このように、本学ではリベラル・アーツ型教育と関連性をもたせた各種の専門職養成を行っているが、国語国文学科の副専攻における日本語教員、児童文化学科児童文学・文化専攻における初等教員養成課程、児童文化学科発達心理学専攻における保育士養成課程等、資格課程を有する学科・専攻における、専門教育に関する教科目と免許資格に関する教科目の関係が、学科・専攻の教育目標との関係においてわかりにくい点は改善の余地があるといえる。

【改善の方策】

1. 教育目標等の明示と全学横断的な教育課程編成に関する責任主体の明確化

到達目標に掲げるリベラル・アーツ型教育の観点からの教科目（教養科目と専門科目）の設置については、点検・評価にあるように、全学的・学科横断的に教育課程を編成する中心となる責任主体が明確になっていない。そのことが、全学的な教育目標や入学前教育、リメディアル教育、初年次教育等の共有を妨げている点是否定できない。したがって、教育目標の明示等を含めたこれらの課題について具体的な改善の方策として次の3点を実施する。

- キリスト教ヒューマニズムにもとづくリベラル・アーツ型教育の観点から、全学横断的にみた教育目標について学生・教職員が共有できるよう、2013年度までに大学案内・履修要覧・シラバス等に明示する。
- 学科・専攻ごとの教育目標と全学的な教育目標が緊密な関係であること、全学共通開講科目と、各学科・専攻の教科目が協力的・相互補完的な関係であることを、2013年度までに大学案内・履修要覧・シラバス等に明示する。
- 全学横断的にみた学士課程における教育課程の編成を行い、学士課程教育全体の中で教職員各々が担う位置づけ、役割分担の明確化を図ることができるよう教育課程の編成を行うために、2010年

度までにその責任主体を明確にし、教育目標を実現するために、教科目の内容・配列においてどのような配慮・工夫があるのか具体的に示す。

2. 学生の実態に即した教育展開と検証の仕組みの構築

本学の設立母体であるシャルトル聖パウロ修道女会の創立の精神に則り、一人ひとりの学生をかけがいのない存在としてとらえた教育を実践するにあたり、学生の実態に即した教育を展開していくことが求められる。本学では、少人数教育を行うことにより、そのような学習環境の実現に努めているが、社会の目まぐるしい変化の中で、不断の検証が求められるところである。したがって、この課題の具体的な改善の方策として次の4点を実施する。

- 入学前教育・リメディアル教育・補習教育・初年次教育・専門導入教育に関して、その教育内容や方法について全学的な視点から情報を共有し総合的に検討する責任主体を、2010年度までに設置する。また、教科目が学科横断的に行われていることを読み取りやすくし、それを履修要覧・シラバスに明示する。
- 外国語科目に関する学修を全学一体で行えるよう検討する責任主体を明確にし、学生の実態や学科・専攻の特性に即した外国語科目の配置を全学的視点で行い、より踏み込んだ議論を行う仕組みを、2010年度までに構築する。
- 教育課程を補完している各種の実践（アドバイザー制度、各学科・専攻の学会活動など）について、2010年度以降、年度ごとに各々の実践の成果を記録し、必要に応じてこれを公開する。
- 入学者の学習状況や成績等に関する追跡調査を実施し、調査結果を2011年度以降のカリキュラム編成にあたり役立てる。

3. 教科目のカリキュラム上の位置づけの明確化と学生への明示

「学生の主体的な学修のための環境を整備する」「生涯学習の視点に立った女性のライフ・デザインを支援する」という到達目標を達成するためには、現在展開されている教科目について、カリキュラムマッピングの作業等による教育課程の構造の見直しや、専門教育と資格取得との関係性を踏まえた上での、本学の育成したい専門職像について十分な学生の理解を得ることは必要不可欠である。したがって、この具体的な改善の方策として、次の2つを実施する。

- 本学の教育課程が、学生の主体的な学び、生涯をとおして学び続ける姿勢とそのための基礎力を保障していることを明らかにするために、教育課程における「インプット — スループット — アウトプット」（いわゆる「入学時の学びの支援 — 在学中の学びの支援 — 卒業時・卒業後の学びの支援」）の有機的な構造について教科目の内容・配列をとおして示し、それを2011年度の履修要覧・シラバスに明記する。
- 専門教育に関する教科目と免許資格に関する教科目の関係について、リベラルアーツ型の学びに沿った、本学が育てたい専門職像を、2011年度の大学案内・履修要覧に示す。

②教育方法等

【現状の説明】

1. 教育効果の測定

○教育上の効果を測定するための方法の有効性

教育上の効果の測定は、各科目の担当者が試験、レポート、課題、口頭発表、実技、実習などをとおして行っている。同一科目を複数のクラスで開講している場合や、習熟度別クラス編成を採用している教科目（とくに語学科目）については、「フランス文学史概説」など一部の科目で全クラス共通テストを行っているが、教科目に責任を負う学科・専攻と授業担当者とは協力しながら、個々のケー

スにおいてもっとも効果的な方法をその都度策定している。また、全学科の1年生を対象に、入学直後と1月末に英語のプレイスメント・テストを実施し、入学後1年間の英語教育の成果を測定している。さらにフランス語フランス文学科では1年次、2年次、3年次の各学年末に、フランス語統一試験を行うことで、専門課程の基礎となる語学力について、正確な教育効果測定に努めている。

○卒業生の進路状況

卒業生の進路としては就職希望が圧倒的に多く、2008年度卒業生では全体の83%であった。そのうちの内定率は94%である。本学はリベラル・アーツ型の人文系大学であるため、必ずしも教育内容が特定の職業に直結しているわけではないが、就職者数が多いのは金融・保険業、航空会社、教育関係、サービス業等の一般企業である。2005年度に初等教員養成課程を新設して以来、教職につく卒業生が就職者数の約10%にまで増加した。大学院進学、専修学校進学者、留学者数はあわせて、卒業生数の約7%である。

2009年3月卒業生の進路状況

項目		卒業生数	就職希望者数	就職者数	大学院進学者数	専修学校等進学者数	留学者数
国語国文学科		119	96	91	5	4	0
フランス語フランス文学科		110	92	87	5	4	0
英語英文学科		118	107	103	0	3	3
児童文化学科	児童文学・文化専攻	63	52	45	0	2	0
	発達心理学専攻	56	39	38	6	1	1
合計		466	386	364	16	14	4

2. 成績評価法

○厳格な成績評価を行う仕組みと成績評価法、成績評価基準の適切性

成績評価は100～80点が「優」、79～70点が「良」、69～60点が「可」、59点以下が「不可」であり、「優」「良」「可」までが合格である。期末試験を受験せず、かつ平常点などによる評価が不可能な場合は、成績表に「未」（「未受験」の意）と記載される。また、各学期の授業回数数の3分の1以上を欠席した学生には、その科目の単位の修得を認めておらず、成績表に「超欠」（「欠席超過」の意）と表記される。

成績評価の方法は科目担当者の裁量に任されており、試験、レポート、課題、口頭発表、また、教科目によっては実技や実習などによっている。同一科目を複数のクラスで開講している場合や、習熟度別クラス編成を採用している科目（とくに語学科目）については、公平な成績評価が難しいが、大学として一律の方針を定めるのではなく、教科目に責任を負う学科・専攻が授業担当者と協力しながら、個々のケースの特性や実情を踏まえた効果的な対応を策定している。また、成績評価の方法を明確化し、学生に周知させるために、これをシラバスに明記することが義務づけられている。

なお、成績に不審がある場合には、成績に関する事故調査の制度が設けられており、学生は成績通知書を受領した後、一定期間内であれば、教務課に事故調査願を提出することができる。

○履修科目登録の上限設定等、単位の実質化を図るための措置とその運用の適切性

2009年度時点では英語英文学科のみが年間履修単位の上限を1年次で40単位、2年次で60単位と定めているが、全学共通の履修科目登録の上限設定はしていない。

これまで、履修科目登録数の制限を設けず、学生の自主性を重んじる方針を維持してきた学科・専攻においては、意欲の高い学生には効果を挙げてきたが、単位履修の方向づけをすることで学習効果を高めることも検討されはじめている。現時点では、適正な単位履修登録数についてはガイダンス時に注意を促しているが、とくに資格課程を履修する学生は、3・4年次で実習を行うための準備の必

要から、1・2年次の履修単位数が増える傾向がある。

単位の実質的な内容充実のために、演習系の教科目では授業への参加以外に、授業時間外の課題を課すことで自習を促している。また、講義科目では多くの教員が期末のレポートや試験以外に、学期中の小テストの実施やリアクション・ペーパーの提出を求めることによって、学生が積極的に授業に関われるよう工夫をしている。

○各年次および卒業時の学生の質を検証・確保するための方途の適切性

学生の学びの質を検証・保証するために、授業期間は通年科目で30週、半期科目で15週を基本としている。また、学生の習熟度の測定には、学期末と学年末の試験（レポートや実技も含む）を実施しているが、科目によっては学期中の試験やレポート、または実技により判定をする場合もある。単位修得を認める成績評価の最低点は60点で、授業回数の3分の2以上の出席が求められる。出席に関しては、授業回数の3分の1以上欠席した学生は「超欠」扱いとなり、単位の修得はできない。超欠の評価がついた教科目は、4年次の卒業判定時のみに機会が与えられる再試験の受験が認められず、留年になる場合もある。

相応しい学力を身につけさせるために、進級制限、再履修制度、留年制度を設けているが、進級制限は学科・専攻の特性を活かし、それぞれで条件を決めている。

各学科・専攻の進級条件等

【国語国文学科】

3年次への進級を制限しており、国語国文学科専門科目の1・2年次における必修科目・選択必修科目Iに該当する12科目中9科目以上の単位を修得していなければ進級することができない。

【フランス語フランス文学科】

フランス語未習者、既習者とも2年次、3年次への進級制限が設定されており、いずれも1年次の必修科目のフランス語科目5科目すべてを修得できなかった場合、2年次に進級できない。また、1・2年次における必修のフランス語科目あわせて9科目中、5科目以上について単位を修得できなかった場合、3年次に進級することはできない。

【英語英文学科】

英語英文学科専門科目の必修科目および選択必修科目Iと外国語科目（コース必修：フランス語またはドイツ語）のうち、5科目以上の単位について単位を修得できなかった場合、進級することができない。

【児童文化学科／児童文学・文化専攻】

4年次必修の卒業論文を履修するには、前年度までに指定された専門科目の必修科目と選択必修科目（計24単位）を修得していなければならない。

【児童文化学科／発達心理学専攻】

4年次必修の卒業論文を履修するには、前年度までに指定された専門科目の必修科目と選択必修科目（計36単位）を修得していなければならない。

個々の学生への履修・学習指導については、学科・専攻で学年ごとに配置されたアドバイザーが成績表配布時をはじめ必要に応じて学生と面談を行っている。

卒業論文の執筆は、国語国文学科と児童文化学科で必修（8単位）となっており、4年間の総まとめとして取り組む学生の成長ぶりは目覚ましいものがある。指導教員が論文提出に至るまで指導を行うほか、論文審査にあつては主査（指導教員）に加えて副査が査読・面接をし、きめ細かい指導と評価を行っている。

3. 履修指導

○学生に対する履修指導の適切性

学生の適切な履修を支援するために、全学科共通の「履修要覧」「シラバス」「授業時間割」「学生生活ガイドブック」を配付し、履修要覧とシラバスに関してはWebサイト上でも公開をしている。共通科目については、別途、科目の説明と履修案内を記した冊子「共通科目履修の手引き」を配布し、教科目によってはWebサイト上で履修の際の注意事項等の説明を行っている。なお、ガイダンスは新入生、在學生、編入生、資格課程ごとに行われる。

新入生については入学時のガイダンスで、単位の意味、科目群の構成、卒業に必要な単位の修得手順など、履修に関わる全般的な説明を行う。また、ガイダンス期間中に学科ごとに実施される1泊2日のオリエンテーション・キャンプでも、学科の特徴にあわせた詳しい履修指導が行われる。オリエンテーション・キャンプは、新入生がスムーズに大学生活に入れるよう、学生生活や履修に関する説明・指導と交流を目的としたガイダンスの補助的活動である。ここでは、教員・事務助手・上級学生が新入生全体への指導とアドバイスをするほか、個別相談にも応じ、履修計画の支援に効果を挙げている。在學生については、3月末のガイダンスで教員と事務助手が履修指導にあたる。また、各学科・専攻の事務助手や、各学科・専攻で学年ごとに配置されているアドバイザーが、ガイダンス時期以外も随時必要に応じて履修相談に応じている。

編入生には、全体のガイダンスのほかに、各学科・専攻の教務委員が別途ガイダンスを行い、既修得単位の認定作業とあわせて履修計画の相談に応じている。

登録の正誤確認については、最終学年在籍者については教務課にて履修状況を確認し、必要に応じて修正等の指導を行っている。

資格課程（保育士、初等教育、中等教育、司書、司書教諭、日本語教育）の履修者には、課程を担当する部署で別途履修指導を行い、学生の便宜を図っている。

○留年者に対する教育上の措置の適切性

本学の留年理由は、休学によるものと単位未修得によるものの2通りがある。単位未修得による留年には進級条件を満たさなかった場合と卒業の条件を満たさなかった場合がある。2008年度は、休学による留年者は15名、単位未修得による留年者は41名で、あわせて56名の学生の留年が決定した。留年決定後、その内の11名の学生が退学し、実際には45名（全学生の2.2%）が次年度留年となった。単位未修得による留年者の学年を見ると、4年次における卒業延期者が全体の4割を占めている。

進級条件の詳細は、学科・学年によって異なる。進級条件を設けている学科では、比較的低学年次に条件を設定することによって効果的な学修順序を守らせる役割を果たしているほか、不登校による単位未修得学生の早期把握と自己の進路を再検討させる機会として有効に機能していると思われる。

単位未修得による留年者は、年度末の成績会議（教授会）にて決定する。その後、担当アドバイザーによって本人あるいはその保証人に留年である旨の電話連絡が行われ、定められた事務手続きが進められる。次年度までの間に、必要に応じて担当アドバイザーが面談による履修や進路の指導を行うこともあり、アドバイザー制度を活用した学生一人ひとりの事情に対応できる体制を整えている。さらに、年度初めの学科・専攻別ガイダンス時には、それぞれの教務委員を中心に進級や卒業に必要な履修条件についての指導を行い、進級・卒業要件の理解不足による留年を防ぐように努めているほか、必修の授業等において欠席が続く学生や特別に対応が必要と思われる学生についての情報をアドバイザーへ集約し、場合によってはアドバイザーが学生へ電話連絡をして状況の確認を行っている。心身の不調により学修に支障をきたしている学生に対しては、必要に応じて学生相談室や健康相談室を紹介することもある。以上のようなきめ細やかなアドバイザーによる指導の結果、留年者数の推移は減少傾向にある。2008年度には従来から実施されていた再入学制度の規程整備が行われ、複数年にわたって不登校状態あるいは休学する学生へのアドバイスが明確になったことも留年者減少の一つの要因と見られる。

卒業年次学生が単位未修得で卒業が延期になった場合の、経済的・時間的負担の軽減を目的として

未修得単位数によっては前期のみにて単位を修得して卒業可能とする「9月卒業」の制度がある。例年、10名前後の学生が9月卒業をしているが、こちらも減少傾向にある。

4. 教育改善への組織的な取り組み

○学生の学修の活性化と教員の教育指導方法の改善を促進するための組織的な取り組み (ファカルティ・ディベロップメント (FD)) およびその有効性

2008年4月より「白百合女子大学FD推進委員会規程」が施行された。第1条によれば、「教授法や授業運営などの改善や教育活動にかかる知識・技能・能力の獲得または向上を組織的に支援する」ことを設置の目的とするものである。第1回委員会では委員13名(教員10名、職員3名)が学長より委嘱され、互選によって委員長を選出した。その後、月1回のペースで委員会が開催され、本学の教育、とくに授業に関わる問題点を既存の各種資料によって洗い出す作業が行われた。現在はその検証にもとづいて、(1) 学生に対する本学の教育・授業に関する意見聴取、(2) 教員に対する授業改善に関する意識調査、(3) 授業改善に活かすことのできる授業評価のあり方に関する研究を行っている。具体的には、公開授業による総合評価を含む多角的な評価や専任教員の一部授業における「授業改善のための学生アンケート」をトライアルとして実施し、その結果を、本格的な実施に向けての参考資料としてFD推進の議論に活用している。

○シラバスの作成と活用状況

従来から講義内容を記した冊子物の学生配付は行われていたが、2004年度からは、より学生の履修授業選択に資する内容にすべく書式と項目を統一した「シラバス」を作成している。各科目の記述部分については、カリキュラムにおける基本的なデータ(科目名、学年、必修・選択の区別、開講期、単位数、対象クラス、制限人数・資格情報・他学科生受入などのマーク表示、担当者名等)、および、その年度の授業内容について6項目(授業目的・概要、授業計画、評価方法・基準、準備学修・学生への要望等、テキスト、参考文献)を記載している。なお、シラバス原稿の執筆に際しては、全教員に対し、前述した6項目すべての記入と一定量の内容記述を求めている。2008年度からは資格関連科目や講義科目を中心に項目「授業計画」の実際の授業回数に即した週ごとの授業内容の記載を求め、より充実した内容を作成するように努めている。シラバスは新年度の学科別ガイダンスの際に全学生に1人1冊ずつ配付され、あわせて本学のWebサイト上においても公開を行っている。なお、Webサイト上には前年度の3月中旬から公開を行い、学生が早期に履修計画を立てられるようシラバスの活用度の向上に努めているが、学生のシラバスの実際の活用度については、2009年12月に実施された「授業改善のための学生アンケート」に設問として盛り込まれ、集計結果にもとづく分析・検討を行っている。

○学生による授業評価の活用状況

各教員による個別の授業アンケートや一部の授業での調査とその結果の授業への活用は以前から行われていたが、現段階では全授業を対象とした統一フォームによる授業評価は実施していない。ただし、全学実施に向けての議論は継続して行われており、2008年4月にFD推進委員会がスタートし、2009年1月および同年12月の2度にわたり、一部の授業において統一フォームを用いての学生による授業評価アンケートを、実施するに至っている。

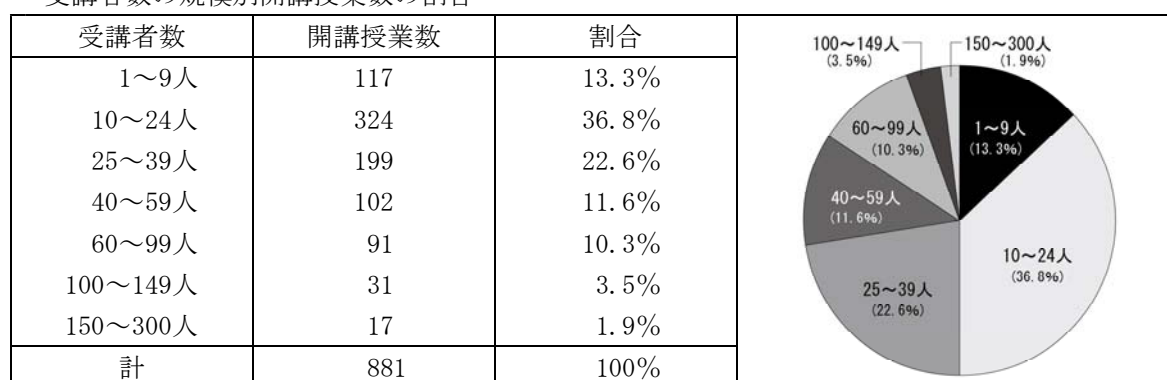
学生数2,000名ほどの規模で少人数制授業に取り組んできた本学においては、教員と学生との関係が比較的親密であり、それによってアットホームな雰囲気を育んできたことは本学の長所の一つである。その良好な関係を壊さずにより良い授業の実施へ向けて、学生の声を広く聴き改善につなげる仕組みを模索している。FD推進委員会主催により2008年12月と2009年12月には、授業全般に対する学生の声を聴く取り組みとして、「より良い授業づくりのための懇話会」が学生・教員・職員を交えて行われた。このような本学の実状にあった方法での授業改善への取り組みも開発している途上である。

5. 授業形態と授業方法の関係

○授業形態と授業方法の適切性、妥当性とその教育指導上の有効性

授業は1回90分で行われ、授業形態は「講義科目」「演習科目（外国語科目を含む）」「実験・実習科目（体育実技等）」に大別できる。実験・実習科目は学則の規定どおり「学修はすべて実験室、実習場等で行われ」ているが、外国語など一部の教科目を除き、教室外で必要となる学修時間が現状では変わらないために、講義科目と演習科目の違いを明文化した規定は、事実上存在しないといつてよい。しかしながら、演習科目では少人数クラスで学生参加型の授業を行うという認識が全学的に広がっており、実験・実習科目とともに、なるべく人数制限を設けて適切な教授方法を採用できるような配慮がなされている。授業形態の如何にかかわらず、小規模で運営されているクラスが多く、少人数教育という本学の教育方針の裏づけとなっている。2009年度に開講されている全授業（881）に対する受講者数の比率は、以下のとおりである。

受講者数の規模別開講授業数の割合



○多様なメディアを活用した授業の導入状況とその運用の適切性

教室の設備としては、CD・DVD・ビデオなどのAV機材は一部の特殊教室を除き、すべての教室で使用可能な状態である。また、ピアノ練習室、ゼミ室などの小教室を除き、教員用のコンピュータ端末が設置されている。教員の63%がパソコン利用アカウントの申請をしており、授業時にコンピュータ端末の利用が可能となっている。その他、LL教室（3教室）、情報科学教室（4教室）、音楽室（1教室）など、特定のメディアをより効果的な状態で活用することのできる教室を設けている。

学内のインフォメディアセンターでは、教室の機材管理、学内情報端末の管理、授業時の機材利用サポート、教材準備のための機材提供、マルチメディア機器（デジタルビデオカメラ、デジタルカメラ、スキャナ、ノートパソコン等）の貸出を行うなど、マルチメディアを活用した授業をサポートする拠点として体制を整えている。また、学生全員に入学時に学内コンピュータ利用のアカウントとメールアドレスを配付し、学生が使用可能な端末（Windows/217台、Macintosh/60台）を情報科学教室および廊下等のフリースペースに設置することで、レポート作成、自主学习、就職活動等に利用できる環境を整え、学生がさまざまな機材を利用した課題に取り組む際の相談にも応じている。

授業における機材の運用に際しては使用機材の希望を事前調査し、時間割を組む際に使用機材の重複が生じないように配慮している。なお、当該調査によるとおよそ3割強の教員がDVDおよびビデオの使用を希望し、2割程度の教員がCD・教材提示器・コンピュータ端末の使用を希望している。

1年次必修科目である「情報科学基礎演習A・B」（前期後期・各2単位）の中でパソコンをはじめとした情報機器の基礎的スキルを学び、その後のマルチメディアを活用した学修につながる授業を展開している。同授業ではテレビ会議システムを利用して仙台白百合女子大学との遠隔授業を受講するなど新しい試みも行われた。Webサイト上の授業・研究用ページ「Agora」には、レジュメのダウンロード可能としている授業もあり、学生の学修意欲を刺激する取り組みを積極的に取り入れている。

2002年度から、履修登録において学内コンピュータ端末を利用したWeb履修登録システムを導入した。証明書自動発行機の導入、休講情報電子化に続き、IC学生証による出席調査システムの導入

など、授業外においても多様な機器や新たな技術に触れる機会を積極的に提供し、授業内外で恵まれた設備を活用している。

○「遠隔授業」による授業科目を単位認定している大学・学部等における、そうした制度の運用の適切性

本学では、「遠隔授業」による授業科目の単位認定制度は有しておらず、記述事項はない。

【点検・評価】

1. 学生の実態に即した教育の実施（「一人ひとりを大切にする教育」）

（1）少人数教育

本学の教育の特長として、まず挙げられるのは徹底した少人数教育である。2009年度に関していえば、全授業のうち約73%が40人未満の少人数クラス（さらに、25人未満の授業は全授業の約50%）であり、教員から学生への一方通行的な伝達ではなく、学生による主体的な参加を求めやすい環境が整っている。10人未満の少人数クラスの割合も高く（約13%）、個人指導を積極的に取り入れることが可能である。他方、100人を超える大人数クラスはわずかに5.4%にとどまる。担当者が学生一人ひとりの実態を細かに把握できる規模で運営されている授業が多く、個々の学生の能力や到達度はもとより、授業内での双方向的対話をとおして、適性や性格にまで配慮した指導を日常的に行い得ていることは、本学の教育の大きな長所として評価できる。

（2）授業形態と授業方法の適切性・妥当性

本学においては、演習科目（事前事後指導を含む実習科目・実験科目を含む）が約6割配置されており、演習授業が充実している。このことは、少人数教育ということとも関連して、学生の主体的な学修（調査・実体験・発表をもとにした学修）を支援する機会を裏づけている。

しかしながら、講義科目、演習科目、実験・実習科目に大別される授業形態について、実験・実習科目は「学修はすべて実験室・実習室等で行われるもの」という学則上の定義が依然として有効だが、教室外で想定している学修量によって演習科目と講義科目を区別する学則の規定は現状に合致しなくなっている。演習科目は少人数のクラスで学生参加型の授業を行い、講義科目は教員による講義を中心に授業を組み立てるという認識が全学的に共有されてはいるものの、少人数クラスによる講義科目も多いため、実際には両者の違いは曖昧であり、明文化した規定も存在しない。なかには、受講者が60名を超える演習科目がごく一部ながら存在するなど、授業形態と教育方法の關係に一貫性が欠ける面があることは否定できない。演習科目、講義科目、実験・実習科目それぞれの目的をより明確にし、個々の授業形態にふさわしい教授方法を確実に採用できるよう、方策を検討することが必要である。

（3）各年次および卒業時における学生の質の確保

全授業回数の3分の1以上を欠席した学生には単位修得を認めず、各学科・専攻がそれぞれの実情に応じて進級条件や卒論執筆要件を課していることで、各年次および卒業時における学生の質の一定レベルの確保は、基本的には実現できていると考えられる。アドヴァイザーは個人面接などを通じて履修や学習についての相談を日常的に行っており、欠席の多い学生や学習に遅れの目立つ学生を放置しないという意識が、全学的に広く共有されていることは、とくに高く評価できる。卒業論文についても、個人面談を中心としたきめ細かな指導を行い、主査と副査の複数教員による口頭試問を徹底するなど、質を保証するための十分な施策がとられている。

ただし、全体として学生の質の向上を図る方策については、さらに検討の余地もある。欠席の多い学生、学習が遅れがちな学生に対する手当てについては、アドヴァイザーによる個人指導が一定の成果を挙げているが、こうした指導は各アドヴァイザーの熱意と判断に負う面が少なくなく、職務内容が明確に定められているわけではないのが現状である。今後アドヴァイザーの役割の共有・統一化を

図ることで、より効果的な指導を制度として保障することを考慮しなければならない。同時に、再履修クラスや補習クラスの設置・運営などについて、教務委員会等を中心に全学的な論議をさらに深めることも重要である。また、学習意欲の高い学生の支援についても検討を行っていく必要がある。

(4) 教育効果の測定および成績評価

教育効果の測定および成績評価は、少人数教育を基本とする本学の場合、学生一人ひとりの状況まで詳しく把握し得る立場にある各授業の担当者が、自らの責任において、的確と考えられる教育効果の測定法を採用し、それにもとづいて成績評価を行うという現行の仕組みがもっとも理に適っており、根本的な方針に変更が必要とは思われない。しかしながら、点数という数値のみによる評価法は、科目の特性や試験の難易度によって左右されやすいので、「優」「良」「可」「不可」それぞれをいかなる到達度の学生に与えるのかについて、教員間での共通理解を徹底させる方途を探るべきであろう。

同一科目を複数のクラスで開講している場合や、習熟度別クラス編成を採用している科目（とくに語学科目）においては、すべての受講者の到達度を客観的に判定することが、成績評価の公平性を担保するうえで必要となる。一部の教科目で行われている全クラス共通テストは、教育効果の客観的な測定にきわめて有効な方法であると認められる。しかし、学生のレベルや関心に応じて同一科目であってもクラスによって授業内容が異なるケース（中級以上の語学科目、とくに講読科目における使用教材の問題）や、担当者が特定の教授内容の理解をまず学生に求めるケース（実力試験よりもクラスで使用した教材に即した試験をクリアすることを重視する）なども多く見受けられるため、複数クラスにまたがるすべての教科目について一律の評価方法を強制すれば、教育効果の的確な測定という目的からかえって遠ざかる懸念もある。その意味で、科目に責任を持つ各学科・専攻と科目担当者として、それぞれのケースごとに解決策を探るという現行の体制は、教科目の特性や実情を踏まえたきめ細かな対応を可能にするという点において、有効に機能しているといえる。

しかし、このことが、一方で、大学全体としてこの問題を共有する姿勢を弱めてきた側面を持つことを見逃してはならない。個々の教科目の特性・実状に通じた当該学科・専攻を中心にしながらも、学科・専攻の枠を超えた横断的組織にも情報を集約し、双方が協力しながら解決法を策定していくことが大切である。

客観的な数値化が比較的容易な語学力に限定されるとはいえ、英語のプレイスメント・テストや、フランス語フランス文学科の学年末統一テストは、個々の科目をとおしての教育の積み重ねが、学生の実力をどのように伸ばしたのかを測定する手段として、十分な成果を挙げている。

(5) 教育改善への取り組み

教員の教育方法改善については、授業における学生の実態・反応の把握と教員自らの工夫と努力がともに必要である。本学は、比較的規模の小さなクラスが大きな割合を占めるために、学生と教員との直接的な対話が活発に行われ、その中で授業内容や方法についても日常的に意見交換がなされている。その他にも、小テストや中・大規模の授業ではリアクション・ペーパーを積極的に活用するなど、学生の到達度や反応の把握に熱心に努める教員も多い。

しかしながら、学生の意見を収集し、それを教員にフィードバックする授業評価の仕組みを、大学全体のシステムとして取り入れることについては、その重要性に気づくのがきわめて遅かったことを、本学は率直に反省しなければならない。2009年1月に行われた授業評価アンケートは、教員による相互評価を含むとはいえ、試行として一部の協力教員の間で先行的に行われたにすぎない。また、2009年12月に行われた「学生による授業改善のためのアンケート」は、その対象範囲を広げつつも、専任教員が担当する授業の一部を対象とした実施にとどまっている。授業評価の統一した項目、結果のフィードバック方法、学生への公表の有無など、未決定な部分について早急に方針を確定し、全学的な実施を開始しなければならないだろう。他方、同じく2008年度に専任教員を対象として行われた「授業に関する意識調査」は、授業のあり方や成績評価方法について自由記述で回答を求めるもので、単なる数量的統計にとどまらない実質的価値を持つものとして高く評価できる。

2. 学生の主体的な学修のための環境整備（自立的女性の育成）

（1）主体的な学修を促す教育

少人数教育は、本学の教育の大きな特色である。小規模の語学クラスや演習クラスにおいて、学生は自発的な学習や発表能力が求められると同時に、クラスメイトから学ぶことも多く、相互交流による切磋琢磨をとおして密度の高い教育が実現しているといえる。比較的大人数の講義科目においても、リアクション・ペーパーの提出や小テストにより自主的な学修を促し、教育効果測定工夫がなされている。卒業論文の執筆は国語国文学科と児童文化学科で必修化されているが、テーマの決定や論文執筆をとおして、学生は学ぶことの意義を確認し自らを見つめる機会を得て、大きな成長を遂げるといっても過言ではない。一方、授業関連の課外活動として、児童文化学科では、2009年度から、学生の創作・評論の発表の場として『開花宣言』（2008年度までは学内向けの学会誌『白百合児童文化』）の一般市場向け発行を開始したが、誌の編集作業は授業の実習の場として機能し、学生の主体的学修を後押しするユニークな活動となっている。このほか、英語英文学科やフランス語フランス文学科が実施しているスピーチ・コンテスト等も同様の活動の場を提供しているといえる。

教育の成果は就職率の高さにも現れている。就職難の現代にあっても好調な就職率を保持しているのは、本学の教育理念にそって育成された卒業生が広く社会に認められた結果である。

（2）履修指導と学修計画の支援

きめ細かい履修指導は、本学の特長である。とくに新生に対してガイダンス期間中に行われる1泊2日のオリエンテーション・キャンプでは、学科の特性に応じ、教職員あるいは在学生が履修説明にあたり、個々の学生にも時間をかけて対応することで学生の疑問や不安の解消に役立つことから評判もよい。

学生の履修支援の一環として、2004年度から、それまでの「講義内容」を改め、全学共通の「シラバス」を学生に配付するとともに、大学のWebサイト上でも公開している。シラバスには「授業目的・概要」「授業計画」「評価方法・基準」「準備学習・学生への要望等」の項目が盛り込まれ、学生の履修計画に役立っている。シラバスは新年度の履修登録開始の半月前から大学のWebサイト上で公開され、早い時期から学生が履修計画を立てられるよう便宜がはかられている。

一方で、シラバスの記載内容には、成績評価の方法と基準が明確に書き分けられていないものが多く、授業計画についても授業形態によっては記載がないものが散見される。今後さらに学生の学修に役立つものとするために、授業内容紹介の精粗の統一、評価基準の明確化などの見直しが不可欠である。また、学生のシラバスのさらなる活用を図るためには、利用実態の把握を踏まえた改善が必要である。

（3）進級・卒業と履修単位の上限設定

主体的な学修のための仕組みとして、計画的な履修を促すきめ細かい履修指導のほか、学科ごとにその特性を活かした形で、国語国文学科、英語英文学科、フランス語フランス文学科には進級条件が、児童文化学科には卒業論文執筆要件が設けられ、学生の意識を高めるのに効果を挙げている。その結果、毎年、進級や卒業のできない学生が何名か出るが、再履修あるいは留年をすることで、最終的には学修内容のレベルを落とすことなく、進級・卒業に至っている。この場合も、本学の特色であるアドヴァイザー制度が学生の支援に大きな力を発揮している。また、卒業論文については、丁寧な個人指導のほか厳密な面接審査が課されるなど、意欲的な学修を喚起・保障する方策が整備されている。

履修単位の上限設定は、現時点では英語英文学科のみが採用しており、全学的な取り組みはしていない。上限設定をしていない学科については、意欲のある学生の積極的な学修につながる場合もあるが、学生全体の無理のない履修計画のためには、履修指導だけに頼らず、年間履修単位の上限設定を行うことで、ある程度の履修の方向づけをすることが、学生の自主的な学修にプラスになると思われ、早急な検討が望まれる。その際に、すでに実施している英語英文学科の1年次に40単位、2年次に60単位という上限設定が参考になると思われるが、単位数の設定については、4年間をとおしてのバラ

ンスのよい履修と学修を考慮して検討を進めることが望ましい。このことは、卒業要件単位数とも連動している。現在、学生に課されている136単位は多くの大学の卒業要件単位数を上回っており、無理のない履修と密度の高い学修を考えると、見直しが検討されるべき時期に来ている。成績評価の方法については、現在もシラバスに盛り込まれている評価基準をより明確にすることにより、さらなる公平な評価が期待でき、学生の自己管理にも役立つものと考えられる。

【改善の方策】

1. FD活動のさらなる推進

学生が主体的に学修に取り組めるような環境を充実させていくために、学生・教職員相互の視点からのフィードバックの仕組みが必要であるが、その観点からも、点検・評価において指摘されている「学生による授業評価アンケート」の全学的な実施は、本学の喫緊の課題である。本学のFD活動が、教員のみならず職員・学生と一体となり進められている特徴を活かしつつ、独自のFD活動のさらなる推進のために、改善の方策として次の2つを実施する。

○FD推進委員会での研究活動を継続し、委員会にて検討された事柄を教職員に周知し、問題意識の共有を図ることができる体制を整える。

○FD委員会の主導により2010年度までに学生による授業評価アンケートの全学的な実施を実現するために、調査の方法・内容等に関する細則を定める。

2. 学生の学修サポート体制の検討・見直し

現在実施しているアドヴァイザー制度が本学のきめ細かな学生サポートを象徴する重要なシステムであるとの認識に立ち、今日的状況により適合した制度のあり方についての検討や見直しを行う必要性がある点については、点検・評価において指摘されるとおりである。したがって、そのための改善の方策として、次の2つを実施する。

○各学科・専攻ごとに行っているアドヴァイザーによる学修面や学籍に関する指導内容を含む職務内容を全学で共有化し、2013年度までに統一を図る。

○アドヴァイザー制度を軸に、学生の修学面の実態（長期欠席者や学習の遅れ）を早期に把握する仕組みを2013年度までに構築する。

3. 履修単位数の上限設定とシラバスの活用

年間履修単位の上限設定については、学生全体の無理のない履修計画のためだけでなく、単位の実質化による学生の主体的な学修を促す意味でも重要である。また、点検・評価にあるように、単位の実質化にあたってはシラバスや成績評価についても見直しを行うことが必要不可欠である。したがって、これらの課題の具体的な改善の方策として、次の2つを実施する。

○2010年度までに単位の実質化を図る上での以下の課題について検討を開始した上で、履修単位数の上限設定について2012年度入学者から適用させる。

(1) 卒業要件単位数と進級条件の見直し

(2) 設定単位数の点検、学科・専攻による専門科目要件単位数の相違の見直し

(3) 単位の実質化の方策の整備

(単位数の内訳を明らかにし、授業形態にふさわしい学修時間数や教授方法をとることを制度的に保証するための方策の整備)

(4) 資格課程履修者の履修状況の点検と取得資格数・組み合わせの条件設定

(5) 成績評価の全学的基準の設定とそれにもとづく公平な成績評価の実施

○現状のシラバスを「講義概要」と「シラバス」に分離した上で、シラバスをより学生に活用できるものとするために、現状の履修登録制度の見直しを踏まえた検討を教務委員会にて行い、2011年度までに結論を得る。

③国内外との教育研究交流

【現状の説明】

1. 国内外との教育研究交流

○国際化への対応と国際交流の推進に関する基本方針の適切性

本学の設立母体であるシャルトル聖パウロ修道女会は、フランスで誕生し、その後世界各地で奉仕と教育活動を行う国際修道会である。本学では、このような背景から、教育の国際化をめざして、学部学生の海外の協定校および認定校への派遣・受入、日本語教育副専攻の学生を対象とする海外協定校での実習、外国人ティーチング・アシスタント（TA）や留学生との課外活動による外国語・異文化の実践学習プログラム、などの国際活動に取り組んできた。

在学生の派遣にともなう留学制度の修得単位の認定は、「学則」「白百合女子大学外国留学規程」「白百合女子大学外国留学規程内規」に則って適正に行われており、修得単位を認定する短期・長期留学制度は、毎年一定数の学生が利用している。交換協定にもとづく交換留学生制度に関しては、受け入れ（フランス・パリ第7大学2名、台湾・静宜大学2名）、派遣（派遣学生数は大学基礎データ（表11）を参照）とともに継続的に行われている。少人数ながらもその特色を活かし、実質的な交流が継続して行われている。

また、2008年度から2011年度までの予定で、「大学教育の国際化加速プログラム」として「大学改革推進等補助金」を受け、大学院学生や卒業生等の支援を行うことや、補正予算による独立行政法人日本学生支援機構（JASSO）の「2009年度留学生交流支援制度（短期派遣）」（フランスへ交換留学生を1名派遣中）などを通じて、学部学生へもその国際交流活動を還元させる構想に着手したところである。

現時点では、国際化への対応と国際交流の推進に関する基本方針として明文化されたものはなく、これらの活動の中心は関連学科や担当教員に拠ることが少なくない。これらの活動を全学的に支援する立場から、国際交流関係室が2002年に設置され、2009年10月には大学組織内での位置づけや運用面での改善を目的とした組織改編を行い、国際交流室として新たな体制がスタートしている。

なお、学科横断的な取り組みとしてフランス語フランス文学科・国語国文学科・英語英文学科の担当教員による「多言語・多文化教育の方法・教材開発研究—英語・フランス語の母語話者の助手・留学生との実践学習」があり、外国人TAや留学生を組み込んだ新しい教育活動の試みが行われている。この取り組みでは、授業以外の面でも、学科研究室での学習サポート、日本語教育の実習協力、留学生が中心となる会話・料理などの各種クラブ活動、オリエンテーション・キャンプへの参加、オープンキャンパスへの参加、留学生の歓迎会・送別会、スピーチ・コンテスト、大学祭へのインターナショナル・カフェの出店、学内学会等の行事への参加、大学主催の講演会・コンサート・観劇などへの参加、など多岐にわたる活動が行われている。

【点検・評価】

1. 一人ひとりを大切にする国際交流

本学では、現在、受け入れ留学生の数が限られていることから、個々の学生に目が届く環境にあることが特長である。授業だけでなく、生活面での相談や日本語能力の補習をはじめ、個々の学生の能力に即した教育内容を実践することが可能な環境にあり、これらは大規模校には見られない特色である。このような取り組みは、形骸的に協定校の数を増やす立場とは全く異なるアプローチであり、限られた数の協定校ではあっても、身の丈にあった双方向の交流が実質的に継続して行われている点は重要である。

国内での学生を対象とした具体的な取り組みとしては、外国人TA・留学生を活用した授業が行われており、とくに、英語英文学科やフランス語フランス文学科の学生にとっては、英語・フランス語の母語話者との貴重な交流の機会となっていることが挙げられる。なお、外国人TAは、授業以外で

も学科の研究室に常駐し、学生の身近な交流の機会となり、一定の学習効果がみられる。また、日本語教育副専攻の授業では、留学生をクラスに迎え、スピーチや質疑を行う活動のほか、日本語教育実習を兼ねて海外協定校の短期研修生を受け入れる活動なども行われており、授業を通じて、留学生・日本人学生が双方向の学習・交流を行っている。

2. 全学的な視野に立った国際交流

本学の全学的な視野に立った国際交流の一つとしては、2008年度から行われている「大学教育の国際化加速プログラム」挙げられる。このプログラムでは、留学中・留学後・卒業後の留学生（派遣・受け入れ）の経験を大学全体に還元すべく、留学生間のネットワークを構築する試みがなされている。留学経験は留学生個人の留学期間のみで終わるものではなく、まだ留学をしていない学生や、留学の経験を得られない学生にとっても、貴重な資源となり得る。これらを利用し、より効果的な仕組み作りを行うことは注目に値する。

前述した取り組みや、「大学教育の国際化加速プログラム」に見られるように、本学においても、国際交流活動はさまざまな形で実施されている。しかし、現状の説明で述べたように、現時点ではそれらの基本方針にあたるものは明文化されていない状況である。国際交流室を中心とした今後の取り組みが期待される。

とくに、これから国際交流を推進していく立場からは、活動を行うための安心・安全な環境整備が不可欠である。現在、学内の行事などでは、万一の場合、保険が適用されるべく対応しているが、海外・国内研修の引率時の対応、パンデミック・事故・災害の対応などについて、明確な規定はない。そのために、活動の責任主体を明確にし、必要な方策を学内に周知徹底することが急がれる。

また、交換留学・私費留学の受け入れにあたっては、受け入れ学生が日本語での授業で単位修得に支障をきたすことがないように、語学面でのサポートが必要になる。現在は、補習として、適宜・個別に行われているものであるが、今後、全学的に日本語授業の科目設定やチューター制度などの仕組み作りが必要である。

今後さらに、学生の実態に即した国際化を推進するためには、まずは現状把握が必要になる。これまで個別の調査は行われているものの、全学規模での調査は行われたことがないために、国際化の意識を喚起し、今後の方策を立てる上でも早急な調査・分析が必要である。

【改善の方策】

他者や社会との関わりを支援するという到達目標から、本学の国際化への対応や国際交流の推進に関する基本方針をみると、個々の取り組みは活発に行われているものの、全学としての取り組みが不十分であることが点検・評価からも伺える。全学的な取り組みを促進するためには、受け入れ、派遣ともにいくつかの課題があるが、その具体的な改善の方策として次の4つを実施する。

- 2010年度までに基本方針の明文化を行い、学内全体（教員・職員・学生）への周知を徹底させ、学内組織の整備・連携を図る。
- 今後国際交流を推進していく立場からも、安全で安心して活動が行えるよう、2010年度までにその責任主体を明確にし、危機管理体制の確立など必要な方策を講じる。
- より効果的な国際交流のあり方、学生の実態に即した活動等を実現するために、国際交流活動に関する学生のニーズを把握する手法について検討を行う。
- 日本語授業の科目設定等、受け入れ留学生の語学面のサポートを充実させるための方策を検討する。

④通信制大学等

1. 通信制大学等

○通信制の大学・学部における、実施している教育の内容、方法、単位認定、学位授与の適切性と
そのための条件整備の適切性

本学は、通信制を実施していないため、記述事項はない。

(2) 修士課程・博士課程・専門職学位課程の教育内容・方法

到達目標

キリスト教精神による人格形成を根底に据え、学部の学士課程教育を基礎として、より深い学識と高い研究能力を育成するという本学大学院の目的を実現するために、時代背景・社会情勢にもとづき、学問の動向と学生のニーズにマッチした授業内容やそれぞれが自らの研究を深め、成果を得ることができるような支援体制をつくることを目的とする。

- 授業に対する学生の要望を反映させる仕組みを構築する。
- 学士課程と修士課程、さらに修士課程と博士課程との間における、教育・研究指導の連続性と発展性を保つ。
- 附置研究所の活動と修士課程・博士課程の教育内容および教員の研究とのつながりを強化する。
- 標準年限における学位の取得を促すために、学生に対する履修・研究の指導のあり方を制度化する。
- 授業内容および教育方法を改善するために組織的なFD活動を導入する。
- より広い視野からの研究を可能とするために、国外も含めた学外教育研究機関との交流を促進する。

①教育課程等

【現状の説明】

1. 大学院研究科の教育課程

- 大学院研究科の教育課程と各大学院研究科の理念・目的並びに学校教育法第99条、大学院設置基準第3条第1項、同第4条第1項との関連
- 「広い視野に立って清深な学識を授け、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要の高度の能力を養う」という修士課程の目的への適合性
- 「専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養う」という博士課程の目的への適合性
- 学部に基礎を置く大学院研究科における教育内容と、当該学部の学士課程における教育内容との関係
- 修士課程における教育内容と、博士（後期）課程における教育内容の適切性および両者の関係
- 博士課程（一貫制）の教育課程における教育内容の適切性
- 博士課程における、入学から学位授与までの教育システム・プロセスの適切性
- 専門職学位課程の教育課程と、専門職学位課程制度の目的並びに専門職大学院固有の教育目標との適合性

本学の大学院文学研究科は、学校教育法第99条「大学院は、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめ、又は高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、文化の進展に寄与することを目的とする」が示す大学院の目的に則り、キリスト教、とくに「カトリシズムの世界観による人格形成」「知性と感性との調和のとれた女性の育成」という建学の精神にもとづいて、学部における学術研究の基礎のうえに、さらに深い学識と高い研究能力とを養い、以て文化の向上と人類の福祉とに寄与することを目的としている。

修士課程の5専攻（発達心理学専攻、児童文学専攻、国語国文学専攻、フランス語フランス文学専攻、英語英文学専攻）では、学士課程において取り組んできたキリスト教精神にもとづく教育と“真・善・美”の追求を継承し、それぞれの領域における高度の専門的な学識の修得と研究能力の向上に努めている。

発達心理学専攻においては、乳幼児期から児童期、青年期、成人期、老人期にわたる人間の心と行動を、生涯発達のおよび比較文化的視点、さらに臨床的視点から研究している。また、より実践的な社会への貢献を果たすべく、修士課程については発達心理学コースと発達臨床心理学コースの2コース制を採用している。いずれのコースも学会連合格である臨床発達心理士の受験資格を得ることができるカリキュラムを展開しているほか、発達臨床心理学コースについてはさらに日本臨床心理士資格認定協会より第1種大学院の指定を受けており、研究者はもちろん、臨床心理の専門家養成に力を入れている。

児童文学専攻においては、子どもと文学の関係について考え、内外の児童文学作品の分析、書誌的、歴史的研究を行い児童文学独自の批評・研究の確立をめざしている。また、児童文化について演劇、漫画、アニメなど多様なメディアを研究対象としており、新しい学問にふさわしい自由な発想による研究をとおして、児童文学研究者のみならず翻訳や創作の分野においても活躍し得る高い能力を有する人材の育成を行っている。

国語国文学専攻においては、国語学、国文学、日本語教育の3つの研究分野に対して、専門的かつ学際的に研究を進め、その多岐にわたる研究対象に対して、キリスト教文学、女流文学あるいは文学に表現された女性のあり方についての研究など、さまざまな角度からアプローチを試みることで、さらなる学識を深め、実力と人間性を兼ね備えた研究者、あるいは豊かな教養と高度な知識を駆使できる職業人の育成を行っている。

フランス語フランス文学専攻においては、フランスの言葉と文学を中心に、文化に対する興味と高度な言語運用能力を開発し、研究者だけでなく、国際交流や創作活動など幅広い分野で活躍できる職業人の育成をめざしている。フランス文学研究にあたっては、キリスト教的文化風土の理解など異文化間の交渉、受容、理解という視点について留意するだけでなく、歴史、思想、芸術等、他の諸領域との多面的かつ重層的な関連にも留意している。

英語英文学専攻においては、英語学、英米文学、欧米文化の3つの領域を主要な柱に据え、英語圏の言語文化の多種多様な世界を研究対象としている。高度な専門知識や柔軟な研究能力を培うと同時に、国際的な広い視野をもって、自発的に社会に貢献できる、深い異文化理解とコミュニケーション能力を有する人材の育成を行っている。

なお、国語国文学専攻、フランス語フランス文学専攻、英語英文学専攻では、中学・高等学校教諭専修免許状の取得が可能である。

博士課程3専攻（発達心理学専攻、児童文学専攻、言語・文学専攻）では、専門分野において教育・研究にあたる能力をそなえた研究者の養成と、高度の学問的知識と能力を活かして、各種民間団体、公的機関等で活躍できる専門的職業人の育成とを目的として、教育・研究活動に取り組んでいる。

発達心理学専攻と児童文学専攻の博士課程については、修士課程における教育・研究をさらに深めるものであり、言語・文学専攻は、日本語学・日本文学分野、フランス語学・フランス文学分野、英語学・英米文学分野の3つの専門分野から構成され、修士課程における国語国文学、フランス語フランス文学、英語英文学の3専攻での教育・研究成果をさらに高度の水準に発展、成熟させることを主要な目的としている。また、それぞれの専門分野の固有の領域における教育・研究の水準を最大限に高めていく一方で、3専門分野にまたがるオムニバス形式の科目を必修として課し、3専門分野のスタッフの緊密な相互協力と共通理解のもとに、これを総合する広汎な総合性、一般の視野のもとで、言語・文学についての高度の基礎理論の習得に取り組んでいる。

本学大学院の修士課程5専攻は、いずれも学部の学科・専攻に基礎を置いており、大学院教育を担

当する教員の多くが学士課程教育の担当教員でもある。したがって、大学院の教育内容は学士課程における教育内容との密接なつながりの上に成り立っている。学部を構成する学科・専攻のうち、国語国文学科、英語英文学科、児童文化学科（児童文学・文化専攻、発達心理学専攻）では、3・4年次にゼミが設けられており、ゼミの内容が大学院での研究領域に対応しているため、学部における学士課程教育と直結した形で、学習内容を深化させることができる。

一方、3・4年次にゼミを設けていないフランス語フランス文学科においても、卒業論文を選択した学生には専任教員が個別に綿密な論文指導を行っており、修士課程においてもその延長線上で修士論文の指導が行われている。同学科で卒業論文を選択しない学生に関しては、専任教員の担当する「特殊講義」の選択履修を必修としており、当該授業で学習した内容を修士課程で深めることができるよう工夫している。また、フランス語フランス文学専攻は少人数である特色を活かし、カリキュラムを組む際には、学部から進学する学生の学士課程における学習が修士課程においても継承されるように配慮している。

博士課程の教育内容は、修士課程で修得した知識の専門性の基盤のうえに立って、それをさらに高度なものとするために、専門分野の知識の深化、専門能力の習得ならびに隣接分野をも視野に入れた総合的な視点の獲得を目的としている。さらに、学生が自らの研究を論文として発表するための指導も綿密に行い、創造性や自立性をもって研究活動および専門的職業に従事する能力の育成に努めている。

言語・文学専攻においては、学生が修士課程の段階で習得し開発した日本語学、日本文学、フランス語学、フランス文学、英語学、英米文学に関する専門的な知見と研究能力の蓄積をいっそう深めて、博士課程の段階にふさわしいより高度に専門化された水準に導くとともに、それら個別の領域において専門性を深めることと並行して、個々の領域にとらわれない学際的、横断的な広い視野に立つ総合的な研究にむけての高度な基礎理論の習得の指導に取り組んでいる。

授業に関しては、少人数制を余儀なくされている事情から、修士課程と博士課程との共通の授業を設けている場合がほとんどであり、両者が密接な関係の上に成り立っていることは疑いようがない。受講生が少数である利点を最大限に活かし、一つの授業の枠の中で、それぞれの学生のレベルや専門的興味に応じた指導を行っている。

博士課程における入学から博士論文執筆、学位授与に至る過程に関しては、履修要覧において、学生生活ガイドブックにある「白百合女子大学大学院学位規則」への参照を促す形で学生に周知している。すなわち、本学大学院の博士課程に3年以上在学し、正規の授業を受け、発達心理学専攻および児童文学専攻においては30単位、言語・文学専攻においては24単位を修得し、かつ必要な研究指導を受けたうえで、博士論文の審査、最終試験に合格した者に学位が授与される。

また、博士課程に入学する時点で学生は研究計画書を提出するが、1年次の最初から研究分野にしたがって指導教員が選出され、その指導のもとに研究が進められる。本学大学院の修士課程から博士課程の同専攻（国語国文学専攻、フランス語フランス文学専攻、英語英文学専攻の場合は、言語・文学専攻）に進学する場合には、基本的に修士課程のときの指導教員が指導を継続している。近年、フランス語フランス文学科では、専門分野への配慮から、修士課程においては実質的な指導を非常勤の教員に委託していることもあるが、その場合、博士課程では専門分野の最も近い専任教員が指導にあたるよう変更している。

教育・指導のシステム・プロセスの詳細は専攻ごとに定められている。その中心は、指導教員による個別指導であり、授業外で定期的に面談を行って、学生の研究の進捗状況をよく理解したうえで、最適な指導を行っている。常に一人ひとりの学生から目を離すことなく、個々の可能性を最大限に引き出し、高度な研究、専門的職業に従事できる能力を育成するために丁寧かつ徹底した指導を特色としている。

なお、論文提出から学位授与までのプロセスとしては、論文を受理したのち、学長が大学院研究科委員会にその旨の報告を行い、審査を付託する。大学院研究科委員会は、この付託を受けて審査委員会を設置する。審査委員会は論文の審査ならびに最終試験を行ってその可否についての意見を決定するが、論文とそれに関連する科目について行われる最終試験は原則として口頭発表およびそれに対する質疑応答の形で公開で行われている。博士の学位については、学長が論文を受理した日から1年以内に論文の審査、および最終試験を終了しなければならないが、特別の理由がある場合には、大学院研究科委員会の議を経て、1年以内に限り延長することができる。審査委員会の可否の意見は、大学院研究科委員会の議決を経て正式なものとなる。

本大学院は、専門職学位課程を有していないので、専門職学位に関わる記述事項はない。

2. 授業形態と単位の関係

○各授業科目の特徴・内容や履修形態との関係における、その各々の授業科目の単位計算方法の妥当性

授業形態は、「講義」「演習」「実習」の3つに分けられる。大学院の授業科目の単位計算方法は学士課程と同様、大学学則第27条により、1単位の履修時間を教室内および教室外を合わせ45時間とし、原則として、大学学則第27条の基準にしたがって計算している。1年間の授業期間は前期15週、後期15週である。科目には、半期間15週の半期科目と、1年間30週の通年科目がある。90分授業週1回の講義または演習については、原則として、半期科目を2単位、通年科目を4単位として計算している。実習については、通年科目を2単位として計算している。

修士課程において「修士論文」は必修だが、授業科目として単位設定はされていない。ただし、発達心理学専攻では「修士論文指導」（修士課程）および「研究指導」（博士課程）が2単位の通年科目として設定されている。他専攻ではこれにあたる科目は設定されていないが、指導教員が徹底した個別指導を丁寧に行っている点はいずれの専攻においても変わりはない。

大学院の授業は少人数制で行われており、学生が発表や討論をとおして積極的に授業に参加することが求められ、各自が研究テーマに沿って自立して研究を行う能力を培うことをめざしている。

3. 単位互換、単位認定等

○国内外の大学院等での学修の単位認定や入学前の既修得単位認定の適切性
(大学院設置基準第15条)

国内の大学院での学修の単位認定については、学生が研究上に必要な場合、協定を結んだ他大学大学院において開講されている授業科目を委託特別聴講生として履修することができる。委託特別聴講生制度では、修了要件単位に含めることができるものとして指導教員が承認した科目についてのみ履修が認められ、他大学大学院で修得した単位は、大学院研究科委員会の議を経て、一定の条件下で10単位を限度に認定される。認定可能な上限単位数に関しては大学院学則第25条に示され、履修要覧でも詳細に説明されている。

2009年度現在、本学大学院の全専攻がカトリック女子大学大学院委託特別聴講生制度により、聖心女子大学大学院文学研究科（全専攻）および清泉女子大学大学院人文科学研究科（全専攻）と単位互換の協定を結んでいる。その他、本学大学院の発達心理学専攻が上智大学大学院総合人間科学研究科（心理学専攻）および日本女子大学大学院人間社会研究科（心理学専攻）と、フランス語フランス文学専攻が大学院フランス語フランス文学専攻協議会加盟の各大学院研究科と協定を結んでいる。

委託特別聴講生制度を利用している学生は、2009年度については、本学大学院から他大学大学院への聴講生は2名（上智大学大学院、武蔵大学大学院）、他大学大学院から本学大学院への聴講生の受け入れは1名（聖心女子大学大学院）であり、これを含めて過去4年間のデータは以下のとおりである。

委託特別聴講制度の利用状況

		2006年度	2007年度	2008年度	2009年度
他大学への委託聴講	修士課程	3	2	0	0
	博士課程	1	0	0	2
本学への委託聴講	修士課程（博士課程前期）	0	1	2	1
	博士課程	0	0	0	0

国外の大学院での学修の単位認定は、国内と同様の委託特別聴講生制度の協定を結んでいる大学はないが、本学大学院の学生が外国の大学および大学院へ留学して修得した単位については、大学院学則第16条第2項に定められているとおり、大学院研究科委員会の議を経て、一定の条件下で10単位を限度に認定される。このことは大学院履修規程第3条にも明記されている。

入学前の既修得単位の認定は、大学院学則第18条第2項に定められているとおり、修士課程および博士課程学生が大学院において入学前に修得した単位について、大学院研究科委員会の議を経て、一定の条件下で10単位を限度に認定される。

4. 社会人学生、外国人留学生等への教育上の配慮

○社会人、外国人留学生に対する教育課程編成、教育研究指導への配慮

社会人学生については、本学大学院では社会人特別選抜試験は実施されておらず、そのため教育課程編成上も特別の措置は講じられていない。社会人が本学大学院に入学を希望する場合は、各専攻の入学試験を受験して合格する必要があるが、入学した社会人の学修は各自に任せられている。

外国人留学生については、修士課程に入学し得る者として、大学院学則第12条第1項に「外国において学校教育における16年の課程を修了した者」が、博士課程に入学し得る者として、同第2項に「外国において、修士の学位に相当する学位を授与された者」と定められている。本学大学院では、外国人特別選抜試験を実施していないため、外国人留学生は各専攻の入学試験を受験して合格する必要があるが、一部の専攻においては、外国語科目として「日本語」を選択することができる。外国人留学生の数は専攻によって偏りがあり、現在、児童文学専攻に大学院学生6名（修士課程3名、博士課程3名）、国語国文学専攻に研究生1名が在籍している。

外国人留学生の教育課程編成については、特別の措置は講じられていない。外国人留学生は入学試験に合格して入学しているので、その日本語能力には問題がない。外国人留学生の在籍者が多い児童文学専攻では、児童文化研究センターのプロジェクトをとおして、外国人留学生を語学・研究の面において支援するチューター制度を設けている。

5. 連合大学院の教育課程

○連合大学院における、教育内容の体系性・一貫性を確保するための方途の適切性

本大学院は、連合大学院ではないので、記載事項はない。

6. 「連携大学院」の教育課程

○研究所等と連携して大学院課程を展開する「連携大学院」における、教育内容の体系性・一貫性を確保するための方途の適切性

本大学院は、当該項目に該当しないので、記載事項はない。

【点検・評価】

本学大学院のそれぞれの専攻において、キリスト教精神にもとづく教育、“真・善・美”の追求という理念のもとに、高度の専門性と研究能力、高度の職業能力を養うという目的の達成のための努

力が行われている。大学院設置基準第1条の2には「大学院は、研究科又は専攻ごとに、人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を学則等に定め、公表するものとする」とあるため、本学大学院が1研究科（文学研究科）体制であることを以て、専攻ごとの人材養成に関する目的や教育研究上の目的については学則に定めてはいない。ただし、それぞれの専攻において、人材の育成に関する目的や教育研究上の目的が大学院案内や大学Webサイト等において公表されている実状から考えて、必要な議論を踏まえたうえで、これを大学院学則に定めることが適当であろう。

修士課程においては、徹底した少人数制によって、個々の学生の関心を把握し、それを尊重しながら高度な研究へと展開する指導が、とりわけ個別指導の形で行われている。とくにフランス語フランス文学科においては、在学する学生の興味を視野に入れたうえでカリキュラムが組まれており、原典の講読によって読解を助けるなどの形で、学生の研究の進展に大きく寄与している。学部基礎を置く大学院研究科における教育内容と、当該学部の学士課程における教育内容との関係に関しても、本学の場合、兼担教員による一貫した教育が可能であり、その連続性は確保されている。したがって、学生が学部で見出した研究テーマを、同一の教員の指導のもとで深めていく指導の形が大多数となっている。さらに修士課程と博士課程の教育内容に関しても同様の連続性が確保されており、上位課程に進むにつれて、学修内容を充実・発展させ、さらに幅広い知識の修得と専門性の確立、自立した研究能力と専門職業人としての能力の育成をめざした教育課程の編成が確立しているといえる。

博士課程においても、おもに個別指導の形で学位論文執筆に向けた指導を行い、相応の成果を上げている。ただし、言語・文学専攻においては、進学者の数が少ないことから、設置している科目が修士課程との共通授業となっている場合が大半であり、形のうえでは、修士課程の上に立つ博士課程の授業が確保できていないのが現状である。それでも、実際には、修士課程の学生も少数であるために、一つの授業の中で、個々の学生のレベルに応じた課題を与え、それを授業の場で検証していくことが可能となっており、修士課程、博士課程双方の学生にとって、実り豊かな研究の場となっている。

学際性という観点からは、他専攻にまたがる授業設定として、国語国文学専攻、フランス語フランス文学専攻、英語英文学専攻の学生が、前述したオムニバス科目の履修ができるというものがあるが、それ以外には授業設定は行われていない。したがって、たとえば、発達心理学専攻と児童文学専攻が、あるいは児童文学専攻と言語・文学専攻が共同して開設する授業の設置なども考えられてよいだろう。

大学院の授業科目は、「講義」「演習」「実習」の形態で行われ、単位の計算方法は、90分授業週1回の講義または演習については、半期2単位、通年4単位、実習は通年2単位とされており、大学院設置基準に準拠したもので妥当である。

発達心理学専攻において、通年2単位で設定されている「修士論文指導」（修士課程）および「研究指導」（博士課程）は、他専攻では授業科目として設定されていない。実態として、指導教員が徹底した個別指導を丁寧に行っているのが問題はないが、論文作成のための指導を教育課程の中で明確に位置づけ、より綿密なものにするためには、全専攻で「修士論文指導」「研究指導」を科目として設定することも考えられる。

単位互換については、委託特別聴講生制度が十分に整備されている。この制度を利用する学生はそれほど多いわけではないが、研究上必要な学生にはよりいっそう有意義な制度となるよう、協定を結ぶ大学院や科目の検討を継続していくことが大切である。

社会人に対する教育課程編成上の特別な措置については、社会人特別選抜試験が実施されていないこともあり、現状では入学した社会人の学修は各自に任せられている。しかし、社会人学生は今後増加する可能性が高く、その社会的ニーズに対応して、意欲のある社会人を受け入れるためには、教育課程編成上なんらかの特別な措置を講ずることが求められる。

外国人留学生のための特別選抜試験は実施されていないが、入学試験の外国語科目として日本語を選択することができるのは外国人学生に対する配慮として適切である。教育課程編成上も特別な措置は講じられていないが、入学試験に合格した外国人学生は大学院での学修に必要な日本語能力を有している。児童文学専攻で設けられている外国人学生支援のためのチューター制度は、さらなる教育・

研究上の支援策として効果を挙げており、評価できる取り組みである。

※【改善の方策】は、「(2) 修士課程・博士課程の教育内容・方法」全体をまとめて51～53ページに記述する。(以下同じ)

②教育方法等

【現状の説明】

1. 教育効果の測定

○教育・研究指導上の効果を測定するための方法の適切性

- ・修士課程、博士課程、専門職学位課程修了者（修業年限満期退学者を含む）の進路状況
- ・大学教員、研究機関の研究員などへの就職状況と高度専門職への就職状況

教育・研究指導上の効果の測定は、各専攻とも多方面から行っている。また、各科目については、担当者が口頭発表、討論、試験、小論文やレポートなどをおして行っている。修士論文指導については、原則として、指導教員が徹底した個別指導を行っているが、発達心理学専攻だけは複数指導制を採用している。ただし、複数指導制を採用しない専攻でも、学生は必要に応じて随時、指導教員以外の教員にも指導を受けることができる。また、全専攻において行われている修士論文の中間発表会をおして、論文指導にあたる専攻教員が全員参加しての多方面から指導も行われている。なお、児童文学専攻では、修士論文の審査および最終試験の終了後、さらに、修士論文発表会を行っている。

学会での研究発表や学内外の論集や学術誌への論文掲載も、研究指導上の効果を測定するために有効であり、とくに、博士課程の学生に対しては積極的に論文投稿を行うよう薦めている。本学研究施設の発達臨床センター、児童文化研究センター、言語・文学研究センター、生涯発達研究教育センターの各研究論文集は、投稿論文の査読制を設けており、それによって研究指導上の効果を測定し、あわせて学生が研究成果を発表するための役割も果たしている。

修士課程修了者の進路状況は、博士課程への進学（本学、他大学、外国の大学院）、大学非常勤講師、大学専任助手（本学研究室）、大学非常勤助手（本学研究施設、本学研究室）のほか、多岐にわたる。教員（小学校、中学校、高等学校）、講師（専門学校、日本語学校、インターナショナルスクール、予備校）、図書館司書、翻訳家、本学事務職員、また、民間企業（出版社、法律事務所、貿易・特許事務所、保険会社、テレビ番組制作会社、病院など）に勤務している者がいる。発達心理学専攻修了者は、臨床心理士、臨床発達心理士といった資格を活かした心理臨床職に就く者が多く、その内訳は、教育相談所（市町村）、保健所（市町村）、スクールカウンセラー（公立および私立の小学校、中学校、高等学校）、学生相談室（大学、短期大学等）、療育施設・リハビリテーション施設、子育て支援・家庭支援施設、特別支援関連施設、巡回相談（保育園、幼稚園、小学校、中学校等）、児童相談所、児童養護施設・乳児院、精神科等の病院（クリニック）、本学発達臨床センター等の大学研究施設、公務員（法務技官、防衛技官等）となっている。

博士課程修了者（単位取得満期退学者を含む）の進路状況は、大学専任教員、短期大学専任教員、大学非常勤講師、大学専任助手（本学研究施設）、大学非常勤助手（本学研究施設、本学研究室）、教員（中学校・高等学校）などである。発達心理学専攻修了者には、研究機関の研究員、日本学術振興会特別研究員、心理臨床職に就く者がおり、児童文学専攻修了者には、翻訳家、評論家として仕事をする者、外国大使館に勤務する者がいる。また、このほか、講師（専門学校、予備校）、図書館司書、民間企業（出版社、法律事務所など）に勤務する者もいる。

2. 成績評価法

- 学生の資質向上の状況を検証する成績評価法の適切性
- 専門職学位課程における履修科目登録の上限設定とその運用の適切性

大学院科目の成績評価は5点法で行われ、「5」を最高点とし、「2」以上が合格、「1」が不合格である。このことは、大学院履修規程第7条および学生生活ガイドブックにも明記されている。

各科目の成績評価については、担当者が、口頭発表、討論、試験、小論文、レポート、実習などによって行っている。成績評価の方法を明確化し、学生に周知させるために、これをシラバスに明記することが義務づけられている。修士論文については、指導教員である主査1名、副査2名の3名で審査し、最終試験を踏まえて成績評価を行っている。

なお、本大学院に専門職学位課程は置いていない。

3. 研究指導等

- 教育課程の展開並びに学位論文の作成等を通じた教育・研究指導の適切性
- 学生に対する履修指導の適切性
- 指導教員による個別的な研究指導の充実度

修士課程5専攻（発達心理学専攻、児童文学専攻、国語国文学専攻、フランス語フランス文学専攻、英語英文学専攻）における教育課程の展開については、発達心理学専攻では、開講授業科目の一部にシーケンス（順序性・学年的配列）を持った「積み上げ型」の授業科目が設けられているが、その他の専攻は、おおむね担当教員の専門領域を講義・演習する「並列型」のカリキュラム構造になっている。この科目履修のほか、研究施設である発達臨床センター、生涯発達研究教育センター、児童文化研究センター、言語・文学研究センターを通じての教育活動も行っている。なお、各専攻とも、基準に達した修士論文がおおむね修了年限内に提出されている。

博士課程3専攻（発達心理学専攻、児童文学専攻、言語・文学専攻）における教育課程の展開については、修了要件単位として、発達心理学専攻と児童文学専攻は30単位を、言語・文学専攻は24単位を課しており、このうち発達心理学専攻は、「心理学実験観察指導法A」「心理学実験観察指導法B」の2つの授業科目を必修としている。また、言語・文学専攻では、オムニバス形式による授業を行い学際的授業も展開している。

博士論文作成を通じた教育・研究指導の基本的な事項は、博士課程の修了要件についての規程（「百合女子大学大学院学則」第18条第1項）および博士の学位に関する規程（「大学院学位規程」第4条および第5条第2項）に加えて、専攻で定めている内規・細則にしたがったものであり、その一部は履修要覧に記載し、周知している。

博士課程に入学する時点で、学生は「研究計画書」を提出するが、入学当初から研究分野にしたがって、指導教員（発達心理学専攻では併せて副指導教員も）が選ばれ、そのもとで研究が進められる。なお、本学大学院の修士課程から博士課程の当該専攻に進学する学生の場合は、基本的に修士課程のときの指導教員が継続してこれにあたることとなる。

教育・指導の詳細は、専攻ごとに異なるが、発達心理学専攻では、博士課程2年以上の学生は、指導教員の指導のもとに博士論文計画書を提出し、論文作成は指導教員による個別指導および研究指導の授業や共同演習をとおして、関係科目教員の協力を得て進められる。研究者としての社会的責任、倫理についての指導も行われ、とくに調査や実験の開始前に研究倫理規定に則ったものであるかの検討を丁寧に行い、認可申請書を作成させている。また、児童文学専攻では、博士論文提出までに査読付きの専門学術誌やそれに相当する専門誌に最低1本の論文を投稿していることを条件としている。

修士課程・博士課程いずれの場合も、共同演習などにおける論文構想発表、中間発表を行う義務があり、指導教員以外の教員との質疑応答、討論等をとおして指導を受けることができる。

学生は、履修科目の選択、研究一般、学位論文の作成、および各手続における承認等、全般にわたって指導教員による指導を受ける規定になっている。履修指導については、修士課程・博士課程の1年次は、「指導教員届」に指導教員の署名・捺印を受け、所定の期日まで教務課に提出するほか、全学年とも履修登録時に指導教員の署名のある「履修科目一覧」を提出することとなっている。

指導教員による個別的な研究指導について、履修指導をはじめ、大学院での学び方、修士論文構想、研究論文および論旨の作成・発表・進路に関することなど、学生の要望に応じ、個別指導は年間をとおして随時、面談やメール等によって丁寧に行われている。例えば、博士課程への進学希望者には、海外の論文の講読を勧めるなど、指導教員は日常的、個別的に、学問的な問題はもとより、ときには学問外の問題も含めて、アドバイザーとして助言できる体制にある。

複数指導制を採用している発達心理学専攻では、基本的には指導教員が中心となって指導し、同領域の教員が必要に応じて指導の補佐を行い、主・副指導教員について明確に説明している。また、研究面、一般学習面、さらに生活面などの支援を分担している。なお、主・副指導教員の指導の関係に問題があれば、専攻会議で協議する態勢にある。

4. 医学系大学院の教育・研究指導

- 医学系大学院における臨床系専攻の学生に対し、病院内外でなされる教育・研究指導とこれを支える人的、物的体制の充実度
- 医学系大学院における臨床系専攻の学生について、臨床研修と研究の両立を確保させるための配慮の状況とその適切性

本大学院は、医学系ではないので、記述事項はない。

5. 教育・研究指導の改善への組織的な取り組み

- 教員の教育・研究指導方法の改善を促進するための組織的な取り組み（ファカルティ・ディベロップメント（FD））およびその有効性
- シラバスの作成と活用状況
- 学生による授業評価の活用状況

2008年度より「FD推進委員会」を設け、「白百合女子大学FD推進委員会規程」にもとづいて「教授法や授業運営などの改善や教育活動にかかる知識・技能・能力の獲得または向上を組織的に支援する」取り組みを始めている。また、2009年度より「大学院専門委員会」を設け、大学院の教育内容および教育方法に関わる教務の事案を、学部の教務委員会と異なる組織として、専門的に取り扱うことを始めている。これまで、教員の教育・研究指導方法については、修士課程5専攻、博士課程3専攻の授業担当教員による専攻会議において行われてきたに過ぎず、組織的・方法的な実施・評価は、検討を開始した段階である。

シラバスの作成と活用状況については、2004年度より全科目について統一した様式で作成し、履修指導のガイダンスにおいて学生全員に配布する「冊子版」と前年度3月中旬より本学のWebサイト上に来年度時間割とともに公開している「電子版」の2つの形態でシラバスを提供している。記載は、基本的なデータ（科目名、担当者名、対象学年、必修・選択の区別、開講期、単位数、科目等履修の可否など）と授業内容（副題、授業目的・概要、授業計画、評価方法・基準、準備学習・学生への要望等、テキスト、参考文献）からなっている。とくに、2008年度より「授業計画」（各回の授業内容）の部分を実際の展開に即して記載するよう促している。学生は、シラバスにもとづいて履修計画を立て、研究助手や担当教員の相談・指導を受けたうえで履修科目を決定している。

学生による授業評価については、全科目に対する調査用紙を用いた組織的なものは行っていない。少人数教育の環境において学生と教員のコミュニケーションが緊密なためである。その他に、個別の

授業評価としては、教員が授業ごとに行うリアクションペーパーの記述や、助手や教務委員の教員が受ける履修相談などがある。また、授業科目とは異なる「修士論文・博士論文の指導」や「研究施設や学会における研究活動の指導」などについても、学生の意見を組織的に聴取したことはない。

【点検・評価】

教育・研究指導上の効果の測定は、各専攻とも多方面から行うよう努めているが、論文の複数指導制は、発達心理学専攻以外では採用されていない。これまで指導教員による個別指導で特段の問題は生じていないが、複眼的な論文指導を可能にするためには、全専攻で複数指導制をとることを検討するべきであろう。本学研究施設の発達臨床センター、児童文化研究センター、言語・文学研究センター、生涯発達研究教育センターの各研究論文集は、投稿論文の査読制を設けることによって、研究指導上の効果を測定するとともに、学生が研究論文を発表する場としても一定の効果を挙げている。

修士課程修了者の進路は、博士課程への進学を除くと多岐にわたる。発達心理学専攻修了者は、臨床心理士、臨床発達心理士といった資格を活かして専門の心理臨床職に就く者が多く、これは大学院での学修の効果があることを示している。しかし、他専攻の修了者は、大学の非常勤講師や助手、教員といった専門性のある仕事に就く場合を除くと、必ずしも大学院での学修を活かした仕事に就くとは限らないのが現状である。

博士課程修了者は、専攻によって異なるが、大学教員になる者が一定数ある。その場合、専任教員になる者もあるが、非常勤職に就く者も少なくないのが現状である。発達心理学専攻修了者には、研究機関の研究者や日本学術振興会特別研究員、また心理臨床職に就く者が多く、児童文学専攻修了者には、翻訳家や評論家、外国大使館勤務の者がおり、研究機関の研究者や高度専門職に就いている者が多数いる。

成績評価については5点法で行われ、その基準は妥当である。各科目については、担当者によって公正な成績評価が行われている。しかし、成績評価の方法をシラバスに明記することは担当教員に義務づけられているが、学生に周知させるという目的のもと、成績評価のポイントをより明確に示す必要があるといえる。

本学大学院の教育課程の内容、編成方法による教育のあらゆる側面をとおして、とりわけ少人数制の中で個々の学生の関心を把握・尊重し、さらには指導教員を中心とした環境のもとで、学生の研究のプロセスを支援するための徹底した個別指導を行うことにより、「人格の陶冶」と「深い学識を備えた創造性豊かな教育・研究者、高度な専門的職業人、及び幅広く社会に貢献できる指導的人材の育成」という教育理念・目標を達成するための努力が行われている。

学部基礎を置く大学院研究科における教育内容と、学士課程における教育内容との関係は、本学の場合、兼任教員による一貫した教育が可能である。かつ、大学院修士課程と博士課程の教育内容においても連続性があり、上位課程に行くにしたがって学修内容を充実・発展させ、さらに幅広い知識の修得と専門性の確立、自立した研究能力と専門職業人としての能力の育成をめざした教育課程の編成が確立している。

博士課程における、入学から学位授与までの教育システム・プロセスについては、実際の学位授与がどのくらい行われているかにその適切性がある程度反映するが、本学大学院研究科においては、これまで46名（発達心理学専攻41名 [内、論文博士7名]、児童文学専攻3名、言語・文学専攻2名）の博士号取得者がいる（大学基礎データ（表7）参照）。入学から学位授与までの教育システム・プロセスについて定められた規定および専攻別に定められた博士論文提出の条件等も適切に整えられており、指導教員による綿密な個別指導および発達心理学専攻の共同演習における多角的見地からの指導体制が整えられている。

ただ、複数指導制を採用している発達心理学専攻を除いて、学生指導のあり方は個々の教員に委ねられている。今後は各専攻において複数指導制を採用するとともに、学生指導のあり方を専攻内で共有し、改善していく必要がある。また授業や論文指導に対する学生の要望を聞く場を設けることも必要であろう。

③国内外との教育研究交流

【現状の説明】

1. 国内外との教育研究交流

○国際化への対応と国際交流の推進に関する基本方針の適切性

2008年度より「大学教育の国際化加速プログラム」（大学改革推進等補助金）の助成を受けて、長期留学生1名を協定校・パリ第7大学に派遣している（2011年度までを予定）。このプログラムの申請において、本学は、基本方針として、「建学の精神」に則り、学部教育における実績（短期・長期の留学による取得単位認定、協定校との交換留学制度、外国人ティーチングアシスタントや留学生との実践学習プログラム、国際交流室の設置・運営など）を踏まえて、今後、大学院レベルにおける長期留学や学位取得の支援など、教育の国際化の推進に取り組むことを表明している。これは、おもにフランス語フランス文学専攻（修士課程）および言語・文学専攻（博士課程）が担当・実施するものである。

また、児童文学専攻（修士課程、博士課程）および国語国文学専攻は、入学試験において、外国語科目で「日本語」を選択することができる。これによって児童文学専攻は、2009年度の修士課程在籍者17名中3名（韓国：2名、台湾1名）、博士課程在籍者11名中3名（韓国：1名、台湾1名）が外国人学生である。これらの学生は、希望すれば、大学院学生または大学院修了生のチューターからレポートや論文の執筆において日本語の添削・指導を受けることができる（本学附置研究所である児童文化研究センターの「外国人研究者養成プロジェクト」）。この制度は、同専攻に限られ、全学的なものではない。なお、入学試験の専門科目および面接は日本語で行われており、これに合格した者が入学してくるために、外国人学生のための特別な授業科目を設置することはしていない。

このほかに修士課程国語国文学専攻においては、北京日本学研究中心からの訪日研究員を積極的に受け入れている。

【点検・評価】

各専攻単位で国際交流を推進する努力を行っているが、大学院全体としての取り組みはなされていない。学部における国際交流に関する基本方針の明文化にあわせて、大学院としての方針も明確化する必要がある。

④学位授与・課程修了の認定

【現状の説明】

1. 学位授与

○修士・博士・専門職学位の各々の学位の授与状況と学位の授与方針・基準の適切性

○学位審査の透明性・客観性を高める措置の導入状況とその適切性

学位の授与状況は、大学基礎データ（表7）に示されているとおりで、2004年度から2008年度までの修士号取得者は、発達心理学専攻（67名）、児童文学専攻（38名）、国語国文学専攻（23名）、フランス語フランス文学専攻（11名）、英語英文学専攻（17名）であり、博士号取得者は、発達心理学専攻（18名：内論文博士4名）であった。

学位の授与方針・基準は、「白百合女子大学大学院学則」第5条、および「白百合女子大学学位規

則」第3条修士の学位、第4条博士の学位に定められており、学生生活ハンドブックにて公表されている。さらに内規・細則、たとえば修士要件単位の内訳、資格試験、博士論文提出の条件としての博士論文計画書の提出、査読付き論文の学術誌への投稿等については各専攻で定めていて、当該専攻の学生に周知している。

修士論文および博士論文の評価基準は、各専攻の判断に委ねられている現状で、詳細な評価項目を明記したものはない。

学位審査の透明性・客観性を高める措置については、修士の学位は、「白百合女子大学大学院学位規則」の「第2章 修士学位論文の提出、審査、および学位授与の決定」、博士の学位は、「白百合女子大学学位規程」の「第3章 博士学位論文の提出、審査、および学位授与の決定」に示されているとおりである。

修士の学位審査については、修士論文が受理されたのち、学長がこれを大学院研究科委員会にその旨の報告を行い、審査を付託するよう定められている。審査については、提出者が所属する専攻の教員で、論文に関連する科目を担当する教員3名（主査1名、副査2名）からなる審査委員会を大学院研究科委員会が設置することになっており、原則として提出者の指導教員が主査となる。この審査委員会は、論文の審査および最終試験の結果について審議し、論文の評価ならびに学位授与の可否について意見を決定するが、その決定は委員全員の一致を原則としている。

博士の学位審査についても、博士論文が受理されたのち、学長がこれを大学院研究科委員会にその旨の報告を行い、審査を付託するよう定められている。審査については、提出者の所属する専攻（言語・文学専攻については専門分野）の教員で、論文に関連する科目を担当する教員4名（主査1名、副査3名）および大学院研究科長からなる審査委員会を大学院研究科委員会が設置することになっており、原則として提出者の指導教員が主査となる。ただし、大学院研究科委員会が審査のために必要があると認めるときは、所属専攻または当該専攻の副査のうち1名を、学内外の教員等によってあてることができる。なお、審査委員長には大学院研究科長があたり、大学院研究科長が前述した主査・副査に指名された場合は、大学院研究科委員会の構成員のうち1名を指名して、これを審査委員長としている。

なお、博士論文の審査では、さらに特別審査員の委嘱が可能であり、審査委員会が大学院研究科委員会の承認を得て、所属専攻または当該専攻以外の委員を、特別審査員として4名を限度に委嘱することができる。特別審査員は学位授与の決定に加わらないものの、審査の過程に参加し、研究の学際的交流、また研究の社会的貢献という観点から、審査委員会に対して自由に意見を述べることができる。

審査委員会は、論文の審査を公開で行い、論文の審査ならびに最終試験の結果にもとづいて、学位授与の可否について決定するが、その決定は委員全員の一致を原則としている。

修士および博士とも、最終的な学位授与の決定については、審査委員会の報告を受けた学長が大学院研究科委員会を招集し、これを審議したうえで、学位授与の可否について議決を行っている。

博士の学位授与に関しては、このような学位規程のほかに各専攻で定めている博士論文提出の条件についての内規・細則がある。

2. 専門職大学院の修了要件等

○法令上の規定や当該専門職大学院の教育目標と、修了認定に必要な在学期間および修得単位数との適合性
--

本大学院は、専門職大学院ではないので、記載事項はない。

3. 課程修了の認定

○標準修業年限未満で修了することを認めている大学院における、そうした措置の適切性、妥当性

本大学院では、標準修業年限未満で修了することを認めていないので、記載事項はない。

【点検・評価】

修士論文・博士論文ともに学位規則にしたがって選出された審査委員によって、定められた手順にしたがい審査されている。修士論文・博士論文ともに複数の委員によって審査が行われ、さらに博士論文の場合は最終審査を公開で行っており、透明性は確保されているといえる。主査と指導教員は分離していないが、とくに問題は起こっていない。ただし、発達心理学専攻以外では、現状の説明にあるように、博士号授与件数はわずかであり、そのため個別的指導が中心となっており、明確な指導体制とプロセスの体系化の意識が稀薄になることが懸念される。

大学院学生が研究を進め、論文を作成する過程で、分野により相違はあるが、社会的責任や倫理的問題に出会う。発達心理学専攻では、そうした問題について、その都度「研究倫理規程」に則るものであるかを丁寧に検討し、認可申請書を作成させる等の指導が行われている。社会的責任や倫理が厳しく問われる時代であり、この面での取り組みの必要性が強く認識されている。

博士論文を修業年限内に完成させるためには、指導教員の指導を受けながらモチベーションを高めつつ絶え間なく研究を進め、かつ博士論文提出の条件、たとえば学術誌への論文投稿なども達成していかなければならない。現実には博士課程3年間でこれらの条件を満たして博士論文を完成させて学位授与に至ることはかなり難しい。入学から学位授与までの教育システム・プロセスに大きな問題があるとは必ずしも考えられないが、現在の学生の資質、能力の現状に即して、各専攻の博士課程の教育システム・プロセスを見直し、さらに工夫する余地がないか検討を要する。

博士論文のための研究指導については、個別指導を中心としてきめ細かく行われている。

⑤通信制大学院

1. 通信制大学院

○通信制大学院における、教育研究指導方法・単位認定・学位授与の適切性とそのため条件整備の適切性

本大学院は、通信制大学院ではないので、記載事項はない。

【改善の方策】（「(2) 修士課程・博士課程の教育内容・方法大学院修士課程・博士課程の教育内容・方法」全体に対して記述する。）

1. 教育目標・育成する人材像の明文化

「キリスト教精神による人格形成を根底に据え、学部の学士課程教育を基礎として、より深い学識と高い研究能力を育成する」という本学大学院の目的を達成するためには、文学研究科を構成する各専攻における教育目標と育成する人材像を、従来よりさらに明確な形で示すことが必要である。したがって、この課題の具体的な改善の方策として次のことを実施する。

○各専攻の教育目標と育成する人材像について、各専攻および大学院専門委員会での議論を踏まえてこれを明文化し、2013年度までに大学院学則に明記する。

2. 学生に対する履修・研究指導のさらなる制度化

到達目標に掲げる「学生に対する履修・研究の指導のあり方の制度化」を実行するうえで、複眼的な論文指導や学生指導に関する教員間の問題共有、さらにその改善を実現できるような仕組みの実現、論文執筆・学位授与等に関する諸規程の整備などは、いずれも喫緊の課題といえる。したがって、その具体的な改善の方策として次の3つを実施する。

- 修士論文および博士論文執筆のために各専攻レベルで行われている指導の詳細を2013年度までに明確化する。また、博士の学位授与のための学位規程とは別に、専攻レベルで定めている論文提出のための内規・細則を、関係している専攻および領域のすべてにおいて2013年度までに明確化し、大学院専門委員会で審議する。
- 全専攻において複数指導制をとることを大学院専門委員会で議論し、2013年度までにその具体的な方法を策定する。
- 各専攻において設定されている修士論文および博士論文の評価基準を2013年度までに明確化し、大学院専門委員会で審議する。

3. 大学院FD活動の推進

大学院における教員の教育・研究指導方法の改善を促進する組織的な取り組みについては、現状の説明にあるように、FD推進委員会を組織しての取り組みがスタートした段階にある。したがって、到達目標に掲げる授業の内容および教育の方法を改善するためのFD活動をどのように展開するか、その具体的方策の検討が急務であるが、一方で、授業に対する大学院学生の要望を反映させる仕組みの構築が大学院のFD活動を活性化させるものと考えられる。したがって、改善の方策として次のことを実施する。

- 授業や論文指導に対する学生の要望を聞く場を2011年度までに設けるとともに、授業運営、学生指導のあり方を専攻内で共有し改善をめざす。

4. 論文指導科目の設定と学位授与要件の検討

より深い学識と高い研究能力を育成するうえで、点検・評価において指摘された、修士課程・博士課程における論文作成のための指導を教育課程の中に明確に位置づけることで、より綿密な指導を実現することが望まれる。また、修士課程への進学目的の多様化に応じた学位授与のあり方も模索しなければならない。したがって、この課題に対する具体的な改善の方策として次の2つを実施する。

- 2013年度までに全専攻で「修士論文指導」「研究指導」を科目として設定することの検討に着手する。
- 修士課程への進学目的の多様化に応じて、課題についての研究の成果をもって修士論文に代えることについての検討に着手する。

5. 大学院における国際交流の促進と国際化への対応

到達目標に掲げられている国外の教育研究機関との交流については、点検・評価にあるとおり、各専攻単位の努力にとどまっており、大学院全体としての取り組みとなっているとはいいがたい。したがって、国際化への対応および国際交流の大学院全体としての促進を図るために、改善の方策として次の2つを実施する。

- 大学における国際交流の基本方針の明文化にあわせて、大学院としての国際交流に関する基本方針を明確化する。
- 外国人留学生の学修支援のためのチューター制度のさらなる充実を図る。

6. 授業内容や学習・研究を支援する諸制度などの整備

そのほか、学問の動向と学生のニーズにマッチした授業内容や支援制度の整備、附置研究所との関わり強化などによる、大学院学生の教育・研究活動のさらなる充実をめざし、具体的な改善の方策

として次の3つを実施する。

- 社会人学生への配慮として、修業年限に弾力性を持たせる長期履修制度のほか、大学院学生の留学に関する規定の整備を図る。
- 言語・文学専攻においては、学際的・横断的な授業科目を充実させる。
- 大学院学生が、研究施設が展開するプロジェクトや発行している論文集への投稿などとおしてさらなる研究の深まりや発表の場を持てるよう、研究施設と各専攻の教育課程との関係性を持たせるための方策について、大学院専門委員会および附属施設長会議で検討を行う。

第4章 学生の受け入れ

(1) 学部等における学生の受け入れ

到達目標

本学の教育目標に理解・賛同し、本学への明確な志望と強い学習意欲をもった優れた学生を受け入れることをめざす。

○学力試験の能力だけでなく、本学の教育目標への理解・賛同、本学で学ぶことへの強い意欲等、多様な側面から受験生の本学への適性を測定する入試システムを構成する。

○各種入試における選抜方法を恒常的に検証し、入学時における不本意入学者をできる限り少なくするように努める。

○本学の入試に対する信頼性を高めるため、学力試験の適切性や各種入試における選抜の公平性を恒常的に検証する。

○本学が求める人材を広く募るために、学生募集の方法について恒常的に検証する。

○本学の教育目標の効果的実現のために、適正な定員管理を実現する。

1. 学生募集方法、入学者選抜方法

○大学・学部等の学生募集の方法、入学選抜方法、殊に複数の入学者選抜方法を採用している場合には、その各々の選抜方法の位置づけ等の適切性

【現状の説明】

本学の学生募集においては、「建学の精神」に掲げる教育の基本理念をよく理解し、また教育目標として掲げる「豊かな人間性と広い視野のうえに専門的な知識を備えた自立的な女性」となることをめざす入学者の確保を第一としている。

しかしながら、本学の教育は基本理念にあるキリスト教を信じる者や、入学前からその教育目標を完全に理解し得る者のみを対象とするものではない。入学後の学びをとおして「建学の精神」の理解を深め、学生自身の気づきをもって、自己成長につなげることもまた、本学の教育においては重要な意味を持つ。したがって、本学で学びたいとする入学希望者に必要な情報を提供することはもちろん、大学進学を志す女子受験生全般に対して、本学の存在やその教育目標・内容等について広く周知し、興味・関心を持つ者を増やしていくことにも力を入れている。

なお、おもな学生募集活動としては以下のものが挙げられる。いずれの場合においても「建学の精神」「教育目標」についての十分な説明や記載に努めている。

- (1) オープンキャンパス等の大学紹介イベントの実施 (年6回)
- (2) 大学案内・大学紹介DVD等の作成・配布
- (3) 大学のWebサイトによる情報提供
- (4) 進学情報誌等による情報提供
- (5) 学外進学相談会への参加 (年24回)
- (6) 高等学校進路指導部への訪問 (年111校)
- (7) 高等学校における校内説明会や模擬授業の実施 (年17回)

※いずれも2008年度実績

本学の入学者選抜方法とその位置づけは次のとおりである。

<一般入試>

国語と外国語の2教科型の筆記試験（記述式）で、2月初旬に実施されている。試験日は2日間設定されているが、学科により試験日が異なり、第1日目はフランス語フランス文学科と児童文化学科、第2日目は国語国文学科と英語英文学科となっている。異なる試験日の学科は併願できるが、同一日に設定されている学科の併願はできず、児童文化学科は児童文学・文化専攻と発達心理学専攻のいずれかの選択受験となる。なお、試験実施は本学キャンパスのみである。

募集人員および志願者数とも最も多い入試であり、本学の「建学の精神」と「教育目標」の理解はもとより、高い学力を有する入学者の確保を目的としている。

<センター試験利用入試>

1月に実施される大学入試センター試験の成績を選抜に利用する入試であり、各学科・専攻によって定められた指定教科・科目を受験する3教科型の筆記試験（マークシート式）である。募集人員は各学科・専攻の入学定員の1割としている。

大学入試センター試験の成績を利用しての合否判定であり、本学として個別の試験を課すものではないために、一般入試と異なり、全国のどこでも受験が可能である。3教科型である本入試は、本学の「建学の精神」と「教育目標」の理解はもとより、一般入試よりも幅広くバランスのとれた学力を有する入学者の確保を目的としている。

<AO入試>

本学の「建学の精神」および「教育目標」を理解し、本学で学びたいと強く希望する入学希望者を対象とした選抜試験であり、専願制をとっている。10月初旬に行われる試験は、講義に関する理解力を測るテストや面接試験によって、理解力や思考力、表現力を問うものであり、事前に提出された課題等の書類審査とあわせて合否判定を行う。なお、募集対象には、一般受験生だけでなく、帰国子女・社会人を含んでおり、募集人員は各学科・専攻とも若干名である。

本入試では、本学の「建学の精神」と「教育目標」の深い理解はもとより、一般入試等で求める学力検査では評価しにくい多様な能力、可能性を秘めた入学者を確保することを目的としている。

<推薦入試>

11月中旬に実施される本学の推薦入試は専願を前提とした指定校制をとっており、次の2つに大別することができる。

(1) 姉妹校推薦：本学では、本学の設置主体である法人が設置する高等学校および関係法人が設置する高等学校を姉妹校と呼んでいる。姉妹校推薦は、国内8校の姉妹校出身者を対象として、学業成績が推薦基準に達し、かつ学校長の推薦を受けた者について、調査書および面接試験によって合否判定を行うものである。推薦基準に達しないものの、本学の「建学の精神」と「教育目標」をとくに深く理解する入学希望者については、特別選抜が一部実施されており、これについては一定水準の学力が担保されていることを明らかにするために、あわせて学力試験を課し、合否を判定している。

姉妹校推薦は、本学の「建学の精神」と「教育目標」について最も深い理解を持つ入学者を確保することを目的としている。

(2) 指定校推薦：全国各地の本学指定校出身者を対象として、学業成績が推薦基準に達し、かつ学校長の推薦を受けた者について、調査書および面接試験によって合否判定を行う。指定校とその指定人数枠については、高等学校の教育方針や出身入学者の状況等を勘案して決定している。

指定校推薦は、本学の「建学の精神」と「教育目標」について深い理解を持つ入学者を確保することを目的としている。

<編入試>

短期大学、高等専門学校、4年制大学への編入学資格を有する専門学校を卒業した者、4年制大学

の2年次以上に在籍し、一定の単位を修得した者をおもな対象としており、11月に実施している。編入年次は3年次となっているが、児童文化学科発達心理学専攻では2年次編入も実施している。試験は書類審査、学力試験（発達心理学専攻では事前課題提出）、面接試験をもって合否判定を行い、募集人員は若干名である。

本学の「建学の精神」と「教育目標」についての理解はもとより、より明確な学習意欲と目標を有する入学者を確保することを目的としている。

なお、学生募集、入学者選抜方法については、事務局長、入試・広報課長、共通科目および学科・専攻から選出される教員各1名、他によって構成される入試委員会が原則月1回開催されており、その適切性について随時、検討を行っている。また、毎年3月に入学予定者に対してアンケートを実施し、継続して定量的、定性的なデータを収集している。

【点検・評価】

本学における学部の学生募集の方法は適切に行われており、その入学希望者に対する入試や教育内容等に関する情報提供と機会設定は十分なものであるといえる。

また、入学者選抜方法については、2003年度入試からAO入試を、2004年度入試からセンター試験利用入試を導入したことで、それまで実質的に一般入試に限られていた受験機会の拡大を図り、広く入学希望者のチャレンジを可能とする選択肢が整備されたことは高く評価できる。なお、2010年度入試から、一般入試において試験日自由選択制が導入されることで、さらなる受験機会の拡大となるが、これらは入学者選抜方法の適切性について恒常的な検証・改善が図られていることの一つの証左ともいえる。

それぞれの入学選抜方式の位置づけについては明確にされ、選抜方法において差別化がなされており、その実施時期も適当である。とくにAO入試については、二学期制を採用する高等学校での進路指導等に配慮し、入学希望者が十分な進学に関する情報収集と指導を受けつつ受験選択できるように、2008年度入試より、その実施時期を9月下旬から10月上旬に日程変更を行っており、高等学校との日頃からの意見や情報の交換を活かした改善が図られている。

ただし、毎年3月に実施している入学予定者アンケートのデータは、学生募集や入学選抜方法の適切性の検証に十分活かされていない状態にあり、その活用が課題である。

【改善の方策】

本学の教育目標に理解・賛同し、明確な志望と強い学習意欲をもった優れた学生を受け入れることをめざし、学生の受け入れのあり方について恒常的に検証・改善していく体制を整えることが重要である。本学の学部の学生募集の方法は適切であり、その入学選抜方式の位置づけも明確であるが、学生募集や入学選抜方法の適切性のさらなる効果的な検証に向け、具体的な改善の方策として次のことを実施する。

○入学予定者アンケートの分析結果について、入試委員会にて検討する機会を毎年5月に設けることで適切性の検証に役立てる。また、分析結果について関連組織との共有を図る。

2. 入学者受け入れ方針等

- | |
|----------------------------------|
| ○入学者受け入れ方針と大学・学部等の理念・目的・教育目標との関係 |
| ○入学者受け入れ方針と入学者選抜方法、カリキュラムとの関係 |

【現状の説明】

本学は、「建学の精神」と「教育目標」をよく理解して入学を希望する受験生を受け入れることを第一としている。

しかし、その理解の深浅に関わらず、本学で学びたいと希望する入学希望者に対して広く門戸を開

き、一人ひとりの個性を尊重しつつ、「建学の精神」や「教育目標」に掲げる感性や人間性を大学教育の中で養うことは、その基本理念であるキリスト教の精神に則った教育の本来のあるべき姿ともいえる。したがって、入学者の受け入れ方針においてもこのことが反映されている。

なお、入学者選抜方式は、このような本学の入学者の受け入れ方針にもとづき、前述したような異なる評価指標を用いた複線型入試を志向する形で展開されている。本学の入学者選抜方法には、(1)一般入試、(2)センター試験利用入試、(3)AO入試、(4)推薦入試、(5)編入試、と5つの種類があるが、「建学の精神」や「教育目標」の深い理解を出願条件とする専願制の入試だけでなく、入学希望者が自身の個性や能力、状況に応じた入学選抜方式を選択できるよう配慮している。そのため、学力重視型の入学者選抜方式である一般入試とセンター試験利用入試では、以下のような選抜方法の違いを設けることで、学力という同一の評価指標を利用するに際しても、異なる角度から入学希望者の能力を測ることが可能となるよう位置づけている。

<一般入試>

国語と外国語の2教科型の筆記試験（記述式）で、各学科・専攻により特定教科の傾斜配点を行っている。英語英文学科の外国語は「英語」のみに限られており、英語コミュニケーション能力を重視する学科の受け入れ方針に合わせて、リスニングテストが実施されている。

2教科の学力重視型の入学者選抜方式であり、総合得点により合否判定される。国語国文学科・英語英文学科・フランス語フランス文学科では、傾斜配点されている学科の学びと関連した特定教科の成績が、結果として合否を左右する可能性が自ずと高く、得意科目の得点を活かしやすい。

<センター試験利用入試>

大学入試センター試験（マークシート方式）の成績を利用した3教科型の入学者選抜方式で、各学科・専攻により受験科目が異なり、特定教科の傾斜配点を行っている。英語英文学科の外国語は「英語」のみに限られており、英語コミュニケーション能力を重視する学科の受け入れ方針に合わせて、英語リスニングテストの成績を加味することとなっている。

3教科の学力重視型の入学者選抜であり、総合得点により合否判定される。3教科受験であるために、一般入試と異なり、得意科目の突出した得点だけでは合格ラインに達することが難しく、複数教科・科目にわたるバランスのよい学力が求められる。

カリキュラムについては、本学の入学者受け入れ方針が、本学での学びをとおしての「建学の精神」や「教育目標」に対するより深い理解や気づきを前提として含んだものであることを踏まえ、1年次から4年次まで宗教学科目の履修を必修とすることで、本学の教育の基本理念であるキリスト教の精神を卒業までの4年間にわたり継続して学ぶ機会を設けている。

【点検・評価】

本学の入学者受け入れ方針が、必ずしも入学前の段階から、本学の「建学の精神」および「教育目標」を深く理解する者だけに限らず、その教育内容について理解・賛同あるいは興味・関心を示す者に対しても広く門戸を開くものであることは、キリスト教を基本理念とする人間教育を実践する目的から勘案しても、必要かつ妥当なものである。したがって、本学の「建学の精神」「教育目標」と入学者受け入れ方針との関係は矛盾するものではない。

また、入学者選抜方式も、その入学者受け入れ方針を十分に反映したものとして、さまざまな能力・可能性を秘めた入学者の確保ができるよう整備されている。

カリキュラムにおいて宗教学科目を1年次から4年次まで必修として課す大学は、数あるミッション系大学においても稀である。入学選抜方式として、一般入試やセンター試験利用入試は、AO入試や推薦入試とは異なり、入学希望者に対して、「建学の精神」や「教育目標」についての理解・賛同を有する者であることを確認するすべを持たない。ゆえに、カリキュラム上、明確な形で「建学の精

神」教育目標」の基本理念であるキリスト教の精神を学ぶ機会を4年間にわたり設けていることは、入学者受け入れ方針との関係性から考えても必要不可欠であり、「人格的自己完成」をめざす本学の教育の一面を象徴する科目設定のあり方として評価できる。

【改善の方策】

入学者受け入れ方針と大学・学部等の理念・目的・教育目標との関係、および入学者受け入れ方式と入学者選抜方法、カリキュラムとの関係については、点検・評価にあるように妥当なものである。とくにカリキュラムにおいては、「建学の精神」や「教育目標」の基本理念であるキリスト教の精神を学ぶ機会を4年間をとおして設けることで、入学後においてもその理解を深めることができるよう配慮されている。したがって、とくに改善すべき点はない。

3. 入学者選抜の仕組み

- 入学者選抜試験実施体制の適切性
- 入学者選抜基準の透明性
- 入学者選抜とその結果の公正性・妥当性を確保するシステムの導入状況

【現状の説明】

入学者選抜試験の実施にあたっては、学長を本部長、事務局長を副本部長、宗教科、共通科目、各学科・専攻の学科長・専攻主任を本部員とする実施本部体制をとることで、正確かつ厳格な試験実施や交通機関の混乱等の不測の事態への対応を迅速に行っている。また、入学者選抜試験の実務的な諸事は、事務統括責任者である入試・広報課長が取り仕切っているが、試験実施に至るまでの宗教科、共通科目および各学科・専攻間での事前の連絡・調整については入試委員会にて行われており、当日においても入試委員が必要に応じて本部員との連絡・調整役を担っている。

試験当日の業務については、すべての受験者が公平な条件のもとで受験できるよう配慮する必要性から、その実施方法等について入学者選抜試験ごとに「入試実施要項」を作成し、教職員はこの要項にもとづき試験監督、採点、誘導・アナウンス等の業務遂行にあたることとしている。

また、本学はキャンパスが1つであり、なおかつ学外の会場を利用した試験実施がないために、遠隔地での試験実施に際しての配慮は要しないが、キャンパス内の複数の校舎に試験教室の設定がまたがる際には、それぞれに連絡所を設置し、入試・広報課職員を配置させることで、万一のトラブル発生時に的確な対応が図れるように備えている。

入学者選抜基準は、それぞれの募集要項に明記しているほか、Webサイトや大学案内はもちろん、入試説明会等のイベントにおいても情報提供を行っており、その試験結果については、すべての入学者選抜試験の志願者数、受験者数、合格者数を、翌年度の5月1日までに公開することとしている。また、学力重視型の一般入試・センター試験利用入試については合格者の最高点・最低点・平均点、出身校別合格者、都道府県別合格者等の情報を大学案内に掲載し、なおかつ、本学独自の試験を課す一般入試では、その試験問題を公表することで、入学選抜基準の透明性を高めている。

入学者選抜試験の合否判定については、試験の成績にもとづき各学科・専攻の科会・専攻会において合否判定案が作成される。合否判定案は学長の承認を経たのち、全学の調整組織である運営委員会において、各学科・専攻ごとに説明が行われ、それにもとづく意見交換を踏まえて、最終的に本学の全教員が構成員となる入試判定会議（教授会）に上程され、審議・採決されている。

入学者選抜試験の結果については、その公平性・妥当性を確保する方策として、学力試験では、その採点内容について複数の教員によるチェックが行われているほか、面接試験では、客観性を担保するために、最低限2名以上の面接担当者による評価を行うとともに、各学科・専攻での合否判定案の作成に際して、評価のブレが生じていないか、事前の申し合わせ事項にもとづく綿密な協議を行っている。さらに、学科・専攻における合否判定案の作成から入試判定会議（教授会）に至るまで、合否

判定案だけでなく、合否判定の材料となった情報を全教員が共有する仕組みをとることで、評価の公平性・妥当性の確保に努めている。

【点検・評価】

本学の入学者選抜試験の実施体制について、これまでも試験当日の交通機関の混乱等の突発的な問題に対して、迅速かつ的確な対応がなされており、十分な体制がとられている。

また、入学選抜基準に関しては各募集要項にて明確に示されており、大学案内やWebサイト、大学主催の入試説明会等においても広く入試情報が提供されていることから、必要な透明性は確保されているといえる。ただし、本学が実施する入学者選抜試験のうち、特定教科の学力を測るために実施する学力試験においては、編入試の試験問題のみが公表されていない状況にあり、入学選抜基準の透明性をさらに高める観点から公表について検討する余地がある。

入学者選抜試験およびその結果についての公平性・妥当性の確保は、現在行われている採点・評価および合否判定までの一連のプロセスをとおして対応できている。しかし、さらなる公平性・妥当性の確保を図る上で、面接試験に際して行われている、各学科・専攻における評価のための事前申し合わせ事項については、面接試験の評価内容を客観的に説明する材料として、入試判定会議（教授会）に際して、構成員である全教員が共有することが課題である。

【改善の方策】

本学の入試に対する信頼性を高めるため、学力試験の適切性及各種入試における選抜の公平性を恒常的に検証するという目標を達成する上で、実施後の入学試験問題の公表による透明性の確保と、面接等における評価の妥当性・公平性の確保をいかに充実させていくか、点検・評価にあるように本学にとって課題となっている。したがって、この課題に対する具体的な改善の方策として、次の2つを実施する。

- 現在、非公表とされている編入試の試験問題について、2011年度入試の実施分から公表する。
- 面接試験の際に行われている、各学科・専攻における評価のための事前申し合わせ事項について、合否判定案とともに補足資料として入試判定会議（教授会）に提出する仕組みを整える。

4. 入学者選抜方法の検証

○各年の入試問題を検証する仕組みの導入状況

【現状の説明】

一般入試の問題の内容・出題範囲・難易度・設問・配点の適切性については、その作成段階において、国語・英語・フランス語の出題を担当する国語国文学科・英語英文学科・フランス語フランス文学科の各学科において、それぞれ全教員もしくは複数の出題担当者によって、数次にわたり相互に入念な検討を行うほか、試験終了後は、各教科の学科・専攻ごとの平均点や最高・最低得点を参考に、入試委員会にて次年度に向けての意見交換を実施している。

また、前年度の入試問題は、試験終了後の5月に本学の推薦指定校である高等学校に送付あるいは持参しており、入試・広報課職員が進路指導部を訪問した際に、必要に応じて意見聴取を行い、これを入試委員会にフィードバックしている。

AO入試における講義の理解力テスト、および編入学で実施している学力試験の入試問題については、その作成段階において、出題を担当する学科等において毎年十分な検討を行って実施しているが、これらの入試問題に関して、試験実施後にその適切性を検証するシステムは設けられていない。

【点検・評価】

事前の入試問題の検討は、各問題作成部署において十分に行われている。また、一般入試の前年度

入試問題については、推薦指定校進路指導部にあまねく送付あるいは持参することで、高等学校における学習領域から逸脱した難問・奇問の有無や、ボリューム等の適切性に関する高等学校サイドの見解について直接的な情報を学内にフィードバックする機会を設けており、入試問題を検証する仕組みの一つとして評価できる。

ただし、学内における入試問題の事後検証については、各教科の学科・専攻ごとの平均点や最高・最低得点を資料としての簡易な検討にとどまっており、各設問の正答率や平均点など、より精緻なデータにもとづく入念な分析・検討が行われているとはいいがたい。今後、学内における入試問題の検証作業をさらに意味あるものとするためには、一般入試に限らず、すべての入試問題について、データにもとづく数値的検証の仕組みを確立することが重要である。

また、第三者による入試問題の事後検証という意味から学外機関に、検証作業の一部を委託することも視野に入れる必要がある。

【改善の方策】

到達目標に掲げる、選抜方法、試験の実施方法、入試問題、選抜の公平性など、学生の受け入れのあり方について検証する仕組みをつくり、恒常的に検証し改善していく体制を整える上で、入試問題の検証については、さらにきめ細かな検証体制を導入する必要がある。とりわけ、入試実施後に問題の適切性について検証を行い、これを次年度以降の問題作成に活かしていくことが大切である。したがって、この課題の改善の方策として、次の2つを実施する。

○本学で実施するすべての入試問題について、データにもとづく事後の数値的検証の仕組みを2011年度までに確立する。

○一般入試問題について、2011年度入試より、試験終了後ただちに、試験問題の出題範囲等に関する適切性の検証を学外の第三者機関に依頼する。

5. AO入試（アドミッションズ・オフィス入試）

・AO入試（アドミッションズ・オフィス入試）を実施している場合における、その実施の適切性
--

【現状の説明】

本学において、2003年度より実施しているAO入試は、「建学の精神」に掲げる、カトリシズムの世界観による人間形成において重視している「一人ひとりを大切する」教育につながる入学者選抜方式である。学力という一方向のみから入学希望者に光を当てるのではなく、さまざまな観点からその潜在的な力や可能性を積極的に評価していこうとするものであり、本学の「建学の精神」や「教育目標」をよく理解し、これに賛同した上で、特定の学科・専攻を志望するモチベーションの高い学生を受け入れることができるとの認識から、本学で実施する他の入学者選抜方式とは明確な差別化を図っている。

このような本学におけるAO入試の位置づけや、各学科・専攻の求める学生像を入学希望者に示し、十分な理解をもって受験に臨んでもらうために、6月頃から数度にわたる説明会やオープンキャンパスを行い、高等学校教員、受験生、保護者などを対象に周知に努めている。

AO入試の試験日程は、毎年10月上旬の2日間となっており、出願時に、(1) エントリーシート、(2) 各学科・専攻ごとの事前課題、(3) 調査書、を提出することとなっている。第1日目の試験は、大学での講義に対応できる学習における基礎的能力が備わっているかどうかを見極めるために、全受験生に共通するビデオ講義を視聴させ、この講義についての理解力を測るテストを行っている。第2日目については、学科・専攻別に面接官2～3名での個別面接を実施し、事前提出課題、あるいは大学での抱負、将来計画等に関する質問を中心に、入学希望者の意思や資質などを見極めることとしている。なお、合否判定については、事前提出書類、講義の理解力テスト、面接試験の総合評価で行うために、受験したすべての入学希望者が2日間の試験を受験する。

また、AO入試の合格発表は10月中旬となっており、入学まで時間があることから、学科・専攻ごとに、入学前教育を行うことでモチベーションをさらに高めることができるよう配慮するとともに、スクーリングを実施することで、スムーズな大学生活への移行が可能となるよう直接的な交流を深める取り組みを行っている。

【点検・評価】

AO入試の実施時期については、高等学校進路指導部との意見交換などをもとに、2008年度より、従来の9月下旬から10月上旬に試験日程をあらためており、高等学校における進路指導に配慮した改善が図られていることから、適切な設定であるといえる。また、事前提出書類、講義の理解力テスト、個別面接試験という3つの要素で合否判定を行うことで、入学希望者の持つさまざまな個性を見極める機会が保たれている。このことは本学におけるAO入試の位置づけに照らして妥当なものであり、なおかつ、各学科・専攻で課される事前課題や、講義の理解力テストは学力試験では測れない能力や可能性を評価するAO入試にふさわしいユニークな選抜手法となっている。

本学のAO入試は、専願制をとっているために、入学者のモチベーションも高く、大学が期待する学生を十分確保できており、入学者選抜方式として適切に機能していると評価できる。

【改善の方策】

点検・評価にあるように、本学のAO入試は、一人ひとりの個性・能力を評価し、従来の学力試験では測れない能力や可能性を評価する入学選抜方式として適切に機能している。AO入試は本学の教育目標に理解・賛同し、本学への明確な志望を持つものを対象とするものであり、専願制を堅持することで、本学で学ぶことへの関心や意欲が高い入学者の確保が可能となっているといえる。したがって、とくに改善すべき点はない。

6. 定員管理

- 学生収容定員と在籍学生数、(編)入学定員と(編)入学者数の比率の適切性
- 著しい欠員ないし定員超過が恒常的に生じている学部における対応策とその有効性

【現状の説明】

学生収容定員に対する在籍学生数の比率は、大学基礎データ(表14)のとおりとなっており、大学全体で1.27、最も数値の高い学科・専攻は児童文化学科児童文学・文化専攻の1.36となっている。また、募集定員と入学者数の比率は、大学基礎データ(表15)のとおりであり、現在、大学全体で1.22、最も数値の高い学科・専攻は国語国文学科および児童文化学科児童文学・文化専攻で1.24となっている。

首都圏に位置する文学部単科の女子大学という特性上、本学において最終的に入学者数の調整が可能となる一般入試・センター試験利用入試における受験生の本学志望順位は第二志望以下の者が多いと考えられる。逆にいえば、本学を第一志望とする入学希望者は、AO入試や推薦入試という専願制の入試を利用する傾向が強い。このような本学の一般入試・センター試験利用入試の受験利用者の特性は、合格者歩留り率を読みにくくする大きな要因でもある。後期入試や3月入試を実施しない本学にとって、定員確保を確実なものとするためには、自ずとリスク回避のための安全策を講じざるを得ない状況にある。

したがって、これまでは、昨今の入試を取り巻く情勢の急激な変化に対応し、一定の入学者数を確保する見地から、入学定員に対する入学者比率が1.30を超えないことに留意して入学者確保のための歩留り計算を行ってきた。しかし、2009年度入試からは、より精度の高い分析を試みることで、国語国文学科、フランス語フランス文学科、英語英文学科、児童文化学科児童文学・文化専攻については、同比率を1.20以下に、児童文化学科発達心理学専攻については、同比率を1.20未満にするよう努力し

ている。

【点検・評価】

2009年度入試では、改善のための新たな目標数値が示され、その成果が表れてきている。したがって、この目標数値を継続的に達成していくことが重要である。また、学生収容定員に対する在籍学生数比率は、単年度の入学者比率の改善では、さまざま数値を適正値に引き下げることは不可能だが、入学者比率と同様に目標数値と達成年限を具体的に定めることが必要である。

一般入試・センター試験利用入試における合格者歩留り率は今後さらに予測精度が低下する可能性が強く、適正かつ安定した入学者確保のためには、入学者選抜方式に限らず、本学における学科・専攻のあり方も含めた魅力ある大学づくりのための中長期計画の検討が不可欠である。

【改善の方策】

教育目標の効果的実現のためには、適正な定員管理により、少人数教育の体制を維持することが重要である。点検・評価にあるように、入学定員に対する入学者比率については改善が図られつつあるが、学生収容定員に対する在籍学生数比率を適正化させる上では、具体的な目標数値と達成年限を定めることが必要不可欠である。したがって、この課題に対する具体的な改善の方策として、次のことを実施する。

○入学定員に対する入学者比率について、単年度目標の着実な実現を図ることで、各学科・専攻の学生収容定員に対する在籍学生数比率を2012年度までに、国語国文学科、フランス語フランス文学科、英語英文学科、児童文化学科児童文学・文化専攻は1.25未満に、児童文化学科発達心理学専攻は1.20未満に抑制する。

7. 編入学者、退学者

○退学者の状況と退学理由の把握状況

【現状の説明】

退学を希望する学生については、アドバイザーが本人と保証人の双方に連絡をとり、退学理由とその意思を確認した上で、退学願に署名を行う。なお、退学願には本人および保証人の押印が必要である。アドバイザーの署名を得られない退学願は事務手続上、原則として受理できないものとなっており、必然的に、退学理由の把握は書面上だけでなく、本人・保証人とのコミュニケーションをとって把握することができるようになっている。

退学者の状況は大学基礎データ（表17）のとおりであり、1年次の退学者が最も多く、3年次が最も少ない。1年次の退学率（当該年度末の退学者数／当該年度の入学者数）は2006年度4.8%、2007年度3.2%、2008年度1.9%と推移している。退学理由について最も多いのは、進路変更、次いで健康上の理由となっている。進路変更による退学は1年次において最も多い。

なお、退学者の理由別内訳数は以下のとおりである。

退学理由	2006年度					2007年度					2008年度				
	1年	2年	3年	4年	計	1年	2年	3年	4年	計	1年	2年	3年	4年	計
進路変更	18	7	1	0	26	12	2	1	1	16	9	2	4	1	16
病気	4	2	1	5	12	1	2	1	2	6	1	3	0	5	9
一身上の都合	2	6	1	1	10	2	2	1	1	6	0	2	0	1	3
経済的理由	0	0	0	0	0	2	0	0	0	2	0	0	0	1	1
在学年数満了	0	0	0	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	1	1	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0
除籍（学費）	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	3	0	0	3
除籍（逝去）	1	0	0	1	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	25	15	3	10	53	17	7	3	5	32	10	10	4	8	32

【点検・評価】

退学を願い出た学生に対しては、アドバイザーが十分に事情を聞き、退学理由を把握するとともに、進路変更などの相談にも親身に応じており、そのきめ細かな対応は高く評価できる。

1年次における退学率は2006年度をピークに以後改善の傾向が見られる。しかしながら、退学者の入学時の入試区分や履修・成績状況などとの関係性について、組織的な調査・分析は行われておらず、必ずしも効果的な対応策の実施による改善と見ることはできない。したがって、退学率を抑えていくためには、調査・分析にもとづく具体的施策の検討が必要であり、とくに、授業を休みがちな学生を把握し、早期にアプローチを図ることができるような仕組みづくりが求められる。

【改善の方策】

本学の教育目標に理解・賛同し、本学への明確な志望と強い学習意欲をもった優れた学生を受け入れることを第一とするが、不本意入学や進路変更などの要因から発生する退学者の発生を防ぐためには、その事由の把握と分析にもとづく支援の検討や、自身が思い描いてきた学生生活と実際の学生生活とに著しいギャップが生じないような入学前の情報発信等に努める必要がある。従来より、長期欠席者や退学希望者に対しては、アドバイザーによるきめ細かな対応が図られてきたが、この課題に関するさらなる具体的な改善の方策として、次の2つを実施する。

○退学者に関する調査・分析を2010年度から教務委員会で実施し、退学率の改善のための具体的施策に役立てる。

○2013年度までに長期欠席者把握のための仕組みを構築する。

(2) 大学院研究科における学生の受け入れ

到達目標

本学の大学院研究科における教育・研究の方針に理解・賛同し、本学への明確な志望と強い学修・研究意欲をもった優れた学生を受け入れることをめざす。

○優れた学生を受け入れるために、本大学院の教育目標と魅力ある教育・研究内容の効果的な広報の方法や入学選抜方式のあり方等を研究し、適正な入学定員を確保する。

【現状の説明】

1. 学生募集方法、入学者選抜方法

○大学院研究科の学生募集の方法、入学者選抜方法の適切性

本学の大学院の学生募集においては、キリスト教精神にもとづく人間形成を教育の根本方針として、学部における学術研究を基礎に、さらに深い学識と高い研究能力を養い、文化の向上と人類の福祉に寄与するという教育目標に則り、学生・社会人を問わず、意欲ある人材に対して門戸を開き、より活発な研究環境を作り出すことに努めている。

なお、おもな学生募集活動としては以下のものが挙げられる。

- (1) 大学院案内の作成・配布
- (2) 大学のWebサイトによる情報提供
- (3) 進学情報誌等による情報提供
- (4) 学外進学相談会への参加（年2回）
- (5) 入学希望者の個別研究室訪問受入れ（発達心理学専攻15名、児童文学専攻3名）

※いずれも2008年度実績

本学の大学院における入学者選抜の方法および実施時期は、以下のとおりである。

	課 程	選抜方法	実施時期
修士課程	発達心理学専攻	筆記（専門科目・英語）／口述	11月期
	児童文学専攻	筆記（専門科目・外国語 [英語・ドイツ語・日本語から選択。日本語選択は外国人留学生のみ]）／口述	11月期・2月期
	国語国文学専攻	筆記（専門科目・外国語 [英語・日本語から選択。日本語選択は外国人留学生のみ]）／口述	11月期・2月期
	フランス語フランス文学専攻	筆記（専門科目・英語）／口述	11月期・2月期
	英語英文学専攻	筆記（専門科目・第一外国語・第二外国語）／口述	11月期・2月期
博士課程	発達心理学専攻	筆記（専門科目・英語）／口述	2月期
	児童文学専攻	筆記（専門科目・外国語）／口述	2月期
	言語文学専攻 （日本語学・日本文学分野）	口述	2月期
	（フランス語学・フランス文学分野）	筆記（フランス語）／口述	2月期
	（英語学・英米文学分野）	筆記（英語）／口述	2月期

なお、学生募集、入学者選抜方法については、これまで大学院研究科委員会にて直接的に取り扱われる事項となっていたが、大学院研究科長、事務局長、各大学院専攻から選出された教員5名によって構成させる大学院専門委員会が2009年度に新設され、必要に応じて、入試・広報課長がオブザーバーとして参加する形で、学内推薦入学制度の導入など具体的な検討が行われている。

2. 学内推薦制度

○成績優秀者等に対する学内推薦制度を採用している大学院研究科における、そうした措置の適切性

本学においては、成績優秀者等に対する学内推薦制度等は採用していないため、記述すべき事項はない。

3. 門戸開放

○他大学・大学院の学生に対する「門戸開放」の状況

本学大学院における学生募集においては、修士課程・博士課程とも、本学出身者か、他大学・大学院出身者かといった学生の属性に関わらず、修士課程は「大学を卒業予定の者および卒業した者、大学卒業者と同等以上の学力があると認められた者」、博士課程は「修士課程修了予定の者および修了した者、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者」に対して広く門戸が開かれている。

なお、過去4年間の大学院合格者における自大学出身者数は各専攻とも以下のとおりとなっており、直近の2009年度入試では、合格者39名に対して、自大学・大学院出身者は21名、他大学出身者は18名となっている。

大学院合格者に占める本学出身者数

専攻名	課程	2007年度		2008年度		2009年度	
		合格者	本学出身者	合格者	本学出身者	合格者	本学出身者
発達心理学	修士(発達)	3	2	4	1	6	4
	修士(臨床)	11	0	11	0	11	1
	博士	4	3	5	5	4	3
児童文学	修士	6	5	10	2	7	2
	博士	3	3	3	2	3	1
国語国文学	修士	5	5	3	2	6	4
言語・文学(日本語学)	博士	5	4	2	1	2	2
フランス語フランス文学	修士	6	5	5	3	4	4
言語・文学(フランス語学)	博士	0	0	0	0	1	1
英語英文学	修士	3	2	2	2	0	0
言語・文学(英語学)	博士	1	1	0	0	1	0

※本学出身者とは、修士課程の場合は本学の学部、博士課程の場合は本学の修士課程の出身者を指す。

4. 「飛び入学」

○「飛び入学」を実施している大学院研究科における、そうした制度の運用の適切性

本学においては、「飛び入学」は実施していないため、記述すべき事項はない。

5. 社会人の受け入れ

○大学院研究科における社会人学生の受け入れ状況

社会人のための特別な入学者選抜方式や人数枠は設定していないが、近年はいわゆる学卒者だけでなく、何らかの仕事に従事しながら入学を希望する者が増加する傾向にある。なお、2009年度における大学院研究科の在籍学生数の内訳は大学基礎データ(表18)のとおりである。在籍学生数に対する社会人の割合は、修士課程で34.9%、博士課程で58.3%となっているが、とくに発達心理学専攻でその割合が高い。

6. 定員管理

- 大学院研究科における収容定員に対する在籍学生数の比率および学生確保のための措置の適切性
- 著しい欠員ないし定員超過が恒常的に生じている大学院研究科における対応策とその有効性

収容定員に対する在籍学生数の比率は、大学基礎データ（表18）にあるように、修士課程が0.93、博士課程が1.00となっている。修士課程を専攻別に見ると、発達心理学専攻は1.35、児童文学専攻は1.42とともに定員を充足しているのに対し、国語国文学専攻は0.83、フランス語フランス文学専攻は0.58、英語英文学専攻は0.17といずれも定員を下回っている状況にある。また、博士課程を専攻別に見ると、発達心理学専攻は1.17、児童文学専攻は1.22と定員を充足しているものの、言語・文学専攻は0.73と定員を下回っている。

入学定員に対する入学者の比率は、大学基礎データ（表18-3）にあるように、過去5年間で見ると、修士課程は発達心理学専攻が1.36、児童文学専攻が1.17と定員を充足しているのに対し、国語国文学専攻が0.83、フランス語フランス文学専攻が0.57、英語英文学専攻が0.33といずれも欠員を生じている。博士課程は、発達心理学専攻が1.05、児童文学専攻が1.13で定員を充足しており、言語・文学専攻が0.64と定員を下回っている。

修士課程では、児童文学専攻のほか、学生募集に苦慮している国語国文学専攻、フランス語フランス文学専攻、英語英文学専攻について、年2回、11月と2月に入学者選抜を実施することで、定員確保に努めている。

【点検・評価】

学生募集や入学者選抜方法については、各専攻の特徴を活かした方法が採用されている。とくに、他大学・大学院の入学希望者が多い発達心理学専攻と児童文学専攻については、個別の研究室訪問を入試・広報課を窓口として受け付けており、これを、Webサイト等を通じて広く学外に周知している。研究室訪問は、入学希望者が考える研究テーマを中心に、本学教員との研究指導におけるマッチングが適当なものであるか、受験前の段階で希望教員の研究室を訪問し、確認できる仕組みである。したがって、本学大学院の教育目標に合致した意欲ある学生の確保に効果的な取り組みとして高く評価できる。

学生募集や入学者選抜方法は、従来、大学院研究科委員会において直接的に取り扱われる事項となっていたが、実質的な検討を行う上では、その構成員数から考えても迅速かつ十分な議論を行うことができないことは明らかであり、大学院専門委員会を設置して、具体的検討の場を移したことは、大学院における学生募集・入学者選抜方式の適切性の検証を実効性あるものとするために有効な方策であるといえよう。この点において少なからず改善が図られていることは確かである。

ただし、学生募集や入学者選抜方法について特化して検討を行う委員会ではなく、大学院に関する事項を包括して取り扱うという大学院専門委員会の性質上、学生募集や入試の実施事務を統括する入試・広報課長が、必要に応じてオブザーバーでの出席にとどまるなど、より厳密な意味での恒常的な検証にはさらなる組織整備を要する点があり、あくまで過渡期的な対応であるとの認識に立つべきである。

他大学・大学院の学生の受け入れに関しては、発達心理学専攻および児童文学専攻では、他大学・大学院出身者の合格者比率が高く、それ以外の専攻では、合格者のほとんどが自大学出身者で占められているが、これは入学希望者の属性に偏りがあるだけでなく、合格した他大学・大学院出身者が結果として本学を進学先として選択しなかったためである。したがって、結果としての入学者属性に関わらず、出願から合否判定に至るまで、すべての受験生に対して公平な条件のもとに入学選抜が行われており、門戸開放は適切であるといえる。

社会人の受け入れについては、臨床心理士、発達臨床心理士の受験資格を得ることができるコースを有する発達心理学専攻は、その性質上、社会人学生の割合が多くなっているといえる。一方で、高

度職業人養成に直結しない文学・文化系の専攻は、潜在的に社会人学生の学習ニーズが低くなる傾向があるが、現状の社会人学生の割合をもって、ただちに社会人学生の受け入れについて問題があると見ることはできない。

収容定員に対する在籍学生数の比率は、修士課程において収容定員を下回っているものの、その数値は0.93とほぼ収容定員を満たしている状況にある。しかし、専攻別に見ると、国語国文学専攻、フランス語フランス文学専攻、英語英文学専攻は修士課程全体の平均比率を下回っており、とくに英語英文学専攻が0.17と収容定員の2割を切る状況に至っている点は著しい欠員として看過できず、早急な対応策の検討が求められる。

また、博士課程では、全体として1.00を保っているものの、言語・文学専攻は0.73と他の2専攻と比して低い数値を示している。近年の人文科学系の博士課程を取り巻く社会認識や就職状況等を考慮すると、厳しい募集環境の中で収容定員の半数は確保しており、許容範囲とも考えられるが、「言語・文学」という学際性を活かした募集力の強化に今後も努める必要がある。

過去5年間における入学定員に対する入学者の比率は、修士課程において国語国文学専攻、フランス語フランス文学専攻、英語英文学専攻で入学定員を割り込んでいる。収容定員に対する在籍学生比率と同様に、英語英文学専攻は0.33と突出して低い数値を示しており、早急な対応策の検討が求められる。

このような学生募集状況に対して、修士課程の国語国文学専攻、フランス語フランス文学専攻、英語英文学専攻で現状行われている年2回の入学者選抜の実施だけでは、定員確保のための対応策としては不十分である。

【改善の方策】

本学が求める人材を広く募るために、学生募集の方法について恒常的に検証し、これによって適正な定員管理を実現することが求められるところだが、点検・評価にあるとおり、本学の大学院においては、修士課程の一部専攻の定員確保が喫緊の課題である。したがって、学生募集から入学者選抜方法に至るまで、この課題の具体的な改善の方策として、次の3つを実施する。

- 2010年度より、すべての専攻において入学希望者の研究室訪問を受け付け、これを広く学内外に周知する。
- 国語国文学専攻、フランス語フランス文学専攻、英語英文学専攻については、大学院専門委員会で現在行われている修士課程のあり方に関する検討とあわせて、2011年度までに定員確保のための具体的施策を講じる。
- 大学院における組織整備とあわせて、大学院固有の学生募集・入学選抜方式のあり方を協議する場をより明確にし、定員確保のための対応策を恒常的に検討する。

第5章 学生生活

到達目標

本学の「教育目標」を踏まえ、大学生活をより質の高いものとし、かつ、他者に対する思いやりや共感を基本としたコミュニケーションを図りつつ自己表現する力を養い、その基盤となる物事を柔軟に考える力を育む環境を整えることをめざす。

- 学生が安心して学生生活を送ることができるように、きめ細やかな経済的支援体制を構築する。
- 学生の心身の健康保持・増進および安全・衛生を図るための環境を整え、かつ、ハラスメント防止のための適切な対策を講じる。
- 学生との意見交換をとおして、学生生活をより豊かなものとするために必要な取り組みを推進する体制を構築する。
- キャリア教育を充実させ、学生が自らのライフデザインについて考える機会を設ける。
- 学生の課外活動を積極的に支援し、その成果を顕彰することによって、課外活動に対する関心を高める。

1. 学生への経済的支援

○奨学金その他学生への経済的支援を図るための措置の有効性、適切性

【現状の説明】

本学の学生に対して行われている経済的支援には、奨学金給付や授業料減免等の直接的支援と、ティーチングアシスタント（以下、TA）や図書館等での学内アルバイトの斡旋といった間接的支援がある。直接的支援は、（1）学内奨学金、（2）日本学生支援機構奨学金、（3）外国人留学生対象の学外奨学金、（4）学納金の分納・延納、留学生への授業料の減免の4つに区分することができる。

（1）学内奨学金

学内奨学金には「白百合女子大学奨学金」「白百合女子大学同窓会奨学金」「白百合女子大学外国留学規程内規に基づく奨学金」の3つがある。このほかに自然災害で罹災した学生を対象に奨学金の給付を行う特別奨学金制度を、激甚災害発生の都度、設けている。

「白百合女子大学奨学金」「白百合女子大学同窓会奨学金」の2004年度から2008年度までの過去5年間の申請および給付状況は以下のとおりである。

「白百合女子大学奨学金」「白百合女子大学同窓会奨学金」の申請および給付状況

		2004年度			2005年度			2006年度			2007年度			2008年度		
		学部	大学院		学部	大学院		学部	大学院		学部	大学院		学部	大学院	
			修士	博士		修士	博士		修士	博士		修士	博士		修士	博士
白百合女子大学奨学金	申請数	26	2	0	29	4	3	31	7	2	34	8	2	37	10	4
	給付数	26	2	0	22	1	3	28	7	2	32	8	2	34	5	3
白百合女子大学同窓会奨学金	申請数	2	2	0	7	0	0	5	0	1	10	1	3	7	0	0
	給付数	2	2	0	5	0	0	5	0	1	10	1	3	7	0	0

「白百合女子大学奨学金」は、学業優秀であり、経済的事情で学業継続が困難な学生を対象に、毎年原則40名を上限に、1件あたり25万円（授業料の約36%）が支給される。2004年度から2008年度までの過去5年間の申請者数（学部生・大学院生合計）の推移は増加傾向にあり、とくに大学院学生の申請者数の増加が目立ち、2008年度では14名の申請に対して8名の給付となっている。なお、奨学金申込資格のうち、家計支持者の年収・所得金額の上限額（家計基準）については、2007年度より日本学生支援機構の家計基準を準用している。

「白百合女子大学同窓会奨学金」は、本学同窓会より毎年寄付される奨学資金を財源として、家計の急変により学業継続が困難になった学生を対象に、毎年原則7名を上限として、1件あたり30万円（授業料の約43%）が支給される。2006年度から2008年度までの過去3年間については申請者全員に給付されている。

「白百合女子大学外国留学規程内規」に基づく奨学金は、連続して1年間留学した者には授業料の2分の1の額が、連続して6か月以上1年未満留学した者には授業料の4分の1の額が給付される。申請者数の推移は、2005年度以降は、毎年14名前後であり、いずれも申請者全員に給付された。

激甚災害発生時に罹災した学生を対象に給付される特別奨学金は、2004年度に7名、2007年度に2名が対象となり給付された。

（2）日本学生支援機構奨学金

日本学生支援機構奨学金は、第1種（無利子貸与）は、2007年度が62名の申請に対して採用32名、2008年度は64名に対して33名であった。第2種（有利子貸与）は、2007年度が64名に対して35名、2008年度は70名に対して43名であった。

（3）外国人留学生対象の学外奨学金

学外の財団等による外国人留学生への経済的支援制度には、日本学生支援機構によるもののほか、朝鮮奨学会、平和中島財団、長谷川留学生奨学財団等によるものがある。採用実績は、2004年度から2008年度の過去5年間で合計10名であった。

（4）学納金の分納・延納、留学生への授業料の減免

経済的事情等による学納金分納の申請者数は、2007年度が学部13名、大学院1名、2008年度が学部7名、大学院1名となっている。また、学納金の延納については2008年度が学部28名、大学院1名の申請があった。学納金の分納・延納ともに申請者全員が認められた。大学院への留学生に対する授業料の半額免除は、2007年度が修士0名、博士4名、2008年が修士2名、博士4名の申請があり、全員が認められた。

間接的支援として行われている、TAや図書館等での学内アルバイトの斡旋については、2009年8月現在、学科研究室での学習サポート等中心に27名の大学院学生がTAとして登録している。また、図書館では、13名の大学院学生が、レファレンス業務を中心にアルバイトとして勤務し、収入を得ている。このほか、入試・広報業務において進学相談会や入試実施等の際に、学生アルバイトを積極的に活用している。

【点検・評価】

現在までのところ、学生への直接的な支援体制はおおむね整備されているといえる。ただし、近年の景気悪化を背景に、日本学生支援機構による奨学金の採用率が40～50%台にとどまっていることで、結果として、学内奨学金の申請者がこの1～2年増加傾向にある。不況にともなう経済的困窮による奨学金申請者が引き続き増加すると仮定すれば、既存の奨学金制度の拡充のみならず新たな奨学金の創設も視野に入れる必要がある。また、奨学金の目的が学業継続のための支援であることを考えれば、家計が本当に困窮している場合、現在行われている、授業料の30～40%の援助では必ずしも十分とは

いえないこともある。その意味で、今後の検討にあたっては、1人あたりの給付金額や奨学金の併給、銀行ローンの活用など、制度全体を見渡した取り組みが重要である。また、申請者が増加している大学院学生に特化した経済的支援策の検討も課題である。

間接的支援としての、学内における学生アルバイトの活用は積極的になされており、学業に大きな支障を生じることなく自身の生活費や学費を支える一助となるだけでなく、正課外における社会勉強の場としても十分に機能している。

【改善の方策】

本学の教育目標の実現にあたり、学生が安心して学生生活を送る環境を整えることは、最も基本的であり、かつ重要な事柄である。とくに、経済的な問題に対する大学としての支援体制の充実、とりわけ優先順位の高い課題であることは、昨今の社会情勢を鑑みても論を待たない。したがって、点検・評価において指摘されている奨学金と教育ローンの併用、大学院学生を対象とした経済支援など、支援を必要とする学生の現状を踏まえた支援体制の拡充に向け、その具体的な改善方策として以下の2つを実施する。

- 財源確保のための新たな基金の設立や大学院学生を対象とした経済的支援施策の充実をめざし、2013年度までに奨学金に関する制度設計の見直しを図る。
- 市中金融機関と提携した独自の教育ローン制度を2011年度までに設ける。

2. 生活相談等

- 学生の心身の健康保持・増進および安全・衛生への配慮の適切性
- ハラスメント防止のための措置の適切性
 - ・生活相談、進路相談を行う専門のコウンセラーやアドバイザーなどの配置状況
 - ・学生生活に関する満足度アンケートの実施と活用の状況

【現状の説明】

本学における心身の健康、保健衛生等にかかる指導相談体制として、まず学生相談室におけるカウンセリングが挙げられる。学生相談室は人間関係、進路・勉学上の悩み、精神衛生上の問題などの相談に対応し、必要に応じて学内外の適切な人や機関を紹介するほか、問題解決に役立つ情報を提供している。面談室は3室あり、開室時間は月曜～金曜の9:30～16:30である。人員は臨床心理士の有資格者である非常勤の女性カウンセラー3名、受付の女性スタッフ2名で構成されている。利用状況および相談内容については以下のとおりである。

学生相談室利用状況（来談者数）

	2004年度	2005年度	2006年度	2007年度	2008年度
来談者実数	120	109	84	86	117
面接回数	1103	823	576	546	951
利用率（%）	4.0	5.0	3.0	3.1	4.3

2008年度相談内容による延べ来談者数割合と平均面接回数

相談内容		延べ来談者数割合（%）	平均面接回数
学業進路相談	学業・進路	16.6	7.2
	卒業後の進路	8.3	8.4
心理相談	対人関係・性格・生き方	37.9	10.0
	精神衛生	29.6	12.5
その他		7.6	2.8

学生相談室ではカウンセリングのほか、学内における相談室そのものの認知度を高めるだけでなく、学生との交流を深めることを目的として「あったかスープの会」「ひとり暮らしのための料理講習会」等の催しを実施している。

健康相談室は、定期健康診断の実施や日常の健康管理の相談に応じるとともに、学内でのケガ・急な体調不良に対する応急処置を行っている。また、病名・症状により適切な病院紹介や健康上の不安・悩み等についても随時相談に応じている。開室時間は長期休暇中も含め、月曜～金曜の9:00～17:00である。人員構成は非常勤の内科医1名（校医）のほか、同じく非常勤の精神科医1名、専任の女性看護師1名、非常勤の女性スタッフ1名である。利用状況については以下のとおりである。

健康相談室利用者数

	2005年度	2006年度	2007年度	2008年度
利用者数	1,061	1,050	994	1,345
病院へ行った人数	68	52	71	33
救急車出動回数	2	6	1	2

なお、全学生を対象に年1回健康診断を実施しており、2007年度、2008年度の受診率はそれぞれ96.9%、91.9%であった。

健康維持のためのカリキュラムや施設提供としては、学部の共通科目カリキュラムに「スポーツ・健康科学（A、B、C）」と「身体運動科学」が選択科目として開講されており、心身の健康とその保持・増進のための効果的な運動やスポーツ、身体の仕組みやその使い方などについて学習することができる。また同じく選択科目として開講されている「食文化と化学」は心身の健康の維持・増進と密接に結びつく内容となっている。そのほか、学生の健全な心身の育成を図るために、体育系のクラブ・サークル活動等を奨励しており、学生が健康増進を図ることができる施設が整備されている。これらの施設は、授業、クラブ・サークルによる定期的な使用時間以外は一般学生にも開放されている。さらに、学外利用施設としては、本学が法人会員となっている民間リゾート施設・レクリエーション施設の利用が可能であり、学生はこれらの施設を活用することで、心身をリフレッシュしながら学外研修や課外活動を行うことができる。

なお、本学の学生は、正課中あるいは課外活動中、およびそのための移動中や通学途中の事故に備え、入学時に学生教育研究災害障害保険に加入している。

ハラスメント防止のための措置としては、「セクシュアル・ハラスメント防止規程」「セクシュアル・ハラスメント相談員規程」「セクシュアル・ハラスメント調査委員会規程」を制定し、ハラスメントの防止・対策を明確に制度化している。キリスト教精神にもとづく人格形成を教育の根本方針とするカトリックの大学として、また女性のための高等教育の場である女子大学としての社会的責任において、セクシュアル・ハラスメントのない環境を保障することは、学生および教職員の人権尊重の基本であり、本学の修学・教育・研究環境の整備における最も重要な課題の一つと位置づけられている。相談窓口としては、各規程にもとづいて、学生相談室のカウンセラーをはじめとした教職員からなるセクシュアル・ハラスメント相談員が随時学生、教職員の相談に対応している。相談事案に対する対応としては、9名の委員で構成されるセクシュアル・ハラスメント調査委員会が設置され、秘密を厳守して公正な調査を実施するとともに、被害者に対しては心理的支援も含めてできるかぎりの救済を行う体制が整備されている。啓発活動としては、『学生生活ガイドブック』に「セクシュアル・ハラスメント相談手引き」の章を設けるだけでなく、独自のリーフレット『セクシュアル・ハラスメント相談の手引き』を作成・配付し学生のみならず教職員にもセクシュアル・ハラスメント問題の啓発を行っている。

2010年4月からは、パワー・ハラスメント、アカデミック・ハラスメントにも対応した包括的な「ハラスメント防止規程」が施行され、あわせて「ハラスメント防止および問題解決のためのガイドライン」が定められることになっている。

生活相談や進路相談に関しては、きめ細かな学生サポートの一環として、本学では、教員によるアドヴァイザー制度を導入している。原則として1名ないし2名の教員が各学科・専攻の学年アドヴァイザーとなり、1年間をとおして、学業はもとより、学生生活・進路・課外活動・アルバイト・心身の健康・経済上の問題といった相談に応じるほか、授業を欠席しがちな学生に対するフォローも行っている。アドヴァイザーは休学・復学・退学などにおいて、学生との面談を行い、学生の保護者とも連絡をとりつつ、必要な助言を行う。なお、1人のアドヴァイザーが担当する学生数は学科・専攻あるいは学年により異なるが、およそ60名前後である（ただし、修道女がアドヴァイザーを担当する学科・学年については、120名前後となることもある）。

学生生活に関する満足度アンケートの実施と活用については、2007年度に在学学生に対する学生生活満足度調査を実施し2008年2月に報告書を学内に公表した。調査内容は、各事務サービスや施設の利用頻度や満足度だけでなく、それぞれについて自由記述による意見を聴取するものであり、調査結果（回答率79.3%）について部署ごとに問題点を検討し、改善に取り組んでいる。2009年11月には2回目となる学生生活満足度調査を実施した（隔年実施）。

【点検・評価】

学生相談室における専門家による心のケアと、教員アドヴァイザーによる学生生活全般にわたるトータルなフォローが、漏れのない形で学生の多様な問題に対処しているといえる。とくに、週5日開室し、複数の専門家が相談に応じる学生相談室は、本学規模の大学としては、きわめて充実した体制と機能を維持している。

ただし、アドヴァイザー制度については、制度そのものの効果検証が必ずしも行われてこなかった。きめ細かい学生サポートを実践する本学独自の制度として、さらなる充実を図る上でも、定期的な検証は不可欠である。

健康相談室は人員、開室時間ともに十分な体制がとられている。とくに、精神科医が専門的な相談に応じている点は高く評価できる。

ハラスメント防止のための対応に関しては、新たに「ハラスメント防止規程」が2010年4月から整備される予定であり、今後は同規程の施行にもとづくハラスメント防止のための啓発活動を進めていく必要がある。

隔年で実施されている学生生活満足度調査は、高い回答率からも学生ニーズを把握する上で有効である。また、同調査は、個別具体的な事務部署・施設の利用頻度・満足度を尋ね、その理由について自由記述欄を設ける形式になっている。学生の声をよりきめ細かく汲み上げ、直接的な改善に結びつけようとするその姿勢は、本学教職員と学生の双方向な関係性を象徴的に表しているといえる。

【改善の方策】

学生の心身の健康保持・増進を図るための方策の一つとして、本学ではアドヴァイザー制度を取り入れることで、学業に限らず学生生活全般にわたる学生自身の問題解決の一助となるよう努めてきた。しかし、点検・評価において指摘されるように、今日では学生の変化に柔軟に対応できるよう、定期的な制度の検証・見直しが必要不可欠となってきている。また、ハラスメント防止に向け、必要な規定・ガイドラインの整備等の諸施策を講じたことで、今後は、その諸施策を実効性あるものとしていくことが求められる。よって、これらの課題についての具体的な改善方策として次の2つを実施する。○アドヴァイザー制度が本学のきめ細かな学生サポートを象徴する重要なシステムであるとの認識に立ち、今日的状況により適合した制度のあり方についての検討を踏まえ、2013年度までにアドヴァ

イザー制度の検証・見直しを図る。

- 「ハラスメント防止規程」の整備にともない、学内における学生・教職員に対する啓発活動をリーフレット等の紙媒体だけでなく、Webサイトにおいても展開する。その上で、ハラスメント防止に関する取り組みについて、2011年度から学生生活満足度調査を利用して在学生の認知度を把握し、啓発活動の効果を検証する。

3. 就職指導

- 学生の進路選択に関わる指導の適切性
- 就職担当部署の活動の有効性
 - ・学生への就職ガイダンスの実施状況とその適切性

【現状の説明】

本学学生の一般企業への就職希望率は、ここ数年増加傾向にあり、2008年度は全体の87%となっている。一方で、大学院等への進学希望者は減少し、同年で2%にとどまっている。こうしたことから、学生の進路選択に関わる指導は、おおむねキャリア支援課の職員に課せられる職掌であるといえる。キャリア支援課は、専任職員4名、非常勤職員1名、契約による非常勤のキャリア・カウンセラー2名で構成されている。ただし、進路希望を決定するまでの段階で、各学科・学年におけるアドバイザーが、学生からの質問や相談を受け、アドバイスを与えることもある。

進路選択の指導において、近年はキャリアデザイン教育への取り組みが進められており、1・2年次には、各自がライフデザインの意識を持つために必要な動機づけのプログラムを、3・4年次には、就職活動に必要な具体的な社会の仕組みを知るためのプログラムを多数提供し、学生が充実した学生生活や就職活動を行えるよう、全面的なサポートを行っている。

とくに、3年次の学生に対しては、希望する進路に関わらず、キャリア支援職員による、学年全員を対象とした個別面談が実施されている。3年次の個別面談は、希望する進路の方向性を確認し合い、学生の適性を見抜き、正しいアドバイスと指導をすることが目的である。強制力を持たない任意の面談だが、面接を受ける学生は例年全体の80%程度となっている。また、学生が希望すれば何度でも担当職員と面談をすることができる。

インターンシップに関しては、希望者は、大学が提携する数社の企業で企画されたインターンシップに参加することができる。ただし、単位化はされていない。

なお、卒業予定者に対しては、「就職活動に関するアンケート」を例年3月に実施し、支援プログラムの有効性について検証を行っている（2008年度回答率：36.9%）。

【点検・評価】

キャリア支援課において、個別面談をはじめとした学生への進路指導は十分に行われている。また、就職支援プログラムについては、キャリアデザイン教育への積極的な取り組みにより内容の充実がみられる。セミナーを講義形式主体からワークショップ形式のものも多く取り入れるようにするといった工夫により、セミナーへの参加学生数も増加傾向にあることは評価できるとともに、さらなる充実が期待される。一方で、キャリアに対する意識が相対的に低い1・2年次の学生に対する取り組みが現状の課題といえる。

キャリア支援プログラムの効果検証において、卒業予定者に対して実施している「就職活動に関するアンケート」は継続的な実施が行われており、有効なものである。ただし、回収率が低く、調査の実施方法や質問項目について検討の余地がある。

【改善の方策】

大学生活をより質の高いものとする上では、学生が自身のキャリアについて考え、自己実現を図るための力を養う指導や支援が求められるところである。本学では、点検・評価にあるようにすでにキ

キャリア支援全般にわたり、積極的な取り組みが展開されているところではあるが、学生の自主性を高め、なおかつ入学後の早い段階から、自身のキャリア形成について意識づけをさせることが今後の課題といえよう。また一方で、キャリア支援体制のさらなる充実に向けたアセスメント手法の改善も重要である。したがって、これらの課題についての具体的な改善方策として次の3点を実施する。

- キャリアデザイン・セミナーや業界研究会などの運営に2010年度から学生を参加させることで、直接社会人と関わり、学ぶ機会を設ける。
- 低学年からキャリアデザインへの関心を高めることを目的として、2011年度から1・2年生を対象とした「キャリア教育の日」を設け、全学科参加型のオリエンテーションやオープンセミナーを開催する。
- 卒業予定者を対象とした「就職活動に関するアンケート」について、2010年度の調査実施までに調査方法および質問項目の再検討を行う。

4. 課外活動

○学生の課外活動に対して大学として組織的に行っている指導、支援の有効性

【現状の説明】

本学における課外活動は、本学の教育の一環として教職員の指導・協力のもと、大別して次の4つの形式で行われており、それぞれに対して大学として指導・援助を行っている。

(1) 学生会・クラブ連合・白百合祭実行委員会

本学には、学生の自主的な自治活動をとおして学生生活全般の充実・向上に努めることを目的とする学生会が組織されている。学生会は、学生全員が構成員となる最大の組織である。学生会のおもな活動内容は、講演会、募金活動、白百合祭バザー、ボランティア活動など多岐にわたり、学生会執行部委員はその取りまとめを行う。

学生会の下部組織にはクラブ連合が組織されており、クラブ、サークル、同好会が加盟する。2008年度末現在のクラブ連合公認団体数は35団体であり、その内訳は文化系25団体、体育系10団体となっている。これらの公認団体に加入している学生数は延べ706名で、全学部学生の34%にあたる。各団体は専任教員を顧問とし、顧問は必要に応じて指導・支援を行っている。学外からコーチを委嘱する場合もあり、主として体育系団体の強化指導を依頼している。また2006年度から、聖心女子大学、清泉女子大学、ノートルダム清心女子大学、京都ノートルダム女子大学と行われる「カトリック女子大学スポーツ大会」への参加援助として、大学が費用補助を行っている（宿泊をとまなう場合は交通費・宿泊費の半額および懇親会費の全額を補助、東京開催の場合は懇親会費を全額補助）。

白百合祭実行委員会は、クラブ連合と並んで学生会活動の重要な一翼を担っており、主として、白百合祭における各種イベントを担当する委員で組織され運営されている。毎年10月末に3日間行われる白百合祭では、各セクションの準備から当日の進行まで、学生生活課が多面的な指導・サポートを行っている。

これらの学生の自主的活動を支援する場としては、各学科・専攻から選任・委嘱された専任教員数名で構成される「学生・就職委員会」がある。学生・就職委員会は、学生生活課と連携しながら学生会との定期的な協議を行うとともに、必要に応じて指導・支援を行っている。

(2) 各学科単位での学会活動等

本学では各学科単位で学会活動が行われ、学生が積極的に参加している。その目的は、専門分野の研究を推進することと、会員相互の親睦を図ることである。専任教員はそれぞれの専門性に応じ、学生の自主的活動を支援している。

主な活動内容としては、国語国文学科では、観劇、文学散歩、文学旅行等を年に数回実施している。フランス語フランス文学科では、フランス人TAとの交流も兼ねて、料理教室、映画鑑賞、旅行など

を行っている。またフランス語発表会を毎年行い、スピーチ部門の入賞者には全国大会への参加資格が与えられている。英語英文学科では、白百合祭で英語のスピーチコンテストを開催している。2007年度からは他学科からの参加も可能となり、全学的な催しとなっている。児童文化学科では、学生の企画により美術館の見学を実施している。さらに、各学会とも講演会を定期的実施しているほか、学科の特色を活かした独自の学会誌や文芸誌、学会報を発行している。これらは学生の論文や作品を掲載することで、学生の勉学意欲向上にも寄与している。

(3) ボランティア活動

本学では学生が社会に目を開く契機として、またさまざまな社会経験を積ませるために、ボランティア活動の紹介を積極的に行っている。ボランティア活動は、カトリック大学としての理念に則り、相互に助け合う精神や援助を必要とする人の力になれることの喜びを学ぶための、重要な教育的機会として位置づけられている。

各学科の教員は、独自にそれぞれの視点でボランティア活動を支援している。例えば、市内小学校への学習支援ボランティア（大学院学生）派遣、地域の小・中学生を対象としたテニス教室の開催や、指導にあたるボランティアリーダー（テニス部学生）の派遣、教職課程履修生による地元中学校生徒の英語習得サポート、本学主催の小学生フランス語教室への学生ヘルパー参加、ボランティア学生が修道女や神父とともにロザリオづくり等を行い、収益金をカメルーンや養護施設の子どもたちに送るなどのチャリティー活動、などである。また、学生生活課ではボランティア情報の収集と提供、ならびに相談・支援を行っている。

(4) セントポール・コイノニアルームにおける活動

本学の特長的な取り組みとして、セントポール・コイノニアルームにおける正課外活動がある。「建学の精神」「キリスト教的センス」を身につけるために、また女性としての感性を育てるために専任教員とともに「保育園遠足」を行い、子どもとふれ合い、子どもとともに祈る体験の機会を提供している。また、このセントポール・コイノニアルームは月曜から金曜まで開室しており、学生に交わりの場を提供している。上記以外の活動として、祈りの集いやチャリティー活動を行っている。

【点検・評価】

女子大学の特徴として、他大学のクラブ・サークルへの加入学生が多いことを考慮しても、全体として学内のクラブ・サークルへの加入率は他大学と比べ低い水準にあると考えられる。ただし、前述したように本学では、クラブ・サークル活動以外にも、白百合祭実行委員会や学科単位の学会活動等が活発であることから、学生がどのような正課外活動に関わっているのか、その実態を正確に把握することが、問題点の明確化に繋がるといえる。また、成果を挙げた個人・団体を顕彰する制度等を取り入れる、あるいは課外活動時間の延長を行うなどの課外活動を活性化させるための施策も重要である。

各学科単位での学生による学会活動は、会員相互の親睦を図ることのみならず、それぞれの専門性を高めることにつながっている。この点は、本学学会活動の特長として評価できる。また、セントポール・コイノニアルームにおける正課外活動についても、「建学の精神」に則った学生の人間的成長を高める上で、本学における特長的な取り組みとして評価できるものである。

【改善の方策】

大学生活をより質の高いものとするためだけでなく、他者とのコミュニケーション力を図り自己表現する力を育む意味でも、その自主性を尊重しつつ、学生の課外活動がさらに充実したものとなるよう支援していくことは本学にとってとりわけ重要な事柄である。点検・評価では、課外活動について、クラブ・サークルだけでなく広く学生の活動状況の現状把握にもとづく取り組みの必要性を指摘しているが、一方で、現段階で把握できる範囲で、課外活動をさらに活性化させる施策の展開についても

言及している。したがって、これらの課題の具体的な改善の方策として次の3点を実施する。

- クラブ・サークル等の課外活動の時間を確保するために、現在、平日19時までである活動許可時間を20時まで延長する。
- 学外で実施される大会・コンクール等で優秀な成績を収めた団体・個人を顕彰する制度を2010年度までに設け、学生の課外活動等に対する意欲向上を図る。
- 学生の課外活動の実態を把握するために、学生生活満足度調査の項目設計を再検討し、2011年度実施調査から実態把握のための調査項目を追加する。

第6章 研究環境

到達目標

“真理の探究”を「教育目標」の一つとして掲げる本学において、教員個人の研究活動はもちろん、附置研究所・センターなど組織的な研究活動の活性化を図ることが重要であり、そのために大学全体として学術的な活動を支える環境を整備することを目標とする。

○学会発表や学術雑誌等に掲載された論文など、教員の研究成果が、学内外において周知されるようにすることで、研究の活性化を促す。

○図書館長、各附置研究所・センターの所長・センター長による連絡会議において各年度の附属施設の研究成果の公開方針を定め、学内外により広く公開する。

○教員本来の研究・教育活動の活性化を促進するために、大学の諸活動を効率の良いものとする。

1. 研究活動

- | |
|--------------------------------|
| ○論文等研究成果の発表状況
・国内外の学会での活動状況 |
|--------------------------------|

【現状の説明】

大学全体の研究紀要『白百合女子大学研究紀要』を年1回発行している。なお、過去5年間の年平均所収論文数は10本である。

本学の5つの附置研究所・センターではそれぞれ年1回の研究紀要を発行しているほか、特定のテーマについての叢書、単行本を発行している。附置研究所・センターの紀要・論文集名および過去5年間の年平均所収論文数は以下のとおりである。

発行機関名	紀要・論集名	年平均所収論文数
発達臨床センター	発達臨床センター紀要	8.2本
児童文化研究センター	児童文化研究センター研究論文集	7.8本
言語・文学研究センター	言語・文学研究論集	10.2本
言語・文学研究センター	アウリオン叢書	8.0本
キリスト教文化研究所	キリスト教文化研究論集	9.7本
生涯発達研究教育センター	生涯発達心理学研究	10.0本

また、各学科単位での学会等による論文集は以下のとおりである。

学科・専攻	論集名	年平均所収論文数
国語国文学会	国文白百合	7.8本
フランス語フランス文学会	Lilia candida	4.4本
英語英文学会	SELLA	7.8本
児童文学・文化専攻	開花宣言（旧『白百合児童文化』）	15.4本

専任教員の各年度における研究業績の詳細については大学基礎データ（表24）の「Ⅱ 研究活動」のとおりである。著論文、翻訳・注釈などについては、専門分野によっては発表数のみでは内容を推定しがたい面があるが、過去5年間の研究報告の数を単純化してカウントした結果、教員1人当たり

の発表数は、著書数(単著・共著) 3.7、論文数6.9、翻訳・注釈1.6、その他(エッセイ・書評など) 4.0であった。

各専任教員の学会等における口頭発表・講演等も、所属学科・専攻や専門分野によっては同一基準によってカウントすることに困難もあるが、単純化して数値を出した結果、過去5年間の教員1人当たりの発表・講演は5.4回であった。

また、過去5年間のうち、学会等での役職にあった教員数は、理事長(会長) 3名、副会長1名、理事17名、評議員12名、編集委員16名、事務局長・幹事13名、その他委員38名となっている。詳細は大学基礎データ(表24)の「Ⅲ 学会等および社会における主な活動」にあるとおりである。

【点検・評価】

教員の研究業績発表については、専門分野、研究テーマによって内容・発表形式が異なることもあり、数量化するだけではさして意味をなさない面もあるが、全体として、学内外での活発な研究成果に関する発表を行っていることが大学基礎データからも伺える。

学会活動については、国内学会での活動が主であるが、専任教員の数に比してみるかぎり、口頭発表および役職での貢献は高いものと評価できる。

著書・論文は専門性の高いものであるために、教員個人の研究成果がただちに全学的に共有されることは難しいが、本学においては、教員の著作や新聞・雑誌での発表などが学内広報誌や掲示板で紹介されており、教職員や学生にとって有益な情報として提供されていることは望ましい。したがって、今後も継続して情報提供のあり方を検証・改善していくことが重要である。

【改善の方策】

“真理の探究”をめざす本学では、到達目標に掲げるように、教員の研究成果の学内外への公表をさらに推進することで、研究の活性化を図ることが重要である。本学ではすでに、教員個人の研究成果の一部について情報発信が試みられているが、その発信についてはさらに多様な手法を採用することで、より一層の周知が可能となる余地がある。また、学外に対する発信の充実も今後は不可欠である。したがって、この課題の具体的な改善の方策として次のことを実施する。

○2010年度から、教員個人の研究成果についての情報を、毎年1回発行している『白百合女子大学研究紀要』誌上に掲載するとともに、Webサイト上でも公開する。

2. 教育研究組織単位間の研究上の連携

○附置研究所を設置している場合、当該研究所と大学・大学院との関係

【現状の説明】

本学は、附属施設として、図書館のほかに、5つの研究所・センターをもっている。それぞれは設立の趣旨にそった独自の性格を有しているが、すべては本学の教員および大学院学生を中心にした活発な研究活動・講演会・研究会・出版物の発行等をとおして、大学および大学院の教育・研究に寄与している。各附置研究所・センターと大学・大学院との関係については、それぞれ次のとおりである。

(1) 発達臨床センター

専攻教員、研究員、顧問(本学の専攻旧教員、学外の専門家)が構成員となっている。大学・大学院との関係としては、大学院の実習授業、博士・修士・卒業論文の臨床資料の提供が中心である。

年1回『発達臨床センター紀要』を刊行している。

(2) 児童文化研究センター

専任教員、旧専任教員、大学院学生・卒業生、その他が構成員となっている。約3万5千冊におよぶ児童文学に関する書籍・資料を多数所蔵し、学部学生・大学院学生にも利用されている。

年1回『児童文化研究センター研究論文集』を刊行している。

(3) 言語・文学研究センター

大学院文学研究科博士課程の言語・文学専攻の3専門分野（日本語学・日本文学分野、フランス語学・フランス文学分野、英語学・英米文学分野）がセンター設立母体となり、各分野の教員と博士課程の大学院学生、そして3専門分野とつながりの深い修士課程3専攻（国語国文学専攻、フランス語フランス文学専攻、英語英文学専攻）の大学院学生が構成員となっている。

同センターのコーディネートのもと、大学院において博士課程・修士課程合同授業として、統一テーマのもとに、複数の教員や学外の講師がリレー式に講演を行うオムニバス形式の授業を毎年開講している。また、この授業を元に、論集『アウリオン叢書』が刊行され、2008年度までに6号が同センターより刊行されている。

年1回『言語・文学研究論集』を刊行している。

(4) キリスト教文化研究所

専任教員・兼任教員からなる「所員」と、大学院学生・卒業生の中から委嘱される「準所員」からなっている。兼任教員の中には本学の卒業生も多く、本研究所との関係は研究推進に有効に働いている。

共同研究プロジェクトを推進し、2008年度には3年間の研究成果を『賛美に生きる人間』（教友社刊）として出版した。

年1回『キリスト教文化研究論集』を刊行している。

(5) 生涯発達研究教育センター

専任教員、大学院学生・卒業生、学外の専門家で構成される。大学・大学院との関係としては、大学院学生の研究活動の支援が中心である。

年1回『生涯発達心理学研究』を刊行している。

【点検・評価】

現存する5つの附置研究所・センターは、いずれも本学の教育理念に沿い、“真理の探究”と“人間の尊重”をめざして高度の専門研究を行うもので、実績としては十分に評価できるものである。また、各研究所・センターは、教員および大学院学生を中心にして運営・活動しており、学内の研究的環境の創出に大きな役割を果たしているといえる。

各研究所とセンターは高い専門性を有するので、その成果がただちに学部学生に還元されることは難しいといえるが、学内において、その研究成果について十分周知されていない面も否めない。したがって、その周知方法に課題がある。

附置研究所・センター相互の連携については、2008年度より、学長、事務局長、図書館長、各附置研究所・センターの所長・センター長による年2回の連絡会議が開かれるようになり、それぞれが独自の趣旨を活かしながら、大学全体の研究・教育において協力できる分野を模索し始めたことは一定の前進である。

【改善の方策】

附置研究所・センターと大学・大学院の関係については、点検・評価でも述べているように、教員・大学院学生が積極的に附置研究所・センターの運営・活動に携わることにより、学内の研究的環境の創出に大きな役割を果たしている。しかし一方で、その専門性がゆえに、学部の学生の関わり、あるいは研究成果の還元という意味では課題があり、この点についてはこれまで十分な議論が行われてこなかったといつてよい。したがって、この課題の具体的な改善の方策として、次のことを実施する。
○2010年以降、図書館長、各附置研究所・センターの所長・センター長による連絡会議において各年度のそれぞれの研究成果の公開方針を定め、その年間計画に従って、大学・大学院の諸活動に還元できるような体制を整える。

3. 経常的な研究条件の整備

- 個人研究費、研究旅費の額の適切性
- 教員個室等の教員研究室の整備状況
- 教員の研究時間を確保させる方途の適切性
- 研究活動に必要な研修機会確保のための方策の適切性
- 共同研究費の制度化の状況とその運用の適切性

【現状の説明】

個人研究費については、「白百合女子大学研究費規程」にもとづき、一律に、教授・准教授・講師には一人あたり30万円、助手には同じく15万円が年額一括支給されている。個人研究費の用途は、図書費、機械備品費、消耗品費、研究旅費、学会費、研究補助者謝礼金など多岐にわたるが、研究の促進に貢献すると判断されるものについてはその支払いが認められ、購入した物品はすべて大学所有となる。なお、過去3年間の個人研究費の推移は以下のとおりである。

個人研究費の推移

年度	既定支給額（総額）	支払額（総額）	消化率
2006年度	21,850,000円	21,484,290円	98.3%
2007年度	20,750,000円	19,769,201円	95.2%
2008年度	20,900,000円	18,415,698円	88.1%

また、「白百合女子大学研究奨励費規程」にもとづく研究奨励費についても、「白百合女子大学研究奨励規程」に定める支給条件を満たすものについて、個人研究に対しても支給対象としており、研究期間により、以下のように定められている（ただし、科学研究費補助金に申請したものについては、その申請額と同額、またはそれ以下の金額）。

研究奨励金額

	研究期間	申請総額
個人研究	1年間	50万円～80万円
	2年間	80万円～150万円
	3年間	100万円～200万円

研究旅費については以下のとおりであり、それぞれ「白百合女子大学旅費規程」「白百合女子大学教員特別研修旅費規程」「白百合女子大学教員短期海外研修旅費規程」「国際学術会議に係る旅費の補助規程」に従って所定の旅費の全額あるいは一部が支給される。

◇通常旅費（学会参加・研修会参加）

- (1) 同一年度内において、国内における学会・研修会の参加回数は合計2回を限度とし、参加日数は往復の日数を除き1回について5日を限度とする。
- (2) 上記にかかわらず、国内および国際学会において発表者となる場合は、その都度旅費または旅費の補助を支給する。

◇特別研究旅費

特別研究には、(1) 国内特別研修と(2) 在外特別研修があり、研修期間中に学内の学会出張を許可された場合は旅費規程にもとづき通常旅費が支給される。特別研究旅費は、在外特別研究を行う教員に対して、滞在期間により支給額を算定し、出発前に支給される。

◇短期海外研修旅費

- (1) 私学事業団認定短期海外研修と(2) 本学認定海外研修があり、それぞれ算定基準と支給

割合が規定されており、出発前に支給される。

◇国際学術会議に係る旅費

海外で開催される国際学術会議に招請により出席する場合、講演者や研究発表者、座長としての役割を担う者について、開催地等の区分等により、その旅費の一部が支給される。特別研究には、(1) 国内特別研修と(2) 在外特別研修があり、研修期間中に学内の学会出張を許可された場合は旅費規程にもとづき通常旅費が支給される。

教員個室等の研究室については、教授、准教授、講師には個室研究室が提供されている。個室は67室が整備されており、現状の教員数(66名)を上回っている。一室当たりの平均面積は21.42㎡である。また、学科・専攻別の共同研究室が整備されており、教員と学生との交流の場として活用されるだけでなく、研究促進にも役立っている。共同研究室は、国語国文学科、フランス語フランス文学科、英語英文学科に各3室、児童文化学科の2専攻(児童文学・文化専攻/発達心理学専攻)に各2室、宗教科、共通科目に各1室となっている。

本学における教員の出講日は原則として週3日、持ちコマは原則6コマであり、大学院科目を担当する場合は5コマとなっている。オフィスアワーは設定されていないが、少人数教育によるきめ細かな指導を大切にする本学では、授業の前後における学生対応の時間も多く、その他、学科・専攻会や委員会への出席等の校務に時間を要しており、これらを除いた時間が研究に割り当てられる時間となる。ただし、担当する授業の性質・履修人数や役職・校務内容により、その時間は異なる。

研究活動に必要な研修機会としては、赴任から7年継続して勤務する教員に対して、「白百合女子大学教員特別研修規程」にもとづき、1年間の特別研修(サバティカル)の有資格が与えられる。2008年には同規程があらためられ、すでに特別研修に就いた者について、従来はその後10年を経過しないと再び有資格者とはなり得なかったが、その期間が7年に短縮された。ただし、特別研修候補者として各学科が推薦できる人数は、毎年1名であるために、実際上は必ずしも有資格者になると同時に特別研修に就けるものではない。

共同研究費の制度化の状況と運用については、「白百合女子大学共同研究規程」にもとづき、共同研究費が支給されることとなっており、「白百合女子大学共同研究費規程」でその運用について定めている。共同研究費は「専任教員が、学部・学科および研究科の枠を越え、学外の研究機関等と学際的な研究を推進することにより、本学の発展に寄与することを目的とする」と定めており、運営委員会において審査を行い、学長が決定するものとなっている。また、研究実績報告は、毎年度末に提出され、研究成果はプロジェクトの最終年度末までに、論文冊子・単行本・学会誌等で発表されている。

なお、過去3年間の共同研究費の推移は以下のとおりである。

共同研究費の推移

年度	件数	支給額
2006年度	21件	21,484,290円
2007年度	23件	28,211,809円
2008年度	26件	28,325,487円

また、「白百合女子大学研究奨励費規程」にもとづく研究奨励費についても、「白百合女子大学研究奨励規程」に定める支給条件を満たすものについて、共同研究に対しても支給対象としており、研究期間により、以下のように定められている(ただし、科学研究費補助金に申請したものについては、その申請額と同額、またはそれ以下の金額)。

研究奨励金額

	研究期間	申請総額
共同研究	2年間	200万円～300万円
	3年間	300万円～450万円
	4年間	450万円～600万円

【点検・評価】

個人研究費および研究旅費、さらに共同研究費とも規程にもとづく支給がなされており、その額はおおむね適切であるといえる。また、研究活動促進のための教員個室等の整備状況についても十分なものである。

最低出講日数や授業コマ数などは、研究に支障を生じる過度な負担となるものではないが、近年、入試や教学に関わる校務が増加傾向にあり、そのことが研究時間の減少につながっていることは事実である。ただし、大学を取り巻く環境が従前とは異なり、教育・研究・社会貢献という今日の高等教育機関としての社会的責任を全うする上で、避けることのできない負担でもある。より具体的な教職協働を促進する中で、権限委譲や職域分担の明確化を図り、必要な研究時間の確保と、研究成果の着実な教育および社会への還元が求められる。

研究活動に必要な研修機会の確保として制度化されている特別研修制度については、原則として年に5名の教員が学科・専攻の推薦のもと、特別研修を行っており、本学規模の大学としては極めて充実した制度であるといえる。ただし、その運用上の問題については、今後とも継続的に検討を進めていく必要があるであろう。

【改善の方策】

教員の研究・教育活動の活性化を促進するためさまざまな制度が設けられており、点検・評価にあるとおり、それらはおおむね十分なものといえるが、一方で、昨今の大学を取り巻く環境の変化にともない、教員の校務負担が以前と比べ増加していることは間違いない。教員の研究時間を確保し、大学教育を中心に、最新の研究成果をさまざまな形で社会に還元していくためには、増大する校務を効果的かつ効率的に処理することが求められる。したがって、この課題の改善の方策として、次のことを実施する。

○教職協働を促進し、権限委譲や職域分担の明確化を図ることによって、教員の研究時間を確保するための検討を、2010年度から着手する。

4. 競争的な研究環境創出のための措置

○科学研究費補助金および研究助成財団などへの研究助成金の申請とその採択の状況
--

【現状の説明】

科学研究費補助金の申請件数・採択件数・採択率は大学基礎データ(表33)のとおりである。また、その研究費および研究費総額に対する科学研究費補助金総額の割合は、2006年度で3,000,000円(4%)、4,420,000円(6%)、9,230,000円(11%)となっている。

なお、採択された研究計画等は以下のとおりである。

2006年度：「日本型里親養育モデルの構築と養育スキルの開発」

2007年度：「キリスト教教育の日本における変容－教育を媒体とした外国修道会の影響を中心に」

2008年度：「富田博之所蔵児童文化資料の調査及び公開のための基礎研究」

「三島由紀夫の手稿に関する総合研究」

「書記史・文体史研究資料としての勸修寺法務寛信撰述書の調査研究」

- 「保育教育困難幼児に対する認知特性を生かした保育支援」
「広汎性発達障害児を対象とした精神分析的アプローチによる治療効果の判定について」
「里親の持つ家族認識と支援モデルの検討」

その他の研究助成金等の内訳は以下のとおりである。

2006年度

- 政府系研究助成金
 - ・私学特別補助(15,930,000円)
 - 内訳 ・ハイテク・フロンティア (2,600,000円)
 - ・教育学習方法改善(3件) (10,043,000円)
 - ・教育学術データベース (3,287,000円)
- 受託研究費
 - ・日本科学技術振興機構 (624,000円)

2007年度

- 政府系研究助成金
 - ・私学特別補助(14,731,000円)
 - 内訳 ・ハイテク・フロンティア (2,500,000円)
 - ・教育学習方法改善(3件) (10,939,000円)
 - ・教育学術情報データベース(2件) (1,292,000円)
- 民間からの教育助成金
 - ・カトリック学術奨励金(1,000,000円)
- 受託研究費
 - ・日本科学技術振興機構 (1,560,000円)

2008年度

- 政府系研究助成金 (17,478,000円)
 - ・私学特別補助(17,478,000円)
 - 内訳 ・教育学習方法改善6件 (16,178,000円)
 - ・学術研究振興資金 (1,300,000円)
- 受託研究費(6,952,000円)
 - ・日本科学技術振興機構 (3,952,000円)
 - ・日本公文教育研究会 (3,000,000円)

【点検・評価】

科学研究費補助金の全体での新規応募分採択率は2007年度で24.3%、2008年度で22.7%と微減傾向にある中で、本学の研究費補助金の新規採択率が、2008年度に前年度の5%から23%へ向上したことは評価すべきことである。この要因として、申請手続を行う支援スタッフによる、公募要領の詳細な説明やアドバイスなどきめ細かい支援体制が整備されたことが挙げられる。今後も引き続き研究環境創出のための支援による申請件数・採択率の向上が期待される。

【改善の方策】

教員の研究活動の活性化の度合いを示す一つの指標として、科学研究費補助金の新規採択率を上げることができる。点検・評価にあるように、本学では申請支援の体制を整備したことにより、この新規採択率は向上しており、この体制をしっかりと軌道に乗せていくことが何よりも重要である。したがって、とくに改善すべき点はない。

第7章 社会貢献

到達目標

伝統的に人間教育に力を注いできた本学の潜在力を活かし、現今の教育問題、道徳性の涵養などについての社会のニーズに応じて、本学の各学科・専攻等や教員による社会・地域への教育活動を積極的に展開する。また、自ら進んで他者に仕え、社会に貢献する人材の育成の観点から、教員のみならず学生による社会貢献活動をバックアップし、その活動を国際社会へ広げていく。

○本学の図書館・研究所・センターなど諸部署がすでに行っている、講座・講演会のうちから、可能なものについては、適宜学外にも公開する。

○近隣地域（世田谷区・調布市・三鷹市その他）を対象に、各学科・専攻等の特色を活かした連続講座を開催する。

○本学教員による対外的教育活動や学生による社会貢献活動の積極的な展開を支える事務組織体制を構築する。

○国際社会への貢献として、海外の研究者、留学生との情報交換と交流を促進する。

1. 社会への貢献

- 社会との文化交流等を目的とした教育システムの充実度
- 公開講座の開設状況とこれへの市民の参加状況
- 教育研究の成果の社会への還元状況
- 国や地方自治体等の政策形成への関与の状況
- 大学の施設・設備の社会への開放や社会との共同利用の状況とその有効性

【現状の説明】

本学は、多摩地域の活性化を目的とした「学術・文化・産業ネットワーク多摩」（以下、ネットワーク多摩）に正会員として参画している。ネットワーク多摩は、大学を核として、行政・企業・NPOが協力して地域の未来を創造していくことを目的としており、本学も学生参加によるプロジェクト活動やボランティア活動をバックアップしている。

保育士・幼稚園教諭・小学校教諭・中学校教諭・高等学校教諭と、保育・教育の人材養成に力を入れる本学では、サービスラーニングの観点から、教員志望の学生による教育ボランティア活動が、地元である調布市の教育委員会との連携や、ネットワーク多摩における教育ボランティア事業への参加など多方面で展開されている。また、英語英文学科では、ネイティブ・スピーカーの教員とティーチング・アシスタントが、近隣の中学校においてアメリカの風習や文化の理解をとおして、英語を楽しく学ぶ課外活動を2006年度から実施しているほか、教職課程履修の学生が、英語教育法などで修得した技能を活用して、同じ中学校の生徒たちの英語習得サポートのボランティアとして、隔週の放課後に中学校に足を運んでいる。宗教科では、学生有志による多摩市内保育園でのボランティア活動を企画・運営し、学生が地域を超えて広く保育現場に出向き、子どもたちとの交流を深める取り組みを展開している。

公開講座については、生涯学習・資格センター主催により「社会人生涯学習プログラム」として「宗教講座」と「教員養成講座」2つのプログラムが本学キャンパスを会場として展開されている。

宗教講座「創造への道」は、カトリック大学である本学の特徴を活かした講座として、キリスト教的人間観・霊性を学び直すことを目的としており、単なる教養の提供にとどまらず、生涯にわたる自己の内的形成への支援や、心豊かな次代の人間を育てるための人間観・生命観の学習にも力を注いでいる。開講日は土曜日で、年8回のコースであり、講師は本学の宗教科専任教員があたるほか、学外

の講師による講演会も行われる。本講座については2005年度よりスタートし現在に至るが、年間受講者数および1講座あたりの平均受講者数は以下のとおりである。

宗教講座	2005年度	2006年度	2007年度	2008年度
年間受講者数	591	478	312	247
1講座あたりの平均受講者数	27	48	45	31

※ 平均受講者数は、小数点以下四捨五入

教員養成講座は、社会人で教員免許を取得している人を対象とするもので、隣接する教員免許の取得をめざすことを目的としており、隣接校種免許取得コースと上級免許取得コースの2つを用意している。2008年度の受講者数は、隣接校種免許取得コースで25名、上級免許取得コースで4名となっている。

また、キャンパスの位置する調布市において、調布市文化・コミュニティ振興財団主催による「ちよふ市内・近隣大学等公開講座」が毎年開講されており、1998年の講座創設以来、本学も同講座の運営に参画している。本講座は、毎年、特定のテーマのもと、コーディネーターの教員と職員が調整を行い、講師として本学教員3名を派遣している。なお、過去3年間のテーマ・担当講座内容は以下のとおりである。

2006年度 子どもの人格と権利（3回講座）	参加者
「誰のための子育て支援か」	19名
「子育て支援における保育所・保育園の役割」	13名
「子どもの教育ニーズに応える―特別支援教育をめぐって」	9名
2007年度 ともに楽しく生きるコッソー生涯発達を見通しながら（3回講座）	参加者
「いやされて生きる」	60名
「中高年をどのように生き抜くか」	90名
「思春期を生き抜く」	21名
2008年度 中高年を楽しく生きる（3回講座）	参加者
「中高年を元気にする聖書の知恵―生きづらさを生きる力へ―」	72名
「中高年からの自分を育てる人生術―何を目指しどう生きるか―」	104名
「聖歌の魅力―グレゴリオ聖歌から日本の聖歌まで―」	97名

さらに、言語・文学研究センターでは、文化講座「知の散歩道」を、杉並区立中央図書館との共催で2004年度より毎年秋に3回講座で実施している。講師は、本学大学院の国語国文学専攻、フランス語フランス文学専攻、英語英文学専攻より派遣し、常時60名ほどの市民の参加がある。なお、過去3年間のテーマ・担当講座内容は以下のとおりである。

2006年度（3回講座）	参加者
「川柳で読むアメリカ強制収容所」	41名
「薩摩治郎八と藤田嗣治―パリ国際大学都市日本館をめぐって」	59名
「源氏物語と古事記 日向神話 光源氏の潜在意識の基軸」	50名
2007年度（3回講座）	参加者
「文学と恋 『源氏物語』から与謝野晶子まで」	84名
「中世のなぞなぞ」	56名
「自由民権期のルソー」	38名
2008年度（3回講座）	参加者
「国木田独歩と武蔵野散策」	69名
「汚染と解毒の文学 レイチェル・カーソン」	47名
「遠藤周作とフランソワ・モーリヤック」	65名

このほか、2008年度は児童文化学科主催（後援：調布市教育委員会）による講演会「女性の発達」（1回のみ）が大学の学園祭にあわせて本学キャンパスにて開催され、約50名の参加者があった。なお、児童文化学科主催による講演会は、隔年実施されている。

その他、公開講座に類するものとして、キリスト教文化研究所主催の「オルガンメディテーション」が毎年開催されており、その開催回数は第1回が開かれた1999年度から2008年度までで合計43回におよび、国内のプロのオルガン奏者による演奏会が催されている。1回あたりの参加者は30名程度となっている。

教育研究の成果の社会への還元としては、フランス語教育研究会主催による「小学生のフランス語教室」を2000年より開催し、フランス語に興味・関心のある小学生に学習の場を提供している。開催は年1～2回で、1回あたりの開催日数は2日～5日とし、本学フランス語フランス文学科教員の指導のもと、大学院学生・学部学生（教職課程履修者）が授業を担当している。1回あたりの対象人数は10名程度である。また、フランス語教育研究会は、フランス大使館・フランス語教育振興協会等の後援を得て「高校生のフランス語コンクール」を開催している。同コンクールは2008年度までに16回開催され、現在では全国から20～30校程度の高等学校（生徒数で400名程度）が参加する規模となっており、ビデオ応募のフランス語寸劇を審査する。同コンクールはフランス語を学ぶ高校生の意欲向上に寄与するだけでなくフランス文化の理解にもつながっている。

そのほか、児童文化学科発達心理学専攻、発達臨床センター、および、生涯発達研究教育センターでは、その教育研究成果を社会に還元すべく、以下の取り組みが展開されている。

- ①発達障害児と保護者および家族への心理・教育的支援
- ②日本臨床心理士会による子育て支援、発達障害支援事業への参加
- ③被虐待児養護施設（横浜いずみ学園）における心理アセスメントと学習支援
- ④東京都教育相談センターアドバイザースタッフとしての学校教育相談
- ⑤受託・共同研究（日本科学技術振興機構・日本公文教育研究会）
- ⑥長野県塩尻市における生涯読書運動プログラムの企画・評価活動
- ⑦香川県教育センターにおけるIT被爆（依存症）の測定と予防に関する調査表作成と評価活動
- ⑧東京都教職員研修事業の企画と実施援助
- ⑨全国子ども会連合会における子ども会活動の評価・研究活動支援
- ⑩静岡市のNPO法人における子育て支援活動の評価・研究活動支援
- ⑪調布市教育委員会特別支援教育活動へのボランティア派遣・活動支援

本学教職員の国や地方自治体等の政策形成への関与について、おもな委員活動は以下のとおりとなっている。

- ・石狩市市民参加制度検討委員
- ・府中市特別支援教育推進教育協議会委員
- ・目黒区教育委員会学校運営協議会委員
- ・武蔵野市こども協会理事
- ・塩尻市市民交流センター・アドバイザー会議委員
- ・香川県教育センター調査研究指導員

本学は、女子大学という特性もあり、キャンパスの通用門にはすべて警備員を配置し、学外者の入校について厳しくチェックしている。そのために、不特定多数の外部利用者が生じる施設等の利用開放については原則として行っていない。

ただし、毎週火曜日の昼休みに行われる学内チャペルにおけるミサ（感謝の祭儀）については、学

生・教職員だけでなく、地元住民の参加も可能となっている。また、近隣に位置する保育園の子どもたちに、保育士の引率を条件として、本学の緑豊かなキャンパスを開放し、自然と親しむ機会を提供しているほか、毎年、クリスマスには、大学・修道院共催のクリスマスミサとパーティーに地域住民を招待している。このほか、調布市主催による市民による大学見学会の受け入れを、年1回行っている。

児童文化研究センターでは、およそ3万5千冊におよぶ富田文庫、光吉文庫、金平文庫を持ち、これらを国際子ども図書館と連携して研究者に開示している。

【点検・評価】

本学は、キリスト教精神にもとづく教育の実践において、自ら進んで他者に仕え、社会に貢献しようとする心の育成を重視している。社会貢献活動はその養われた力を発揮する場であり、また、自らの知識や技能を役立てるのみならず、実践における気づきをさらなる自己研鑽につなげる学びの場でもある。このような理解に立つとき、社会との文化交流等を目的とした教育システムについては、地域住民の生涯学習ニーズに応えるという側面はもちろん、学生が地域との交流をとおして新しい知見を得ることができる教育システムの充実も考慮しなければならない。その観点からすれば、学生の地域との交流を促進し、これを大学教育の中に位置づける教育システムはまだ十分な形で確立しているとはいいがたい。

また、本学は国際的な修道会を設立の母体としているとともに、英語英文学科、フランス語フランス文学科という国際交流に関係する学科を有している。しかしながら、学生の国際社会への関心の高さを具体的な貢献活動に結びつける取り組みがほとんど行われておらず、今後の課題といえる。

公開講座の開催については、本学の持つ多様な教育・研究分野を活かした取り組みがなされており、とくにカトリック大学として、人間観・生命観の形成に関する講座を積極的に開講していることは、今日の社会ニーズにも対応した、本学に特長的なものとして評価することができる。

大学の施設・設備の社会への開放については、女子大学という特性上、学生の学習環境を守る上で、一定の条件のもとに利用等が制限されることはやむを得ない。その点を考慮すれば、現状の地域社会への開放状況については妥当であると考えられる。

【改善の方策】

本学教員による公開講座等の開催については、本学の教育・研究上の特長を活かした活動が継続的に行われている。ただし、点検・評価にあるように、社会貢献活動における学生の関わり方という意味では、仕組みとしてこれをバックアップする体制は必ずしも十分でないことが、活動の活性化を妨げている可能性がある。また、国際社会への社会貢献活動においても同様のことが指摘されている。したがって、この課題の改善の方策として、次の2つを実施する。

- ボランティアやサービスマーケティングなど、教育成果を学生が積極的に地域社会に還元するための仕組みづくりと支援体制について検討を進め、2011年度中に結論を得る。
- 国際社会への貢献活動を促進するため、学科・専攻等教員と国際交流室職員を中心に、具体的なプロジェクトの検討を2010年度中に開始する。

第8章 教員組織

(1) 学部等の教員組織

到達目標

本学の「教育目標」を実現するために置かれた各学科・専攻等に対して、これらの組織が、学生や社会の要請の変化にも対応しつつ教育研究上の役割を全うできるように、必要な数の教員を確保し、適切に配置する。

また、教員の任用・昇任にあたっては、大学は社会的存在であることを十分自覚し、普遍性を持った明確な基準と公正な手続きにもとづいて、これを行う。

○専任・非常勤、年齢、男女比等の構成に配慮し、教員構成を適切なものに保つ。

○専任教員の任用・昇任について、明確な基準と公正な手続きを定める規定を整備する。

○各学科・専攻のティーチング・アシスタント（外国人を含む。以下、TA）制度の明瞭化と充実を図る。

1. 教員組織

- 学部・学科等の理念・目的並びに教育課程の種類・性格、学生数との関係における当該学部の教員組織の適切性
- 大学設置基準第12条との関係における専任教員の位置づけの適切性（専任教員は、専ら自大学における教育研究に従事しているか）
- 主要な授業科目への専任教員の配置状況
- 教員組織の年齢構成の適切性
- 教育課程編成の目的を具体的に実現するための教員間における連絡調整の状況とその妥当性

【現状の説明】

2009年度の学生数および教員組織（教員数）は大学基礎データ（表19）のとおりであり、各学科・専攻別の学生収容定員と専任教員数は以下のとおりである。なお、本学は文学部4学科2専攻のほかに、学生を有しない教員組織として「宗教科」と「共通科目」を置いている。

大学設置基準による大学全体の収容定員を基準とした必要教員数および文学部としての必要教員数をそれぞれ満たしており、講師以上の専任教員1名あたりの学部在籍学生数は31.2人である。

学科・専攻別収容定員と専任教員数

学科・専攻名		収容定員	専任教員数
宗教科		—	3
共通科目		—	8
国語国文学科		400	12
フランス語フランス文学科		400	12
英語英文学科		400	14
児童文化学科	児童文学・文化専攻	200	8
	発達心理学専攻	200	9

また、専任教員の2008年度における兼務の状況は、専任教員数66名に対し72件であり、1名あたり約1.09件となる。

それぞれの教員組織の概略と各学科・専攻が掲げる教育目標、専任・兼任の配置状況は以下のとおりである（学部の開設科目における専任・兼任の比率は大学基礎データ（表3）を参照）。

◇宗教科

本学の「建学の精神」である「キリスト教、とくにカトリシズムの世界観による人格形成」を図る上で中心的役割を果たすべく、3名の専任教員を中心に、設立母体であるシャルトル聖パウロ修道女会の修道女をはじめ、キリスト教（カトリック）を専門とする教員（非常勤を含む）が協力して宗教教育に従事している。

1年次必修の「キリスト教学Ⅰ」は8クラス中、専任1名で担当クラスが2つ、修道女が2名で担当クラスが4つである。2年次必修の「キリスト教学Ⅱ」は8クラス中、専任2名で担当クラスが4つである。

◇共通科目

学生が社会に出て自分の道を切り開いていくための基盤としての基礎素養と、さまざまな視点から物事をとらえ、自分自身で判断する力を養うことを目的とする。

そのために哲学、倫理学、歴史学、女性学、神話学、情報科学、文化論、美術論、音楽、体育などの授業を開講している。共通科目の専任教員は8名、非常勤教員は35名がこれらの科目を担当している。

共通科目の必修科目「情報科学基礎演習」は1コマを専任教員を含む複数の教員で担当している。

◇国語国文学科

日本の言葉や文学を見つめ直し、調査・研究する力を身につけることをとおして、豊かな教養と柔軟な発想をもった人材の育成を目的とする。

日本語については、日本語学に2名（古代語1名、近代語1名）、日本語教育に1名の専任教員を配置し、また、日本文学については、時代ごとに計9名（古代3名、中世1名、近世1名、近代4名）の専任教員を配置し、非常勤講師も含め、日本語・日本文学を深く、幅広く学べるようにしている。

必修科目の専任比率は53.6%であり、このうち「卒業論文」はすべて専任が担当している。「文学史Ⅰ」「文学史Ⅱ」「文学史Ⅲ」の計6コマの授業のうち、専任教員が5コマを担当している。また、「国語国文学基礎演習Ⅰ」の12コマのうち、7コマを同じく専任教員が担当している。

◇フランス語フランス文学科

フランス語フランス文学科は、フランス語圏の言語・文化・文学の総合的な学習をとおして、高度な言語運用能力と異文化理解に立脚した教養を身につけた人材の育成を目的とする。

専任教員の専門分野は、文学・思想6名（中世1名、18世紀1名、19世紀2名、20世紀2名）、文化2名（歴史1名、映画1名）、語学4名（語学教育3名、言語学1名）であり、非常勤講師の人選も含め、フランス語・フランス文化の諸相をバランスよく学べる人員配置を心がけている。

必修科目の専任比率は42.9%であり、「フランス語ⅠA」（1年次配当）は12コマすべてを専任教員が担当するほか、「フランス文明史」（1年次配当）は6コマのうち4コマ、「フランス語ⅡA」（2年次配当）は6コマのうち3コマ、「フランス文学史」（2年次配当）は6コマのうち2コマ、「フランス語ⅢA」（3年次）は5コマのうち1コマ、「フランス文学基礎研究」（3年次配当）の2コマすべて、「フランス文学特殊講義」（4年次配当）の3コマすべてを専任教員が担当している。また、「卒業論文指導」もすべて専任教員が担当している。全体として、必修科目92コマのうち、44コマを専任教員が担当している。

◇英語英文学科

英語圏の言語・文化・文学の研究をとおして、海外だけでなく自国の文化をも再評価できる広い視野を培い、国際的に活躍できる人材の育成を目的とする。

専任教員の専門分野は、イギリス文化・文学4名、アメリカ文化・文学3名、アメリカ文化（歴史）1名、語学6名（英語教育3名、音声学1名、社会言語学1名、文学翻訳1名）であり、非常勤講師も含めて各分野の充実が図れるような配置を心がけている。

必修科目の専任比率は46.0%であり、基幹科目であるセミナーはほぼ専任教員が担当している。また「卒業論文」はそのすべてを専任教員が担当する。「ライティング」や「インテンシヴ・リーディング」「エクステンシヴ・リーディング」は大半を非常勤講師が担当しているが、それぞれ専任教員がコーディネーターを務めている。

◇児童文化学科 児童文学・文化専攻

児童の環境を形成する児童文学・児童文化の研究と絵本・童話などの創作をとおして、想像力と創造力をもった人材の育成を目的とする。専任教員では、初等教員養成にかかわる者のほか、児童文学に関して、日本の児童文学（2名）、英語圏の児童文学（2名）、口承文芸・グリム童話（1名）の各専門家を擁し、また児童文化に関して、日本の児童文化（1名）、絵本・童話の創作・制作（1名）の各専門家を配置して、理論的な研究・教育の面でも、また実践的な創作の面でも、必要十分な教員組織を形成している。

必修科目の専任比率は75.0%であり、「卒業論文」「児童文化入門」「児童文学入門」「児童文学史・日本」などの主要科目はすべて専任教員が担当している。

◇児童文化学科 発達心理学専攻

人間の生涯発達とその臨床的な対応について、発達心理学の立場から研究・教育を行い、幅広い分野で専門的な発達支援を行う人材の育成を目的とする。臨床心理学系を専門領域とする教員4名を含む講師以上の専任教員9名を配置し、乳児から老人までの発達心理学や臨床心理学の講義、演習、実験、実習を担当している。

必修科目の専任比率は86.4%であり、重要領域は原則として専任が担当するが、最先端の研究業績のある非常勤講師に担当を依頼することもある。

本学の専任教員の年齢構成は、大学基礎データ（表21）のとおりであり、学部全体では、31～40歳が7.6%、41～50歳が28.8%、51歳～60歳が37.9%、61歳以上～70歳が25.8%である。

教育課程編成の目的を具体的に実現するための教員間の連絡・調整の状況については、各学科・専攻から選出される教員7名と教務部職員3名から構成される教務委員会において、宗教学科目の時間割、外国語科目における開講授業数、各種資格科目との時間割重複、各科目の履修者数などの確認が行われている。各学科・専攻では教務委員が中心となり、学科・専攻の各学年の必修科目と選択科目および資格科目の重複の確認、専任教員の科目担当の均等性の調整、兼任講師が担当する授業の提案等を行い、科会・専攻会に諮って決定している。

【点検・評価】

大学設置基準による大学全体の収容定員を基準とした必要教員数および文学部としての必要教員数を満たしており、教員1人あたりの学部在籍学生数（31.2人）についても、人文・社会系学部としては妥当であるといえる。また、本学では、設立母体の修道会に所属する修道女2名が非常勤講師として授業を受け持ちつつ、学生指導等においては専任教員に準ずる位置づけで週5日にわたり教育活動にあたっており、学生数との関係における学部の教員組織としては極めて充実している。

本学専任教員の兼務の件数は、平均で教員1名あたり約1.09件と少ないが、教員により兼務の状況には大きな差があり、本学において従来慣例的に守られてきた兼務校における担当コマ数の上限（通年4コマ）について、これを超過するケースも見受けられる。ただし、この上限については規程に定めがなく、「専任教員は、専ら自大学における教育研究に従事しているか」という大学設置基準第12

条の周知徹底を図る上でも何らかの形で規程に盛り込む必要があろう。

教員の年齢については、現在の在籍教員の半数以上が51歳以上であり、30歳から40歳の若い教員が少ない傾向が見受けられる。労務における年代別就労の特定年代への過度の偏りは、教員においても避けることが望ましく、採用において考慮する必要性があろう。

学科・専攻ごとに個々の教員の意見をまとめ、これを教務委員会をとおして全学的に連絡調整を図る仕組みは、教育方法・課程の大きな見直しを要する時期にあつて、教学関連案件がすべて教務委員会に集中することにつながっている。このことは全体の整合性を保つ上で効果がある反面、教育課程編成の目的を実現するための方策について、十分な検討時間の確保や迅速な対応が不可能な事態を引き起こすおそれも否定できない。

【改善の方策】

到達目標に掲げる必要な教員数の確保とその適切な配置については、本学は学生数との関係における学部の教員組織としては十分である。一方で、点検・評価にあるように、専任教員の兼務件数の上限が明文化されていないことから、自大学の教育研究に支障のないよう、これを明確にすることが求められる。また、教員の特定年代への過度の偏りや、教育課程編成の目的を具体的に実現するための教員間における連絡調整の場としての教務委員会における検討案件の急増は、これを解消する手立てを講じる必要がある。したがって、これらの課題の改善の方策として、次の3つを実施する。

- これまで慣例的に取り扱われてきた兼務校における担当コマ数の上限について、2010年度までに規程に明記し、教員への周知徹底を図る。
- 今後の教員採用において、本学における教育研究活動への影響に配慮しつつ、できる限り特定年代への過度の偏りが生じないように採用を行う。
- 教務委員会の取扱内容の整理、あるいは新たな委員会組織の設置などの必要性について検討を行い、連絡調整がよりスムーズに行われるようにする。

2. 教育研究支援職員

- 実験・実習を伴う教育、外国語教育、情報処理関連教育等を実施するための人的補助体制の整備状況と人員配置の適切性
- 教員と教育研究支援職員との間の連携・協力関係の適切性

【現状の説明】

児童文化学科発達心理学専攻では実験・実習の教育があるために、他学科より多い人数の3名の専任研究助手が配置され、教員の実験・実習教育の進行をサポートする体制がとられている。外国語教育では、英語英文学科は提携校のアメリカ人TA(1名)を、フランス語フランス文学科では提携校のフランス人TA(1名)を、教員の授業補助と学生の学習援助の目的で配置している。TAは原則として毎年9月から翌年8月までの1年間その任にあたり、語学教育プロジェクトへの研究助成金の中で謝金が支給されている。また、国語国文学科の日本語教育では、非常勤職員(1名)が授業補助を行っている。

共通科目が開講している情報教育科目では、共通科目研究室所属の非常勤職員2名が教員の授業補助をしている。また、情報システム管理課が所管するインフォメディアセンターに専任職員4名および非常勤職員1名、IMCメディアライブラリーに専任職員1名、インフォメディアセンターとIMCメディアライブラリー兼任の専任職員1名の計7名を配置し、全学教員の情報機器の活用による教育活動を支援する体制をとっている。このほか初等教員養成課程において教育実習サポートとして非常勤職員1名が配置されている。

各学科・専攻の共同研究室および附置研究所・センターにおいて、専任・非常勤の助手および研究所員が、教員の授業補助、カリキュラム調整、学生指導、研究プロジェクトのサポートなどを行い、教員と連携・協力している。

また、特定の教育内容に限らず、授業におけるパソコン・映像機器・統計ソフト等の活用が進んだことにより、教員による機材購入や使用、学生使用機材に関する質問や相談などについて、事務部署である情報システム管理課スタッフやインフォメディアセンターとの連携・協力が必要不可欠となり、教員との緊密な連携が図られている。なお、国内外の文献やメディア情報の検索にはメディアライブラリーや図書館のスタッフの協力が得られている。

【点検・評価】

特定の領域に関わらず、教員の教育活動をサポートする体制の充実が必要である。ただし、単にTAを投入するといった人間的な側面だけでなく、TAを活用した効果的な教育方法の検討など、教授法の改善を含んだ包括的な見直しの中で検討されなければ十分な教育効果は期待できない。

なお、発達心理学専攻の実験・実習および情報処理関連教育のサポート体制はほぼ整備されている。また、教員と教育研究支援職員との間の連携・協力関係はおおむね適切である。

【改善の方策】

各学科・専攻のティーチング・アシスタント制度の明瞭化と充実という観点から、点検・評価にあるように、少人数教育の効果的な実践のためには、さらなる教育活動のサポート体制の整備と、支援職員を活用した教授法の改善が必要である。したがって、その具体的な改善の方策として、次のことを実施する。

○授業における人的サポート体制の充実とその効果的な活用のための教授法の改善について、2010年度よりFD推進委員会において検討に着手する。

3. 教員の募集・任免・昇格に対する基準・手続

○教員の募集・任免・昇格に関する基準・手続の内容とその運用の適切性

【現状の説明】

教員の募集・任用・昇格の手続きは、「白百合女子大学教員選考基準」および「白百合女子大学教員選考手順内規」にもとづき行われている。その概要は次のとおりである。

- (1) 教員の任用もしくは昇格を希望する学科長・専攻主任が、任用あるいは昇格の手続を行うことについて学長の同意を求める。
- (2) 学長の同意を得て、各学科・専攻にて特別の科会を開催し、教員選考基準に照らし適格者であることを確認のうえ、候補者を1名に絞る。
- (3) 学科長・専攻主任は、選考調書を学長に提出のうえ、特別教授会の招集を申請し、学長は当該候補者の任用もしくは昇格についての特別教授会への提出議案として運営委員会に提示する。
- (4) 運営委員会で特別教授会への提出が了承され、その開催が決定した場合は、候補者の業績について、その現物、抜刷、写しその他の参考資料を提出し、これを特別教授会開催の1週間前から公開展示する。
- (5) 特別教授会で審議ののち、無記名投票を行い、所定の賛成があれば任用・昇格案が教授会として承認される。
- (6) 教員任用の場合は、教授会決定後、理事長面接が行われ、最終的な採用が決定する。

任用・昇格においての、最終候補者選定に至る手続きについては各学科・専攻に委ねられており、英語英文学科では学科独自の内規を設けているものの、他の学科・専攻では明文化した規定はない。

なお、上記にある「特別教授会」については、「白百合女子大学教授会規程」において、教員の人事に関する事項のうち、教授・准教授および講師の任免に関する事項は特別教授会の議決によるものと定められている。なお、特別教授会については「白百合女子大学特別教授会内規」により詳細が規定されている。

「白百合女子大学教員選考基準」において、任用あるいは昇格候補者について、①本学の使命・目的を理解し、その達成に誠意を持つ者であること、②教授・准教授・講師は、研究者並びに教育者として十分な適格性を持つ者であること、との条件を具備するか否かを慎重に考慮することを求めており、後者についてはそれぞれ以下のように定めている（ただし、芸術・体育等については専門の技能に秀でていることをもって業績評価の基準とすることができる）。

- | | |
|-----|---|
| 教授 | (1) 顕著な研究業績を有する者、または博士の学位を有する者（外国における同等の学位を含む）
(2) 大学において5年以上准教授としての経験を持ち、研究上・教育上の業績を有する者
(3) 上記各号と同等以上の資格を有すると認められる者 |
| 准教授 | (1) すぐれた研究業績を有する者
(2) 大学において3年以上講師としての経験を持ち、研究上・教育上の業績を有する者
(3) 上記各号と同等以上の資格を有すると認められる者 |
| 講師 | (1) 修士の学位を有する者
(2) 大学において2年以上助手としての経験を持ち、研究上・教育上の能力を有すると認められる者
(3) 上記各号と同等以上の資格を有すると認められる者 |

これらの基準は、「白百合女子大学教員選考手順内規」にもとづいて行われている各学科・専攻における最終候補者決定過程での適格者判定において十分に考慮されている。また、特別教授会における審議においても確認が行われており、運営委員会で議案の提出が了承されたのち、特別教授会開催までの1週間にわたり、その昇任候補者の研究業績、その他の参考資料を公開展示している。

教員の免職は、「教職員就業規則」の定めにもとづき、特別教授会の議を経て、学長が行うこととなっている。

【点検・評価】

教員の募集・任用・昇格の手続きは、「白百合女子大学教員選考基準」および「白百合女子大学教員選考手順内規」にもとづき適切に行われている。

教育研究活動についての審査は、第一に専門的内容の評価能力を最も備えた所属学科・専攻において「白百合女子大学教員選考基準」にもとづく審査が行われ、続いて運営委員会、特別教授会と、複数回におよぶ審議の中で適確な審査が行われている。ただし、審査の前提となる選考基準については、抽象的な記載に止まる部分があり、各学科・専攻がそれぞれの分野の特殊性を勘案しつつ、教育研究業績にもとづく候補者選考を行っているとするれば、各学科・専攻単位での選考内規を明文化することが透明性の高い選考手続きにつながるといえる。

また、運営委員会における任用・昇格に関する議案の扱いは、特別教授会へ提示する議案の整理となっているが、実質的には審議的な側面も有しており、早期に当該機関における扱いを検討し、明文化する必要がある。なお、現在の「白百合女子大学教員選考手順内規」では発議の主体は原則として学科等となっているために、全学的な視野に立つての教員の適正配置を図るためには機動性に欠ける憾みがある。

【改善の方策】

到達目標に掲げる、教員の募集・任用・昇格における明確な基準と公正な手続きを定める規定の整備については、すでに関係する規程・内規が定められ、これにもとづき適切に行われている。ただし、各学科・専攻単位の選考内規を明文化することで、より透明性の高い選考手続きになるほか、全学に

おける専任・非常勤、年齢、男女比等の構成の配慮による教員構成の適切性を高めるなど、改善の余地がある。したがって、これらの具体的な改善の方策として、次の3つを実施する。

○各学科・専攻等における候補者選定に係る選考基準・手続きについて2011年度までに内規を定め、これを明文化する。

○全学的な視野から教員を適正に配置していくために、必要な条項を現在の「白百合女子大学教員選考手順内規」に追加するための検討を2013年度までに行う。

○新たに構築される教学運営会議（第12章参照）の機能の中に教員の任用・昇任の選考手続きを位置づける。

4. 教育研究活動の評価

- | |
|---|
| ○教員の教育研究活動についての評価方法とその有効性
○教員選考基準における教育研究能力・実績への配慮の適切性 |
|---|

【現状の説明】

教員の教育研究活動についての評価は、各教員の昇格を検討する際に行われる。これ以外の機会に評価を行う仕組みは存在しない。

また、教員選考基準における教育研究能力・実績については、「白百合女子大学教員選考基準」にもとづき、まず各学科・専攻において専門的な立場から検討を行っている。

【点検・評価】

教員の昇格審査において、教育研究活動についての評価は、第一に専門的内容の評価能力を最も備えた所属学科・専攻において「白百合女子大学教員選考基準」にもとづく審査が行われ、続いて運営委員会、特別教授会において審議されており、複数回におよぶ審査の中で適確な評価が行われているために、評価方法として一定の適切性を有しているといえる。ただし、評価の前提となる選考基準については、抽象的な記載に止まる部分があり、とくに教育業績の評価については教員間での一定のコンセンサスの形成がなされておらず、検討の余地があるといえる。

また、昇格審査以外の機会における教育研究活動の定期的な評価については、どのような形で行うことが適当であるか、各教員の専門分野における教育研究活動をできる限り公平・公正に評価する仕組みについて、慎重な議論をもって検討を進めることが重要である。

【改善の方策】

本学の教員の教育研究活動についての評価法は、点検・評価にあるように一定の適切性を有している。ただし、教育業績の評価基準については、まだ十分な学内での検討が行われておらず、また、昇格審査以外の機会における教育研究活動の定期的評価についても同様である。したがって、これらの問題について、改善の方策として、次の2つを実施する。

○本学としてふさわしい教育業績の評価指標のあり方について検討を行い、2013年度までに結論を得る。

○恒常的な教育研究活動の評価のあり方について、2011年度までに検討に着手する。

5. 大学と併設短期大学(部)との関係

- | |
|--------------------------------|
| ○大学と併設短期大学(部)における各々固有の人員配置の適切性 |
|--------------------------------|

本学には、短期大学等の併設はないので、記述すべき事項はない。

(2) 大学院研究科の教員組織

到達目標

本学の教育目標を実現するために置かれた研究科に対して、これらの組織が、学生や社会の要請の変化にも対応しつつ教育研究上の役割を全うできるように、十分な数の教員を適切な形で配置する必要がある。

また、教員の任用・昇任にあたっては、大学院が社会的存在であることを十分自覚し、普遍性をもった明確な基準と公正な手続きにもとづいて、これを行うことが必要である。

○学部との一体性という本学大学院の特性を維持しつつ、教員組織における大学院の独自性を確保する。

1. 教員組織

- 大学院研究科の理念・目的並びに教育課程の種類、性格、学生数、法令上の基準との関係における当該大学院研究科の教員組織の適切性、妥当性
- 大学院研究科における組織的な教育を実施するための、教員の適切な役割分担および連携体制確保の状況

【現状の説明】

本学大学院は、キリスト教精神にもとづく人格形成を教育の根本方針となし、学部における学術研究の基礎の上に、さらに深い学識と高い研究能力とを養い、文化の向上と人類の福祉に寄与することを目的とする。こうした理念・目的の下、大学院文学研究科には、修士課程に発達心理学専攻、児童文学専攻、国語国文学専攻、フランス語フランス文学専攻、英語英文学専攻の5専攻を、また博士課程には発達心理学専攻、児童文学専攻、言語・文学専攻の3専攻を置いている。

2008年度の大学院の収容定員数および教員組織（専任教員数）は以下のとおりであり、大学院研究科の専任教員はすべて学部の教員が兼担している。授業については原則として専任教員が担当しているが、「白百合女子大学大学院学則」では、教授に劣らない学力を有する専任の准教授および講師をもって充てることができるとしており、学識および研究能力に優れた他大学の教授および准教授も非常勤講師として充てることもできる。

課程・専攻別収容定員と専任教員数

課程・専攻名		収容定員	専任教員数
<修士課程>	発達心理学専攻	20	9
	児童文学専攻	12	7
	国語国文学専攻	12	12
	フランス語フランス文学専攻	12	10
	英語英文学専攻	12	14
<博士課程>	発達心理学専攻	12	8
	児童文学専攻	9	6
	言語・文学専攻	15	26

教員組織に関して、各専攻の（1）専任教員数、（2）専任教員のうち研究指導教員数および研究指導補助教員数、（3）大学院設置基準等における必要専任教員数は、大学基礎データ（表19-3）のとおりである。

また、各専攻の理念・目的および教員組織の概要は次のとおりである。

◇発達心理学専攻（修士課程／博士課程）

生涯発達および発達臨床の視点から実践的な研究をめざす。修士課程では「発達心理学コース」と「発達臨床心理学コース」の2コース制とする。後者のコースは、(財)日本臨床心理士資格認定協会より第一種大学院の指定を受けている。専任教員は修士課程9名、博士課程8名が担当している。

◇児童文学専攻（修士課程／博士課程）

「子ども」と「文学」の関係について考え、児童文学独自の批評・研究の確立をめざす。日本と英語圏の児童文学を中心にヨーロッパ、アジアなどにも研究領域を広げている。専任教員は修士課程7名、博士課程6名が担当している。

◇国語国文学専攻（修士課程）

国語学・国文学とその関連領域を、専門的かつ学際的に研究し、実力ある人間性豊かな研究者と、高度な知識を駆使できる職業人の育成をめざす。専任教員は12名が担当している。

◇フランス語フランス文学専攻（修士課程）

言葉と文学を中心に、文化に対する興味と高度な言語運用能力を開発し、フランス語とその学習方法に関する知識を深め、研究者だけでなく、実践的な教養を持った人材の育成をめざす。専任教員は10名が担当している。

◇英語英文学専攻（修士課程）

英語学、英米文学、欧米文化の3つの領域を柱に、英語圏の言語文化の多種多様な世界を研究対象とし、英語力の強化とともに、学際的な視野と高度な研究能力の育成をめざす。専任教員は14名が担当している。

◇言語・文学専攻（博士課程）

国語国文学専攻、フランス語フランス文学専攻、英語英文学専攻、それぞれの修士課程における研究成果を、オムニバス形式の講義などを通じ、さらに高度に発展させることをめざす。専任教員は26名が担当している。

大学院関係の専任教員で構成される大学院研究科委員会が、原則として月1回開催されており、1) 大学院担当教員に関する事項、2) 学生の入学、学業成績および賞罰に関する事項、3) 学位の授与に関する事項、4) 大学院学則および諸規程に関する事項、5) その他必要な事項について審議している。2009年度からは大学院の教学運営の円滑化を図るべく、大学院研究科長、各専攻より選出される教員5名および事務局長で構成される大学院運営委員会が設置された。また、各専攻ではそれぞれ専攻会が随時開かれ、活発な意見交換を通じて、教員の役割分担や協力・連携が適切に行われるように努めている。

【点検・評価】

「キリスト教精神に基づく人格形成」を教育の根本方針とし、「深い学識と高い研究能力とを養い、文化の向上と人類の福祉に寄与することを目的とする」という本学大学院の理念・目的に照らして、大きく「心理」と「文学」の2分野にわたる本学大学院の研究・教育課程は妥当なものといえる。また、収容定員数および法令上の基準との関係における本学大学院の教員組織も、おおむね適切である。

本学大学院の専任教員は学部の教員が兼担しており、教員組織も学部を基礎として成立している。したがって、学部と大学院で一貫した研究・教育がなされ、各教員の専門性を活かしつつ、協力・連

携が保たれるという長所もあるが、反面、大学院の独自性が希薄であるともいえる。

【改善の方策】

到達目標に掲げる、学部との一体性という本学大学院の特性を維持しつつ、教員組織における大学院の独自性を確保するために、次の改善の方策を実施する。

○学部との密なる協力・連携という長所を活かしつつ、大学院の独自性を高めるために、大学院専門委員会において、2010年度より規程整備等についての検討に着手する。

2. 教育研究支援職員

- 大学院研究科における研究支援職員の充実度
- 大学院研究科における教員と研究支援職員との間の連携・協力関係の適切性

【現状の説明】

本学大学院は学部との一体性が強く、大学院に特化した教育研究支援職員は置かれていない。発達心理学専攻では、学部教育を支援している教育研究支援職員が、大学院における教育研究の支援も行っている。児童文学専攻および、国語国文学専攻、フランス語フランス文学専攻、英語英文学専攻の言語・文学系3専攻では、附置研究所の助手が、必要に応じて大学院学生に対する指導にもあたっている。それぞれの支援職員は、各専攻の教員と日常的に、密に連絡を取り合っている。

【点検・評価】

実験をとまなう発達心理学専攻では、学部と共通で3名の研究助手が置かれており必要を満たしている。また、言語・文学系の専攻では附置研究所の助手が必要な支援を提供しており、現在の配置状況は適切である。また、教員と研究支援職員間の連携・協力関係も適切である。

【改善の方策】

本学では、学部教育を支援する教育研究職員や附置研究所・センターの助手が大学院における教育研究の支援にあたっており、点検・評価にあるとおり、教員との連携・協力関係も適切なものである。したがって、とくに改善すべき点はない。

3. 教員の募集・任免・昇格に関する基準・手続

- 大学院担当の専任教員の募集・任免・昇格に関する基準・手続の内容とその運用の適切性

4. 教育・研究活動の評価

- 大学院研究科における教員の教育活動および研究活動の評価の実施状況とその有効性

5. 大学院と他の教育研究組織・機関等との関係

- 学内外の大学院と学部、研究所等の教育研究組織間の人的交流の状況とその適切性

【現状の説明】

本学では、大学院担当の専任教員はすべて学部教員の兼担である。したがって、大学院に特化した教員の募集・任用等を行っていない。

大学院を担当する専任教員は、「白百合女子大学大学院学則」により、本学の教授、あるいは教授に劣らない学力を有する准教授・講師であることが定められている。この規程にもとづく適格性の判断は各専攻に委ねられている。

適格性の判断は「教育・研究」の実績・能力にもとづくものであるために、大学院担当専任教員は准教授以上であることがほとんどである。また、発達心理学専攻修士課程の発達臨床心理学コースでは、臨床心理士の資格を有していることを大学院担当の必要条件としている。

教員の教育研究活動についての評価も、大学院独自の評価手続きはとられておらず、学部における評価と

一体で、各教員の昇格を検討する際に行われている。

学内外の大学院と学部、附置研究所等の教育研究組織間の人的交流については、本学では大学院を担当する専任教員は同時に学部も担当し、また附置研究所の構成員となっている。学外の教育機関とは、非常勤講師として教員を招いたり、本学の教員が出講したりはしているが、組織的な交流はない。

【点検・評価】

本学では大学院のみを担当する教員を想定しておらず、したがって大学院に特化した教員の募集・任用等は行っていない。ただし、大学院科目を担当することが想定される専任教員の任用においては、大学院研究科委員会において別途、必要な審議・承認の手続きを経ることが大学院の独自性を確保する観点から重要である。また大学院を担当する教員の認定は、現在は各専攻に委ねられているが、大学院を担当する教員についての適格性を大学院研究科委員会で判断する必要がある。

【改善の方策】

教員の募集・任免・昇格については、大学院のみを担当する教員を想定していないため、従来は大学院に特化したものは行ってこなかった。しかしながら、点検・評価にあるように、教員組織の独自性の確保の観点から、大学院科目を担当する教員の適格性を大学院研究科委員会において判断するための仕組みが不可欠である。したがって、改善の方策として次のことを実施する。

○大学院専門委員会において、大学院科目を担当することが想定される専任教員の任用における選考手続きのあり方について、2011年度担当者より検討に着手し、2011年度中に試案を作成する。また、大学院を担当する教員については、2011年度担当者より大学院研究科委員会で承認を得ることとする。

第9章 事務組織

到達目標

事務組織は、本学の教育目標達成のために必要とされる計画の立案に、正確な情報分析や計画性のある将来構想を念頭において関与する。部署における適切な人員配置の確保に配慮し、また、関連する部署間での相互の連絡、情報交換を円滑に行い、本学で学ぶ学生が個々の能力を伸長することが可能な教育環境を整備、維持する体制を確立することを目標とする。

○職員の採用・養成・配置・異動等についての基準や手順などを明確にした人事制度を確立する。

○業務執行にあたり、組織的に未整備状態にある部署の業務のあり方を明確にする。

○職員研修は、通常の職務に必要なスキルの修得や大学運営に関する企画・立案に関与し得る高度な資質をもった職員を養成するためのもの、その基盤となる本学の「建学の精神」と「教育目標」を周知させる意図をもったものなど、内容の向上に努める。

1. 事務組織の構成

○事務組織の構成と人員配置

【現状の説明】

本学の事務組織は、以下のとおりである。なお、法人に関する事務は、別組織である法人事務局が担当している。各部には責任者として事務部長が置かれ、事務局長が統括している。事務局には2009年5月現在、専任職員73名、非常勤職員51名を配置している。

[白百合女子大学事務組織]



【点検・評価】

2007年5月に事務組織改革を行い、それまでの課制を廃止し、部制を敷くとともに各部には職員による部長（教務部、学生部および図書館事務部には事務部長）を置いた。このことにより、事務組織における指揮命令、伝達系統がより明確となったほか、部長が置かれたことにより、他部門（事務部署および教学部門）との連携・協力体制が強化されてきている。また、2009年9月の新事務棟（11号館）増築により教務部、学生部の事務室がワンフロア化され、さらなる部署間交流の強化が期待できる。

人員配置については、専任職員が73名と、学生数に対して比較的充実しているといえるが、この利点を活かし、学生一人ひとりに対してきめ細やかな対応を行っている。一方で、特定の部署に時間外勤務超過が偏っている現状もあり、人員配置や業務分担の見直し、業務の効率化などを図っていく必要がある。また、本学には事務職員の人事制度に関しての基準がなく、異動が行われる時期も明確になっていない。このことは長期的な視点での業務計画の立案に支障をきたす要因ともなりかねないため、改善が必要である。

人員構成については、女子大学ということもあり女性職員の割合が高いのが特徴的である。専任職員の67%が女性であり、管理職に占める女性職員の割合も36%（全国平均6.9%、2006年度厚生労働省調べ）、部長相当では60%（同2.0%）と非常に高くなっている。このことは、女性の参画が推進され、学生に対し、一種のロールモデルを示している側面もあり、将来の社会を担う女子学生を育成する場として望ましいといえる。

【改善の方策】

本学の教育目標達成のために、必要かつ効果的な事務組織の構成と職員の人員配置を行うことを目的として事務組織改革を近年行ってきた。点検・評価にあるように、大学を取り巻く環境の変化にとまらぬ、特定の部署に業務が集中する傾向にあることも確かだが、一方で、事務組織のあり方や職員配置については、中長期的な人材育成の視点にもとづく異動基準と手続きの明確化を図りつつ検討されるべき事柄でもある。したがって、この課題の具体的な改善の方策として、次のことを実施する。

○要員配置の適切性を考慮しつつ、職員の異動基準および手順について、2012年度までに明確にする。

2. 事務組織と教学組織との関係

- | |
|---|
| ○事務組織と教学組織との間の連携協力関係の確立状況 |
| ○大学運営における、事務組織と教学組織との有機的一体性を確保させる方途の適切性 |

【現状の説明】

本学の教学組織には、各学科・専攻より選出された教員と、職員によって構成された各種の委員会（教務委員会、学生・就職委員会、入試委員会、広報委員会、図書館運営委員会、教職課程委員会、自己点検・評価委員会、FD推進委員会、セクシュアル・ハラスメント調査委員会）が置かれ、全学的な企画、立案を行い、そこでの検討結果が運営委員会、さらに教授会で審議、あるいは報告される形をとっている。これらの委員会における職員は正規の委員として位置づけられている。

全学の運営委員会は、大学の企画・運営に関しての学長の補佐機関であり、学長、大学院研究科長、大学院専攻主任、学科長（児童文化学科の場合は、両専攻主任）、共通科目主任、宗教科主任および各学科・共通科目より選出された教員各1名、図書館長、教務部長および学生部長、事務局長によって構成されている。事務組織からは事務局長が正規のメンバーとして出席し、学長室、事務局長室の職員が書記として出席するとともに、事務局長室が資料準備、議事録作成を行っている。

教授会は、教学上の事項に関わる審議機関で、事務組織からは事務局長、総務部長、教務部事務部長、学生部事務部長がオブザーバーとして出席し、必要に応じて審議内容に関わる説明を行っている。学長室、事務局長室の職員が書記として出席し、資料作成、情報提供、議事録作成等を行っている。

【点検・評価】

教学的事項を取り扱う事務部署として教務部、学生部、入試・広報部、図書館事務部が置かれ、教学組織との適切な連携協力関係が確立している。

教学に関わる事案については、まず各種委員会において審議された後、運営委員会、さらに教授会で審議されるというプロセスを経る形をとっているが、各種委員会では関連部署の事務職員が、運営委員会では事務局長が正規の委員として参加し、それぞれの立場からの意見を述べている。また、教授会には事務局長、教務部事務部長、学生部事務部長がオブザーバー出席し、必要に応じて説明を行っている。このことから、事務組織と教学組織の有機的一体性が確保されているといえる。

各種委員会には、関連する事務部署より必要に応じて議案を提出するなど、教学に関わる企画・立案等を行っている。また、委員会の資料準備や議事録作成を行うなど適切な補佐機能を果たしている。

【改善の方策】

小規模大学の特性を活かし、事務組織と教学組織の連携協力関係は緊密に行われている。また、各種委員会においても教員だけでなく職員が正規委員として参加するなど、事務組織と教学組織の有機的一体性は委員会活動の上からも確保されており、とくに改善すべき点はない。

3. 事務組織の役割

- 教学に関わる企画・立案・補佐機能を担う事務組織体制の適切性
- 学内の意思決定・伝達システムの中での事務組織の役割とその活動の適切性
- 国際交流等の専門業務への事務組織の関与の状況
- 大学運営を経営面から支えうるような事務機能の確立状況

【現状の説明】

教学組織を形成する各種委員会の運営においては、事務組織からは職員が、各委員会の役割に即した部署より事務局担当の正規の構成員として出席し、必要に応じて議案を提出するとともに、学内の関連部署との調整、必要な情報の提供、資料準備、議事録作成を行い、円滑な議事進行のための支援体制をとっている。

教授会、各種委員会での審議・報告事項については、事務局長室が各委員会事務局からの報告を取りまとめ全教員、全事務部署に配付するとともに、事務局長は事務連絡会（事務部門の連絡機関）で報告している。

国際交流等の専門業務を担う事務組織としては、教務部に2002年4月より国際交流関係室が置かれた。長期、短期の留学に関する相談の受付と、日本語教育副専攻に関する一般的な相談の受付や留学生のための日本語指導の補助の2つに担当が分けられ、前者には非常勤職員1名、後者にはアルバイト1名が配置された。留学生の受け入れや派遣、日本語教育副専攻の履修（海外、国内実習を含む）は、それぞれの学科の指導方針のもとに実施し、事務的な業務ならびに留学生の生活指導の大半は、教員、研究室助手、ティーチング・アシスタントが担い、総務部、教務部（教務課）、学生部がこれを補佐してきた。この国際交流関係室については、2009年10月から国際交流室に名称変更を行い、担当業務を留学生の受け入れ・派遣等に特化し、専任職員1名、非常勤職員1名の人員で組織的な支援体制の構築に現在取り組んでいる。

大学運営の経営面を担う部署として、総務部が置かれている。総務部総務課では、財務・経理・会計業務、資産管理業務、人事・労務・福利厚生業務、総務関係業務を行っている。総務部管理課では、総務課とともに資産管理業務を行っており、資産管理に必要な手続きの明文化を行う等、資産管理のシステム化も進めている。また、大学においては、事務部署ごとに予算配分され、それにもとづいて予算執行される体制が新たに構築された。

【点検・評価】

学内での意思決定の過程における各種委員会での審議内容、報告事項は、関係事務部署よりの報告をもとに、文書等を通じて、全教職員に通知される体制が整っている。

国際交流については、これまで全学的な視点での取り組みが必ずしもなされておらず、各学科・専攻単位での取り組みに止まっていた感は否めない。従来の国際交流関係室については、非常勤職員しか配置されていなかったために、教員と職員との職務分担が不明なことが組織的な支援体制を妨げていたと考えられる。したがって、2009年10月の組織改編（同時に名称を「国際交流関係室」から「国際交流室」に変更）により、当該部署に専任職員1名が新たに配置され、業務分掌の明確化が図られたことは適切な対応であり、今後はこの分野における教職協働をどのように進めるかが喫緊の課題である。

大学運営に関し経営面を担っているのは理事会および評議員会であるが、理事会および評議員会には学長および学内若干名が参加し、必要に応じて説明を行っており、適切に機能しているといえる。また、新たな予算執行の仕組みは、事務職員一人ひとりが経営的視野を持って業務を遂行する環境を醸成することにつながり、内面的な意識変革による事務機能の強化が期待される。

【改善の方策】

国際交流等の専門業務への事務組織の関与については、点検・評価にあるように、従来の組織体制を改め、改善を図ったところであり、具体的な事務組織としての関わり方は、今後早急に検討を行っていく必要がある。また、第3章「③国内外との教育研究交流」の項で触れている観点からも、国際交流室を中心とした取り組みへの期待は大きい。したがって、この課題の具体的な改善の方策として次のことを実施する。

○国際交流の全学的な視点での取り組みを促し、各学科・専攻教員と国際交流室職員との意見交換・意識共有を図るために、月1回の定期的な会合を2010年度から開催する。

4. 大学院の事務組織

○大学院の充実と将来発展に関わる事務局としての企画・立案機能の適切性

【現状の説明】

本学の大学院は学部基礎を置いた文学研究科のみで、そのため大学院の独自の事務組織は置いていない。大学院の事務業務に関しては、学部の事務組織がこれを担当している。したがって、企画・立案に関しても学部の事務局がその機能を果たしている。

【点検・評価】

大学院の事務組織については学部事務組織が担っている。事務業務は学部と類似する点が多いため、学部の事務組織が大学院の事務も担当することにより、業務の効率化が図られている。しかし一方で、大学院独自の案件に目が向きにくいといった問題点も指摘されている。本学大学院の規模で独立の事務組織を置くことについては議論の余地があると思われるが、2009年度より設置された大学院専門委員会において、大学院の充実と将来発展について審議される中で、この問題についても検討されることが望ましい。

【改善の方策】

本学の大学院の教育目標に照らした上で、大学院を支援する必要な事務組織体制は、これまでは大学院独自の事務組織を要しなくとも、その運営に著しい支障をきたすことはなかったものと考えられる。ただし、点検・評価にあるように、今後、大学院の独自性・独立性を高める上で、大学院独自の課題に対応するための事務組織体制のあり方については、学内的な検討・議論が必ずしも十分行われてきたとはいえない。したがって、この課題の具体的な改善方策として次のことを実施する。

○大学院専門委員会での、大学院の充実・発展に関する議論をとおして、大学院事務のあり方について検討を進め、2011年度までに結論を得る。

5. スタッフ・ディベロップメント (SD)

○事務職員の研修機会の確保の状況とその有効性

【現状の説明】

大学の運営、教育・研究支援を行う上で、事務職員が共通意識のもと業務に従事すること、また、近年の社会情勢に素早く対応するための高度な資質を持った事務職員を配置することが必要である。本学では、職員が共通意識を持って業務に従事することができるよう、全職員を対象とした研修会を毎年行っている。テーマはその時々を大学を取り巻く状況や学内における問題点などを考慮して設定している。過去3年間のテーマは以下のとおりである。

2006年度「メンタルヘルス対策」

講師：西尾正次氏（ライフバランスマネジメント）

2007年度「組織で仕事をすること、組織を動かすこと」

講師：井原徹氏（実践女子学園理事）

2008年度「今、大学の職員力が問われている」

講師：澤田進氏（元大学基準協会事務局長）

この他、各業務に対応した専門的な知識、技能を身につけるために、外部機関の研修会、講習会等を活用している。新任職員に対しては、学内初任者研修を行っている。学内研修に類する取り組みとして、職員に「建学の精神」や設立母体の精神を周知させるために、本学神父による講話会を月2回（休暇期間中を除く）開催しており、希望者は勤務時間内であっても参加することができる。

【点検・評価】

研修については、共通意識の醸成のための学内全体研修を毎年行い、専門的業務のための研修を外部研修機関で補完し、さらに初任者研修を行うなど、適切な研修機会が保たれているといえる。学内研修については、以前は研修専門業者に依頼していたために、ともすると内容が一般的なものになりがちであったが、近年は大学関係者を講師に招くことで、より大学に特化した内容となるよう工夫している。学内研修には、テーマに応じて教員にも参加を促すなど、教員との情報の共有化を図っている。しかしながら、今までの研修内容は同時に職員全員を対象としたものであった。これからは、職位別研修など、さまざまな種類の研修を取り入れることにより、大学運営に関与しうる高度な資質を持った職員の養成が必要であろう。また、研修機会の設定のみをもって知識・スキルの向上を図るには限界もある。その意味で、職員の自己啓発を支援するような制度の確立も視野に入れることが必要である。

本学神父による講話会を開催し、「建学の精神」や設立母体の精神を職員間で共有するなどの取り組みを行っているのは特長的である。しかしながら、近年、事務部署の業務増大にともない、この講話会への参加者が少なくなる傾向にあり、開催の趣旨が十分活かされていない点については改善の余地がある。

【改善の方策】

教育目標達成のために必要不可欠な職員の養成については、点検・評価にあるように学内研修・学外研修などの機会を通じ、それぞれの職責や職務に応じた、多様な研修を取り入れることで達成できるものである。また、「建学の精神」と「教育目標」を周知させ、それぞれの職務との関係性の理解を深めることは、本学として最も重要な職員研修であると考えられる。したがって、この課題の具体的な改善の方策として次の2つを実施する。

- 大学運営に関与しうる高度な資質を持った職員の養成のために、2010年度から職位別研修などを取り入れる。
- 「建学の精神」や設立母体の精神の職員間での共有をさらに促進するため、神父による講話会への参加者を増やす働きかけを行う。

第10章 施設・設備

到達目標

本学の「建学の精神」と「教育目標」に沿った教育・研究を遂行するために必要十分な施設・設備を整備し、有効利用を図ることを目標とする。

○教育研究環境の整備・維持にあたっては、キャンパス・アメニティや環境問題に配慮するとともに、バリアフリー化も含め、利用者の視点に立つて行う。

○施設・設備等を適切に整備・維持・管理するとともに、その適切性を恒常的に点検評価するシステムを構築する。また、施設・設備等の衛生・安全を確保する体制を確立する。

1. 施設・設備等の整備

- 大学・学部、大学院研究科の教育研究目的を実現するための施設・設備等諸条件の整備状況の適切性
- 教育の用に供する情報処理機器などの配備状況

【現状の説明】

本学は調布市緑ヶ丘にあるキャンパスにて、学部・大学院のすべての学生が学習・研究を行う環境にあり、豊かな自然に恵まれたその校地面積は55,293㎡、校舎面積は33,805㎡となっている。2010年からの公立学校施設等における耐震基準の変更は、ただちに私立学校施設等に適用されるものではないが、文部科学省の耐震化計画の趣旨を鑑み、大学基礎データ（表36-2）にある主要施設のうち、公立学校施設等に対する新耐震基準を下回る施設（1号館・図書館）について、2010年度に耐震補強工事を実施する予定である。また、学内施設等における吹き付けアスベストの調査と撤去は2007年に完了しており、現在アスベストが使用されている施設はない。このような施設の保守・管理、あるいは整備・更新等については、総務部に属する管理課および情報システム管理課が、それぞれの職務分掌領域における年間事業計画を立て、これに従って対応している。

授業教室数は、大学基礎データ（表37）にあるように、普通教室が47教室（演習室14を含む）、LL教室・情報科学教室・音楽室等の特別教室が19教室であり、ほぼすべての教室が、CD・DVD等のAV機器、プロジェクター、パソコン（教卓上）を備えている。なお、総授業時数と教室数の関係は、大学基礎データ（表40）のとおりである。

本学では、早い段階からキャンパス内の情報ネットワーク整備を図り、学生・教職員のすべてにeメールアドレスを配付して、インターネットを教育・研究活動そして事務的なサポートに活用してきた。したがって、パソコンなどもこれにあわせて学生・教職員用ともに十分な利用環境を担保するために整備を進めてきており、現在ではパソコンを利用するための専用教室として4教室が整備され、各校舎にある共用スペースやカフェテリアに学生・教員が利用できるパソコンが設置されている。これらの利用エリアの大半はプリンタも併設しており、学生は無償でのプリンタ利用が可能となっている。また、専用教室以外の普通教室にもパソコンが設置され、教員が授業時にインターネットに接続するなどして、必要な教材を学生に提示することができる。

AV関連機器の整備状況については、ほぼすべての教室において、CD、DVD、カセットテープ、教材表示装置（プロジェクターをとおして提示）等がセットで収められたAVラックが配備されている。また、IMCメディアライブラリーでは、AV資料の貸出を行っており、学生が自由に視聴できるようになっている。

なお、教育の用に供する情報処理機器などの配備状況は次表のとおりである。

情報処理機器などの配備状況

管理内訳	Windows			Macintosh		
	(設置)	(予備)	Total	(設置)	(予備)	Total
情報科学教室 (教卓PCを含む)	153	6	159	49	6	55
情報科学教室 1	71	2	73			
情報科学教室 2				49	6	55
情報科学教室 3	41	2	43			
情報科学教室 4	41	2	43			
FREE USE	70	7	77	13	0	13
フォンス・ヴィーテ	8	0	8	4	0	4
レジナ前	11	0	11	4	0	4
多目的演習室前	16	3	19			
3号館 2階	28	3	31			
3号館 2階 EV前	4	1	5	4	0	4
講師室	3	0	3	1	0	1
教卓PC (情報科学教室を除く)	39	3	42	0	0	0
本館	1	3	4			
1号館 (情報科学教室を除く)	26		26			
2号館	2		2			
3号館 (情報科学教室を除く)	7		7			
4号館	1		1			
図書館	1		1			
パウロ館	1		1			
インフォメディアセンター	15		0	15	6	0
設置 (共有/WIN_hp nx9100)	2	0	2			
設置 (共有/MAC_iMac_Netboot)				2	0	2
設置 (編集/WIN_DELL)	2	0	2			
設置 (編集/WIN_hp nx6320)	1	0	1			
設置 (編集/MAC_PowerBook)				3	0	3
設置 (編集/MAC_MacBook)				1	0	1
設置 (複製/WIN_vaio)	1	0	1			
貸出 (WIN_hp nx9100)	9	0	9			
学外	16	0	16	0	0	0
学生寮 (共有15+事務1)	16	0	16			
合計	293	16	309	68	6	74

【点検・評価】

校地面積および校舎面積はともに設置基準上の必要面積（それぞれ16,000㎡と6,446㎡）を大きく上回っており適切である。また、耐震やアスベスト対策についても迅速な対応が行われている。

教育活動の中心的な場となる授業教室については、利用ピーク時においても現在のところ必要数を確保できている。ただし、学生の効果的な学習をサポートするという意味で、履修人数や授業形態に適した教室が、そのような利用ピーク時に必ずしも十分な形で提供できているわけではない。特定の曜日・時間帯への集中を緩和する時間割あるいはカリキュラム上の工夫はもちろんのこと、ピーク時でも稼働率に若干の余裕を持たせることができる体制づくりは今後の課題ともいえる。

コンピュータの設置台数は本学の在籍学生数から考えて十分なものであり、2007年度に在学学生を対象に実施した学生生活満足度調査でも、学内設置パソコンに対して「満足している」「どちらかといえば満足している」とする学生の割合は、回答者全体の約8割に及んでおり満足度はとりわけ高い。

なお、授業教室へのコンピュータ・AV機器の配備状況から判断して、おおむね支障なく多様な授業形態に対応できる環境が整えられているといえる。

【改善の方策】

教育目的を実現するための施設・設備等諸条件の整備状況については、おおむね適切であるが、点検・評価にあるように、時間割編成上生じることとなる特定の曜日・時限の利用ピーク時において、その教育内容に最も適した施設・設備の提供が実現できていない部分がある。したがって、この課題の具体的な改善の方策として、次のことを実施する。

○授業教室の施設・設備の適切性について、履修上限単位の設定や卒業所要単位の見直し、カリキュラム・時間割設定上の工夫といった教育内容・方法における改善の方策との関係性に留意しつつ、広義のFDの視点から、FD推進委員会において恒常的な検討を行う。

2. キャンパス・アメニティ等

- キャンパス・アメニティの形成・支援のための体制の確立状況
- 「学生のための生活の場」の整備状況
- 大学周辺の「環境」への配慮の状況

【現状の説明】

キャンパス・アメニティの形成・支援については、複数の部署が相互に緊密な連携を図りつつ、具体的な施設・設備の維持管理等については総務部が中心となり行われている。また、必要に応じ、教職員からなるワーキンググループを組織して、空きスペースや新設スペースについて、その利用のあり方を検討するなど、横断的な活動を組み合わせた仕組みを取り入れている。また、学生生活満足度調査を全学生対象に隔年実施しており、この調査により寄せられる在学生の声をキャンパス・アメニティの形成・支援のための施策に積極的に反映させている。

「学生のための生活の場」の整備としては、昼食利用時の混雑緩和や営業時間の延長の要望が強かった学生食堂について、既存の学生食堂・学生ホールを利用したカフェテリアに加え、新たに完成した11号館の1階部分に日本庭園を眺めながら軽食がとれる新カフェテリアを新設した。この新カフェテリアは平日は18時まで利用ができるよう営業時間を設定している。また、書籍や文具、菓子、飲料、日用雑貨の販売や各種資格検定等の受付を行う購買部（売店）があり、学生の多様なニーズに対応している。

学生寮は、学外にあり、大学の最寄り駅から電車で10分ほどのところにある。全室個室でユニットバスを完備しており、最大82名が収容可能となっている。学生寮には管理人が常駐するほか、出入口もカードロックが採用されており、セキュリティ対策も厳重になされている。なお、このほか、外国人留学生が入居可能な大学施設として8号館（さゆり荘）がキャンパス裏手にあり、2009年8月現在3名の外国人留学生が入居している。一時滞在者のためには、キャンパス内の4号館に27室の宿泊施設を設けており、学生の利用も可能である。

公認の課外活動団体には、すべて部室が用意されており、そのほか、白百合祭実行委員会、学生会、クラブ・サークル連合会にはそれぞれ活動の場となる部屋が用意されている。また、日本家屋（めぐみ荘）がキャンパス内にあり、茶道部や華道部を中心にさまざまな活動に利用されている。2008年度に完成した10号館（パウロ館）はハイグレードな音響設備や照明設備を備えた多目的ホールとして、騒音対策も十分に施されており、体育系・文化系を問わず、さまざまなクラブ・サークルに利用されている。2009年度には11号館3階に130名程度収容可能な小ホール（クララホール）が完成するなど、学生の課外活動スペースの充実が図られている。

学生のメンタル面のサポートを担う学生相談室は、利用者に配慮して人の往来の少ない落ち着いた2号館1階に設けられている。学生相談室は、インテーカーの役割を果たせるスタッフが常駐する待合室と、相談員（3名）が学生の相談に対応する3つの部屋で構成されている。同フロアには健康相談室が、2009年9月より移転され、学生の心身の健康をサポートする空間の集約化が進められた。

キャンパス内に残されている緑豊かな自然は、キャンパス・アメニティに相当するものとして、学生生活を送るにふさわしい環境を提供しており、多くの樹木に囲まれたキャンパスの庭には芝生やベ

ンチが設けられ、自然と学生との“親密化”を促している。管理課は、施設・設備だけではなく、こうした自然環境の保全も担っているが、単なる維持管理にとどまることなく、緑豊かなキャンパスの特性を活かす形で、大学の“エコキャンパス化”に積極的に取り組んでいる。キャンパスの位置する調布市は、ゴミ減量・リサイクル活動に積極的に取り組む事業所に対し、「調布エコ・オフィス」という認定制度を設けており、本学は最も評価が高いゴールド・ランクの認定を2008年度に受けている。なお、現在、資源率（産業廃棄物中のリサイクルの割合）は50%を達成している。

大学周辺の「環境」への配慮としては、自動車通学を禁止しているほか、キャンパス周辺への学生の通学用自転車の不法駐輪が発生しないよう、学内2か所に十分量の駐輪スペースを設けることで、近隣住民の日常生活の妨げとならないよう配慮している。また、最寄り駅からキャンパスまでの歩道が狭隘であるために、学生の登下校時には、本学の警備員が最寄り駅である仙川駅からの通学路を巡回し、正門付近の交差点では交通整理にあたるなどして、学生の安全とともに、通学路周辺住民の通行の妨げとならないよう注意を払っている。さらに騒音については、音楽室その他、近隣住民に対して騒音源となり得る教室、施設には防音壁等の防音対策を講じているほか、施設の新設に際しては、すべて防音工事を行うよう徹底している。落ち葉については、定期的に枝の剪定等を行い、また、落ち葉の清掃等、近隣の迷惑にならぬよう配慮している。

【点検・評価】

キャンパス・アメニティおよび環境問題に配慮した施設・設備の整備については、近年積極的な取り組みがなされており、整備状況は改善している。キャンパス・アメニティの形成・支援のための情報収集を目的として、2007年度より「学生生活満足度調査」を全学的に実施しているが、小規模大学である本学の場合、従来から学生の声は比較的教職員の耳に届きやすく、そのような声はとりわけキャンパス・アメニティのレベルで施設・設備の充実によく反映されているといえる。ただし、2年に1度行われる学生生活満足度調査の結果や常日頃の学生の声を活かしながら、全学的視点に立って優先度を定めるためには、定量・定性のデータを日常的に収集・分析する機能を適切な部署に持たせることが重要である。そして、そのようなデータの収集・分析にもとづき、本学の「建学の精神」と「教育目標」に適った施設・設備の整備計画を立案する機能もまた事務組織の中に確固たる形で位置づけられるべきである。

学生相談室は利用者にとって居心地のよい静かな空間としてデザインされているが、現在は隣接区域に授業利用の小教室が残されている。利用者がメンタルな問題を抱える学生であることを考えれば、学生相談室へのアクセス面に改善の余地がある。

また、本学における環境問題に配慮した施設・設備の整備については、近年積極的な取り組みがなされており、環境改善のための努力は地元自治体からも高く評価されている。今後も引き続き、学生・教職員を交えた“エコキャンパス化”に向けた全学的な活動が推進されることが期待される。

【改善の方策】

教育研究環境の整備・維持にあたっては、キャンパス・アメニティや環境問題に配慮するとともに利用者の視点を重視した取り組みが全般としてなされている。しかしながら、点検・評価にあるように、現状の学生相談室の周辺環境は、隣接区域に授業利用の小教室が残されており、配慮に欠ける部分がある。したがって、この具体的な改善の方策として、次のことを実施する。

○学生相談室への利用者のアクセスにおける配慮として、隣接する演習教室を2010年度までに利用者控室としての機能をもったサロンに改修し、学生相談室が位置する2号館1階北側部分の利用用途を特化する。

3. 利用上の配慮

- 施設・設備面における障がい者への配慮の状況
- キャンパス間の移動を円滑にするための交通動線・交通手段の整備状況

【現状の説明】

現在本学にある複数階の施設のうち、本館、3号館、4号館、11号館については、エレベーターを設置し、障がい者への配慮を図っている。また、エレベーターのない1号館、2号館については、本館から渡り廊下で結ぶことにより、各施設間の移動を可能にしている。ただし、1号館4階については本館からの連絡がなく、同西側階段に設置されている専用リフトを使用しての移動となる。

トイレについては、本館1階にバリアフリー化されたトイレがある。図書館については、2007年に全面改修が行われ、トイレ、リフト等がバリアフリー化された。2009年に新設された11号館については1階にバリアフリー対応のトイレを設けている。

なお、施設の保守・管理を担い、整備状況を把握する管理課では、学内のバリアフリー化に向けて、すべての施設・設備のチェックを行い、改修を要する箇所を洗い出した上で、これに優先順位をつけて整備・改修を進めている。

AED（自動体外式除細動器）については、現在、1号館と3号館に1台ずつ設けられている。

本学のキャンパスは単一であるため、キャンパス間の移動に関する課題は存在しない。

【点検・評価】

近年、既存施設の改修時や施設・設備の新設にあたりバリアフリーの観点からの配慮がなされており、キャンパス内のバリアフリー化が進みつつある。しかしながら、建築年が古い施設やそれに付設する設備については、障がい者の利用が困難なものも多く、とくに講堂・体育館については1971年に建てられて以来、大規模改修の機会がなかったために、エレベーターやリフトの設置がなく、上下階の移動そのものが困難であり、優先的な改善の必要性がある。

AEDは、現在1号館と3号館に設置されているが、これは最低でも建物ごとに用意されていることが望ましい。

【改善の方策】

バリアフリー化も含めた、利用者の視点に立った施設・設備等の整備については、点検・評価にあるように古い年代に建てられた校舎について、まだ十分でない部分がある。また、万が一の場合に利用するAEDの設置箇所についても未設置校舎が残っている。したがって、この具体的な改善の方策として、次の2点を実施する。

○学内のバリアフリー化促進のための事業計画の策定を2010年度までに行う。とくに、講堂・体育館のバリアフリー化については、2013年度までに改修作業を終える。

○AED（自動体外式除細動器）を2010年度までに未設置の校舎・建物に設置する。

4. 組織・管理体制

- 施設・設備等を維持・管理するための責任体制の確立状況
- 施設・設備の衛生・安全の確保を図るためのシステムの整備状況

【現状の説明】

施設・設備の維持・管理については、総務部に属する管理課および情報システム管理課が、それぞれの職務分掌領域を決めて対応している。具体的には、情報処理機器について情報システム管理課が担当し、その他の施設・設備については、原則として管理課が担当する。

また、衛生確保の点では、管理課が点検チェックシートを作成し、空気環境測定、粉塵、ホルムア

ルデヒド、二酸化炭素、水質などを、施設ごとに毎朝チェックをしている。施設の安全管理についても、管理課が年間の修繕計画にもとづき対応しており、外部業者に委託している大学校舎内の清掃、ゴミの回収についての指導等も行っている。

防犯については、学内の警備を外部警備会社に委託し、キャンパスに入構可能なすべての通用門に警備員を配置している。学外者の出入りを厳しくチェックすることで、学生のキャンパス内での安全を確保するほか、24時間有人の監視体制で施設内の防犯にも努めている。また、防災については、年1回地元の消防署を招き、学生・教職員による避難訓練を実施している。

このような施設・設備の衛生・安全の確保を目的として、教職員からなる「安全衛生委員会」が設置されている。

【点検・評価】

施設・設備の衛生・安全の確保に関しては、文部科学省のガイドラインに則って衛生・安全を確保するための努力が適切になされている。一方で、施設・設備に関する情報収集・分析の組織化、および施設・設備の計画的整備のための組織・体制づくりが課題として残されている。施設・設備の整備は、基本的には管理課および情報システム管理課の年間事業計画にもとづいて進められている。しかし、管理課や情報システム管理課の業務分掌領域を超えた事柄について、また、中・長期的なレベルでの事業については、施設・設備の整備を組織的・計画的に検討し、企画し決定するシステム、あるいはプロセスが明確化されていないという問題がある。本学の「建学の精神」と「教育目標」に沿った教育・研究のための施設・設備という全体的視点から、中・長期的なスパンで、計画的に施設・設備の整備に取り組んでいく組織体制づくりが必要である。

【改善の方策】

本学の「建学の精神」と「教育目標」に沿った教育・研究を遂行するためには、施設・設備の管理・整備状況について、その適切性を恒常的に点検・評価するシステムと、衛生・安全を確保する体制のさらなる充実が不可欠である。したがって、この課題に対する具体的な改善の方策として次の2つを実施する。

- 施設・設備の計画的な整備のために、必要な事業計画を2011年度までに策定する。なお、策定にあたっては、新たに構築される「教学意思形成プロセス」（第12章参照）における各種会議での検討をとおして、学内の意見聴取を行う。
- 日常的な施設の維持・管理および衛生・安全の確保のために、関連部署による情報共有がより一層図られるよう、関連部署会議を月に2回、定期的で開催する。

第11章 図書・電子媒体等

到達目標

本学の教育目標および教育内容に即した資料の網羅性を担保すること、利用者に対してより質の高いサービスを提供することを目標とする。これを具体化するための制度・組織を確立する。さらに図書館外の各組織との連携を図り、より多面的なサービス活動を推進する。

- 「質の高いサービス」を継続的に提供するための環境を整備する。
- 図書館運営に対する「評価・検証」の仕組みを確立し、業務に反映させる。
- 全学的な図書資料の有効活用を図るとともに、学内各部署・同窓会組織・地域との連携を強化し、多面的なサービス活動を推進する。

1. 図書、図書館の整備

- 図書、学術雑誌、視聴覚資料、その他教育研究上必要な資料の体系的整備とその量的整備の適切性
- 図書館の規模、開館時間、閲覧室の座席数、情報検索設備や視聴覚機器の配備等、利用環境の整備状況とその適切性

【現状の説明】

本学における図書館の運営および諸活動は、「図書館は、建学の精神および教育目標を踏まえつつ、大学における研究・教育・学習に関する必要な学術資料や情報を収集・整理・蓄積し、利用者へ提供する中枢的な役割を担う機関である」との認識のもとに行われている。2007年度以降、図書館事業計画と工程表を年次で策定し、学内教職員に開示することで、図書館職員一人ひとりが責任をもって図書館運営に従事している。図書館事業計画と工程表については、定期的に行われるスタッフミーティングにおいてその進捗状況が報告され、各担当者が従事している業務の相互確認が行われている。また、図書館長、共通科目・宗教科・各学科の教員および図書館職員から構成される図書館運営委員会が図書館運営に係わる意思決定機関としてチェック機能の一部を担っている。

利用者が図書館に求める機能は多様化しており、旧来の“本を借りる”という枠を超え、4年間の学生生活・研究学修活動全般をサポートする場となりつつある。蔵書と貸出閲覧という図書館の基本機能を維持しつつ、さらに積極的に利用者、とくに学生の知的好奇心を喚起すべく「リエゾン講演会」を学科研究室や同窓会と共同開催するなどして、学科を超えた研究に関する講演の聴講と学生・教職員の交流の場を提供している。

利用者対応にあたる図書館職員のスキルアップに関しても、国立情報学研究所や私立大学図書館協会東地区部会等が主催する各種研修会に職員を派遣しているほか、図書館独自の研修会を企画・実施し、レファレンスおよび総合的なサービスレベルの向上を図っている。

2008年度末時点での所蔵図書資料は約25万冊で、貴重書や雑誌紀要のバックナンバーと書庫に保管されている加除資料（旧版等）を除くほとんどの資料（全体の92%）が開架利用に供されている。また、雑誌や紀要といったいわゆる定期刊行物の種類は4,000タイトルを所蔵している。視聴覚資料については約1万タイトルのDVDやVHS等の視聴覚教材が図書館聴覚センターで管理運用されてきたが、2007年度より情報システム管理課に業務を移管し、同課の管理下、利用者へのサービスを行っている。なお、これらの視聴覚資料についても、2008年度には図書館OPACと同じ検索システムを導入し、図書館資料との統合的利用環境を提供している。

貴重書については、奈良絵本・縮緬本等を中心に画像データベース化の作業を行っており、おおよそ100タイトル、延べ2,000枚以上に及ぶ貴重書画像を図書館のWebサイト上で公開し、学内外の研究者の利用に供している。

年間の図書受入冊数は、以下のとおりとなっている。図書の受け入れは、原則として、学部は学科・専攻別および大学院は専攻別に計上された図書予算をもとに、図書館運営委員会での承認を経て、学科等の構成・当該年度のシラバス等に沿った学術資料の購入を図書館職員が行っている。その上で、学際的分野の研究資料や一般図書については、受入を担当する図書館職員が構成メンバーとなった「選書ワーキンググループ」を組織し、利用者ニーズを勘案しつつ蔵書構成の適切性を担保するための選書を進めている。

年間図書受入冊数

2005年度	2006年度	2007年度	2008年度
3,376冊	3,530冊	4,048冊	5,541冊

図書館開館時間については、以下のとおりであり、平日は最終時限の授業終了時間（19:30）以降も利用が可能となっている。なお、2008年度からは試験期間中の「日曜開館」も運用を開始し、また、授業補講日については、従来は土曜日扱いで開館時間が設定されていたが、2009年度からは平日の授業開講日として開館・閉館時刻の取り扱いを行う等の改善が図られた。

図書館開館時間

	開館時刻	閉館時刻	備考
平日	8:40	20:00	授業開講日に限る
土曜日	10:20	17:50	
日曜日	10:20	17:50	試験期間中に限る
長期休暇中	9:30	16:30	日曜・祝日除く

※年間を通じ、開講日・補講日にあたる[祝日]は、平日と同じ[8:40～20:00]開館

学生閲覧室座席数は、個人用キャレルとグループ閲覧席とで構成されるが、その総数は206席であり、学生収容定員に対して12.09%を確保している。その他固定パソコン利用のための席やブラウジングのためのソファ等も50席用意されている。

ノートパソコンの貸出サービスは、現在多くの大学図書館で実施されているが、本学図書館では2003年と比較的早い時点でそのサービスを開始し、現在、合計23台が運用されている。貸出用ノートパソコンの利用状況については、2006年度まで年間400回前後の貸出数だったものが、2008年度の利用は3,325回となっており、飛躍的に利用が増加している。

図書館内には、利用者の声を吸い上げるシステムとして、意見箱や自由に利用者と図書館職員が意見交換できるホワイトボードが設置され、また、図書館のWebサイト上にも希望図書の申込や図書館に対する要望を投函できる機能を設けている。これらを通じて寄せられる利用者の意見・要望は、図書館事務室内に適宜掲示され、いわゆる“見える化”という職員間での情報共有の工程を経て、選書ワーキンググループやスタッフミーティングで検討され、実際の選書や運用変更を活かされている。

なお、図書館の年間総入館者数は、2006年度は54,161名、2007年度は56,990名、2008年度は60,684名と増加傾向を示している。

【点検・評価】

図書館におけるサービス充実に向けた諸活動として、図書館の本来の機能を十分に保ちつつ、学内諸機関との連携による「リエゾン講演会」など新たな試みが進められており、あわせて、図書館職員のスキルアップにも積極的に取り組んでいることは高く評価できる。2007年度に実施した学生生活満足度調査では、図書館について「満足している」「どちらかといえば満足している」の満足因子層が回答者の7割を占めており、「どちらかといえば満足していない」「満足していない」という不満因子層が回答者の1割にも満たなかった。このことから見て、意見箱や意見交換用ホワイトボードの設置

をとおしての学生ニーズの十分な把握と、それにもとづく事業計画の立案と実行、そしてチェックというPDCAサイクルが適切に機能し、学生の高い満足度や図書館利用者数の継続した増加傾向に着実に結びついているものと考えられる。

所蔵図書資料総数約25万冊（2008年度末）は、人文系単科大学として、同程度の学生規模を有する他大学図書館と比べても遜色のないものと考えられ、とくに雑誌紀要を約4,000タイトル有する点については量的整備の点から十分なものといえる。また、現在の職員数と蔵書規模の比較検討を試みた場合、図書館職員（専任・非常勤・派遣職員をすべて含む）1人あたり2万冊という取り扱いの規模は、標準的なものと考えられ、人員面でも適正レベルで運用されていると見ることができる。

一方、図書館で取り扱う資料は、図書・雑誌等の紙媒体中心から、CD-ROM(DVD)やオンラインデータベースなどの導入といった“メディアの多様化”が進んできている。また、洋雑誌に関しては、いわゆる“シリアルクライシス(価格高騰による予算逼迫)”への対応が、本学でも課題となりつつある。これらに対する今後の対策に際しては、図書予算編成のあり方に関する議論が必要と思われる。

利用者が直接体感できるサービスである蔵書数・開館時間・学生閲覧室座席数等については、全般的には一定の水準を満たしていると考えられるが、その中で学生閲覧室座席数については、定期試験期間等の集中的な利用時期を考慮すると、若干の不足感は否めない。個人用キャレルの増設や、現在は設置されていないグループ研究室の新設など、限られたスペースの中でいかに利用者の利便性を高めていくことができるかが課題である。今後、他大学同規模館との具体的な比較検討を実施しながら改善を試みる必要がある。

【改善の方策】

図書、図書館の整備という観点から、蔵書数、設備等の量的整備、および、図書館の運営・職員のスキルアップにも積極的に取り組んでおり、現時点では大きな問題点はないといえる。しかし、到達目標に掲げる「質の高いサービス」の提供という観点からより良い運営を指向したとき、図書予算編成のあり方や、書架スペースや閲覧席の将来を見すえた拡充等は検討されるべき事柄である。したがって、この課題の具体的な改善の方策として、次の2つを実施する。

- 学内資料の統合的な運用体制確立のために、学部および大学院の各学科・専攻の図書予算を「積み上げ方式」から「配分方式」への移行といった図書予算編成のあり方を再検討し、2012年度までに学内の合意形成を行う。
- 今後の蔵書規模の拡大にともなって予測される書架スペースの狭隘化に対応しつつ、閲覧席をさらに拡充し、また、教職員や大学院学生を中心とした研究・学習のための多目的スペースを確保するなど、中長期的観点からの館内整備計画を2012年度までに策定する。

2. 情報インフラ

- 学術情報の処理・提供システムの整備状況、国内外の他大学との協力の状況
- 学術資料の記録・保管のための配慮の適切性

【現状の説明】

学術情報へのアクセス環境整備では、基幹システムにNEC製E-catsを使用し、購入・受入等の事務作業のほか、WEB-OPACや携帯版OPAC、Web上での予約サービスなどの利用者向けサービスを展開している。また、OPAC専用端末を含む固定パソコンが20台と貸出用ノートパソコンを23台用意し、GeNii（国立情報学研究所学術コンテンツポータル）やアメリカ心理学会が作成するPsycINFO等の基本的な学術データベースへのアクセス環境を整えている。

他機関との協力については、基本的な相互貸借・文献複写サービスを図書館設置時より実施しているが、2008年度からはILL相殺サービスにも参加し、利用者利便の向上を図っている。2002年5月からは最寄り駅を同じくする近隣の桐朋学園大学音楽学部附属図書館と、また、2003年12月からはキャ

ンパスが位置する調布市の市立図書館とも相互協力を開始している。さらに本学も所属する「日本カトリック大学連盟図書館協議会」加盟館相互の直接利用も行っており、本学学生および教職員の加盟館の訪問利用や他大学からの直接訪問受入を日常的に行っている。とくに加盟館蔵書の横断検索システムについては、本学図書館にて開発し、各加盟館に利用環境を提供することで、相互協力を積極的に進めてきている。

学術資料の記録・保管の点では、2005年から2006年度にかけて図書館改修工事を実施し、収蔵能力（日本図書館協会基準）はそれまでの28.6万冊から32万冊にまで高められている。

図書館の地域開放については、女子大学であるがゆえの学内のセキュリティ上の問題があり、無条件での地域開放は実施し得ていない。しかし、調布市立図書館との相互協力協定を締結し、資料の相互貸借および調布図書館発行の紹介状を有することを条件として、郷土史研究・カトリックに係わる研究など本学固有の資料閲覧については、地域の利用希望者の直接来館での利用を認めるなど、一定条件下での地域開放を行っている。

【点検・評価】

学術資料の記録・保管の観点から本学でもマイクロ資料を多く有しているが、利用環境という面で、「マイクロ資料閲覧機器」については導入後十数年が経過しており、利用者からも機器更新の要望が出ている。ただし、予算面の理由からその実現に至っていない。国文学を中心とする文学研究の資料は、その保管性から依然としてマイクロ資料の比重が高い一方、媒体の特殊性から一部の教員利用に限られるといった非合理性が見られる。この点に関する対応として、最新のPCおよびネットワーク対応型機器への更新をはかることで画像データ化を容易にするなど、あらたな利用形態を実現することで、より積極的な利用促進をはかることができると考える。

他機関との協力について一定の運用が図られている一方で、学内で図書館以外の学科・専攻研究室や附置研究所・センターが購入管理する資料群に関しては、運営組織が異なることから必ずしも統一的な運用・利用者への提供が行われていないのが現状である。学内に点在するすべての学術資料を学生・教職員が、基本的に利用できる環境を整備することが今後の課題と考える。

図書館の地域開放については、それぞれの大学の特性にしたがって考慮されるべき点がある。女子大学という本学の性格上、すべての通用門に開門時には警備員を配置し、学外者の出入りを厳しくチェックするなど、学生が安心して学習に専念できる環境の確保に特段の注意を払っていることを鑑みれば、学外者の図書館の直接利用が一定条件下にとどまる点は致し方のないものと考えられる。

【改善の方策】

学術資料の記録・保管および利用の観点から、マイクロ資料等非紙媒体資料の利用環境の整備・更新の要望もあり、また、学内の各機関・施設が管理している資料群の統一的な運用・利用者への提供を実現させることが課題となっている。したがって、これらの課題の具体的な改善の方策として、次の2つを実施する。

- マイクロ資料閲覧機器のPC・ネットワーク対応型機器への更新を行い、また、所蔵する貴重書の画像データベース化を促進するなど、非紙媒体資料の利用環境整備を2012年度までに行う。
- 図書館のほか、学科・専攻研究室や附置研究所・センターが購入管理する資料群を含めた、学内全体の研究・学習の資料を統合的に検索し、利用できる体制を2015年度までに確立する。

第12章 管理運営

到達目標

本学が「本学の設立母体であるシャルトル聖パウロ修道女会の創立の精神に則り、知性と感性との調和のとれた女性の育成」をめざす組織として効果的に機能するために、管理運営組織が教育研究等の活動を支援、促進させるために機能し、「建学の精神」に裏打ちされた管理運営を行うことを目標とする。

○教育・研究等の活動を支援・推進させるために、より良く機能する管理運営体制を構築する。

○教学組織（教授会、大学院研究科委員会、各学科・専攻会、各種委員会等）の役割と位置づけ、相互の関連性を明確にする。

【現状の説明】

1. 教授会、研究科委員会

- 学部教授会の役割とその活動の適切性
- 学部教授会と学部長との間の連携協力関係および機能分担の適切性
- 学部教授会と評議会、大学協議会などの全学的審議機関との間の連携および役割分担の適切性
- 大学院研究科委員会等の役割とその活動の適切性
- 大学院研究科委員会等と学部教授会との間の相互関係の適切性

本学は文学部のみの学部構成であり、学部長を置かず、学長が教授会の議長を務めている。また、教授会は単一であり、複数学部の存在を前提とした評議会や大学協議会と称する機関は置いていない。

学部教授会は原則として月1回開催され、「白百合女子大学教授会規程」に則って運営されている。教授会は学長・教授・准教授および講師によって組織され、学長が招集し、その議長となっている。審議事項は、以下のとおりである。

- (1) 教育課程に関する事項
- (2) 学生の入学および卒業の認定に関する事項
- (3) 試験に関する事項
- (4) 教育および研究に関する事項
- (5) 学生の賞罰に関する事項
- (6) 教員の人事に関する事項
- (7) 学則に関する事項
- (8) その他、学長からの諮問事項

すなわち、教授会は本学の教学に関わる事項の審議機関として位置づけられており、学長は、その審議結果を踏まえた管理運営を行っている。2009年度の教授会の構成員は62名（サバティカルを除く）であり、教授会はその構成員の3分の2以上の出席をもって成立し、人事は出席者の3分の2以上の賛成、他の議題は2分の1以上の賛成を議決条件として運営されている。大学事務部門からは事務局長、総務部長、教務部事務部長、学生部事務部長がオブザーバーとして出席し、教学側と事務局の連携役となっている。

また、専任教員の任免に関する事項を審議する機関として特別教授会がある。「白百合女子大学特別教授会内規」に従って、教授会と同じく学長を議長として運営されている。

特別教授会は、構成員の5分の4以上の出席をもって成立し、出席者の3分の2以上の賛同を議決条件としている。専任教員の選考は、「白百合女子大学教員選考基準」「白百合女子大学教員選考手順内規」に則って行われている。

大学院研究科委員会は、原則として月1回開催され、通常、学部教授会に引き続いて行われている。「白百合女子大学大学院学則」に則って運営されており、審議事項は、以下のとおりである。

- (1) 大学院担当教員に関する事項
- (2) 学生の入学、学業成績および賞罰に関する事項
- (3) 学位の授与に関する事項
- (4) 大学院学則および諸規程に関する事項
- (5) その他必要な事項

2009年度の大学院研究科委員会の構成員は52名（サバティカルを除く）であり、大学院に係る学部教員により構成されており、学長が委員会を招集しその議長となっている。

2. 学長、学部長、研究科委員長の権限と選任手続

- 学長、学部長、研究科委員長の選任手続の適切性、妥当性
- 学長権限の内容とその行使の適切性
- 学部長や研究科委員長の権限の内容とその行使の適切性
- 学長補佐体制の構成と活動の適切性

学長の選任手続は、「学校法人白百合学園寄附行為」および「学校法人白百合学園 学長・校長・幼稚園長の選考に関する規程」にもとづき行われている。学長選考の基準および任命については以下のように規定されている。

まず、「学校法人白百合学園寄附行為」第17条では、この法人の設置する学校の校長(学長及び園長を含む)の人事に関する事項を理事会の管掌事項として規定している。

また、学長選考の基準および任命については、「学校法人白百合学園 学長・校長・幼稚園長の選考に関する規程」で次のように規定している。

(選考の基準)

第2条 選考に関しては、学長・校長・園長は、シャルトル聖パウロ修道女会の会員であることを原則とする。会員以外の者を選考する場合は、本法人の役員からの推薦によるものとする。

2 学長・校長・園長は、本法人の建学の精神を体し、学校教育・運営を統括し得る者で、人物・識見ともに適任と認められる人材である者とする。

(任命)

第3条 学長・校長・園長を任命するときは、理事長が候補者を推薦し、寄附行為第17条第1号の規定により、理事会の決議を得るものとする。

上記規程に定められているように、これまで学長はシャルトル聖パウロ修道女会会員の中から選ばれてきた。2007年度からは、第2条第2項の規定に適用のものとして修道会会員でない本学の教授が理事会の決議を得て任命され、学長に就任し現在に至っている。

学長の職責については「白百合女子大学教職員組織規程」に以下のように規定されている。

第2条2 学長は大学運営の責任を負い、全組織を統括する。その補佐機関として運営委員会を置く。

上記規程にあるように、学長は大学運営の全責任を負っている。

本学における学部は単一であるために、学部長は置いていない。学部を基礎と置く大学院研究科も単一であるが、大学院研究科長を置いており、その選任は学長により行われ、大学院研究科委員会構成員の中から任命される。大学院研究科長は論文審査委員会の委員長を務めるほか、大学院担当教員の取りまとめ、各専攻間の諸問題の調整等を行っている。大学院研究科委員会における議長は学長であるが、通常、学長から大学院研究科長に司会が依嘱され、大学院研究科長が議事進行の任を担っている。

学長を補佐するために運営委員会が設置されている。運営委員会の運営についての必要事項は、「白百合女子大学運営委員会規程」に定められている。学長を議長として、大学院研究科長、大学院専攻主任、学科長（児童文化学科の場合は両専攻主任）、共通科目主任、宗教科主任および各学科・共通科目より選出された教員各1名、図書館長、教務部長、学生部長、事務局長、その他学長の指名する者によって構成されている。審議内容としては、（1）本大学の現在および将来にわたる教育・研究に関する事項、（2）教授会に提出する議題の整理選択に関する事項、（3）その他、学長の諮問事項が挙げられる。

3. 意思決定

○大学の意思決定プロセスの確立状況とその運用の適切性

学長は、教学に関する重要事項や各学科長・専攻主任等からの提案・要請等については、運営委員会に諮った上で教授会の審議に付し、その審議結果を尊重した大学運営を行っている。また、事柄によっては、運営委員会に諮るまえに、関連する委員会（教務委員会、学生・就職委員会、入試委員会、広報委員会、教職課程委員会、図書館運営委員会等）へ諮問し、その答申を意思決定に活かしている。事務管理等に関しては、事務局長および大学担当理事等に諮りながら立案・決裁している。

4. 評議会、大学協議会などの全学的審議機関

○評議会、大学協議会などの全学的審議機関の権限の内容とその行使の適切性

評議会や大学協議会と称するものは置いていないので、記述すべき内容はない。

5. 教学組織と学校法人理事会との関係

○教学組織と学校法人理事会との間の連携協力関係および機能分担、権限委譲の適切性

本学の設立母体である学校法人白百合学園は、教育基本法および学校教育法に従い、カトリック精神にもとづいて女子に学校教育を施すことを目的としている。本学は、学校法人白百合学園が設置する20の学校の中の1つであり、大学経営上の統括は理事長に委ねられ、各学校の長他により構成される理事会が最高意思決定機関となっている。

理事会は各学校の自主性・独立性を重んじており、大学内の教学面を含む管理運営は、伝統的に大学の自立的意思決定に委ねられている。大学は、教授会を中心にしてその運営方針を決め、理事会は大学の自主性を重んじつつ承認・決定を行っている。

学校法人白百合学園寄附行為第6条では、法人の設置する学校の大学長および高等学校長を理事に選任することとしており、本学の学長も、学長就任と同時に理事として大学の運営管理の責務を委ねられ、法人理事会と大学との間の連携協力関係を維持している。本学からは、学長のほか、関係職員1名が理事として理事会に参加している。大学の管理運営に関しては寄附行為等により学長にその権限が委ねられ、寄附行為に定める重要な案件については、理事長・理事会の承認のもとに進められている。

6. 法令遵守等

○関連法令等および学内規定の遵守

○個人情報保護や不正行為の防止等に関する取り組みや制度、審査体制の整備状況

近年は学校教育法や大学設置基準など関連する法令の改正が相次いでおり、本学としてもこれらに正確・誠実に対応すべく努めている。関連法令および学内規程の遵守という点では、今まではとくに問題なく経過してきたが、教育・修学に関すること、学位審査に関すること、大学経理・研究助成金に関すること、個人情報・人権保護に関すること等、高等教育機関としての大学がとくに配慮すべき点について、今回の自己点検・評価作業と連動させながら、点検を進めている。

学内における各種規程の遵守に関しては、まず規程集を、専任教員には各人に配付し、各事務部署

には1冊ずつ配置して徹底を図っている。このファイルには学校法人の寄附行為等主要規程も収められている

個人情報の保護および情報保護に反する不正行為の防止について、本学では2006年に「個人情報保護・管理マニュアル」を作成し、個人情報の収集・利用、情報開示、第三者への提供等に関するルールを定め、学内における個人情報の適正な管理の実施を図っている。

また、補助金・研究費については、公的機関から交付されるものに限らず、本学独自の研究奨励費・共同研究費を含め、その適正な使用を目的として、管理・運用等の取扱い方法について定めた使用ルールを定めており、これを教職員に周知し、不正行為の防止に努めている。

学位審査体制については、学位審査に係る委員名の公表、学外審査委員の登用、公開論文発表会の開催などで、学位審査の透明性の確保を図っている。また、本学図書館にて論文要旨および論文審査報告書を当該論文とともに閲覧に供しており、外部からの希望者が閲覧できる環境を整えている。

【点検・評価】

教授会と学長（学部長）との関係は現状の説明で述べたとおりであり、教学上の重要事項についての学長決裁は、教授会での審議を経て行われている。この基本的な点における両者の関係は妥当なものであり、教授会は、教学上の最終的な審議機関としての役割を有し、適正に機能しているといえる。

しかしながら、関係する学科・専攻あるいは委員会等で事前の十分な検討・周知が行われていない議案が教授会に上程されることで、不必要な混乱や長時間の審議を要することが時としてある。現在、本学における諸規程の中には、各学科・専攻における会議の性格・位置づけ、学科長や専攻主任の権限や役割などについて規定したものが無い。また、諸委員会についても規程が未整備である。それゆえ、各学科・専攻、各委員会、そして教授会の相互の関係性が曖昧であり、このことが前述した問題を引き起こす一因であることは否定できない。

本学設立以来、小規模な単科大学の利点として、修道女の学長のもと、教職員は家庭的な雰囲気の中で職務を遂行してきた。それゆえ、細部にわたる規程を作らずにやっつけられたのも事実であり、長所でもあった。しかし、家庭的な温かさを残しながらも、今日に通用する組織体として自らを装備する必要がある。教授会の機能を高め、効率の良いものにするためにも、教員の基盤である各学科・専攻等の組織および各種委員会についての規程を整備し、その役割、教授会との関係を明確にし、相互の有機的関連性を確保しなければならない。

大学院研究科委員会について、「白百合女子大学大学院学則」に則って運営されていると現状の説明で述べたが、現在、大学院研究科委員会の運営について独立した規程は制定されていない。また、大学院研究科に関する専門委員会も2008年度から設置されるようになったが、その規程は未整備である。本学における大学院研究科設置の経緯を見ると、1990年に発達心理学専攻（修士課程）および児童文学専攻（修士課程）が設置されたが、担当教員数は小規模なものであり、大学院研究科の初動期にあって独立した組織としての規程等の整備は最小限のものにとどめたという背景があった。女子大学の中では早い段階で立ち上げられた本学大学院は、その内容を順次拡充させ、現在では修士課程5専攻、博士課程3専攻を持つまでに成長した。大学院はその規模にかかわらず本来、独立した組織として必要な諸規程を整備する必要があることは論を待たないが、すでに成熟期にある大学院として喫緊の課題と位置づける必要がある。

大学院研究科委員会と学部教授会との間の相互関係については、大学院研究科委員会の構成員はすべて学部教授会の構成員である関係上、齟齬をきたすことはないといえるし、実際、過去にそのようなことはなかった。

学長選任手続は、学校法人白百合学園理事会が定める選考規程に従って適正に行われている。ただ、学内には、学長候補者を選出するプロセスにおいて、教員の意見を反映させるべきだとの声もある。

学長の権限については、現状の説明で述べた「学長は大学運営の責任を負い、全組織を統括する。」

という一般規程のほかには明確な規程が設けられているわけではなく、これまでの慣行に従っている。

大学院研究科長の選出および権限について学内規程はなく、明文化される必要がある。しかし、現行の大学院研究科長の役割をそのまま明文化すれば、おのずと議事進行を依嘱する議長（学長）の役割との整理も求められることになる。その意味で、大学院研究科長の位置づけについては実態に即した形で抜本的見直しを検討する余地があるといえる。

運営委員会は学長の大学運営を補佐する責務を担っており、日常的な案件処理に関してはその任を十分果たしているといえるが、積極的な改革・改善という観点からは、必ずしも機能しているとはいえない。長らく学園の伝統とブランドに支えられた恵まれた環境の中であって、社会のニーズや大学に求められる変革の声をとらえ、必要な検討を行っていく体制が十分にとられていなかったともいえる。運営委員会は、主として各学科・専攻等の長およびそれぞれからの選出代表者により構成されているが、これら学科長・専攻主任等の任務・権限が規程等によって明確にされていないこともあって、彼らの力が十分発揮されずにきたことにも一因があろう。そこで、大学としては、今回の自己点検・評価作業と並行して、学内の各組織・機関の位置づけと役割を明確にするとともに、学長、大学院研究科長をはじめ各責任者等の任務・権限を明確にしながら、大学の意思形成プロセスの再構築を図っているところである。その中で、学長がより良くリーダーシップを発揮できる適切な補佐体制の確立をめざす必要がある。

大学の意思決定については前述のように行われているが、意思決定過程における諸機関を機能させるための規程等の不備が非効率性を生んでいること、ならびに、現在、大学が置かれている状況に確実に対応し、「建学の精神」と「教育目標」を効果的に実現させるために組織を再構築することが必要との認識から、「教学意思形成プロセス」を再構築中である。既存の組織・機関および新設の機関等、それぞれの位置づけと関連づけ、そのための規程の整備等を想定している。各組織・機関の担う責務が明確になり、各組織が有機的に機能し、大学の意思形成プロセスの筋道が明確になることを意図している。

教学組織と学校法人理事会との関係については、大学と法人とで密に連絡調整を行っているので、おおむね連携協力体制は整っている。大学の重要案件については、教授会での審議を経て理事会で審議・承認するという手続きがとられている。

小規模大学である本学は、これまでその家族的な雰囲気の中で、教職員の相互協力によってその教育・研究活動が支えられてきた。さらに、「建学の精神」に則したカトリック精神を尊重する教職員一人ひとりの意識が不正行為を許さない確固たる土壌を形成してきたともいえる。

補助金・研究費の管理・運用等については、USR（大学の社会的責任）を重視する観点から、不正行為の通報窓口を事務局長室に定め、通報者保護に留意した体制を整えているが、前述したルールの周知・徹底により、これまで不正行為の事実発生もしくは疑義に関する通報もなく、適正な管理・運用が行われているといえる。

学位審査体制については、学位審査の透明性は一定程度確保されているが、コンプライアンスに係る通報・相談窓口や、学位審査時の金品授受等の禁止を規定した倫理規程は未整備であり、順次、不正防止体制として、これを整備させる必要がある。

【改善の方策】

管理運営組織が教育研究等の活動を支援、促進させるために機能し、「建学の精神」に裏打ちされた管理運営を行っていく上で、点検・評価にあるとおり、各組織・機関の位置づけと役割を明確にするための規程等を早急に整備するとともに、学内の意見を汲み上げつつ、学長がより良くリーダーシップを発揮できる適切な補佐体制の確立が急務である。また、学位審査の透明性を高める上での規程

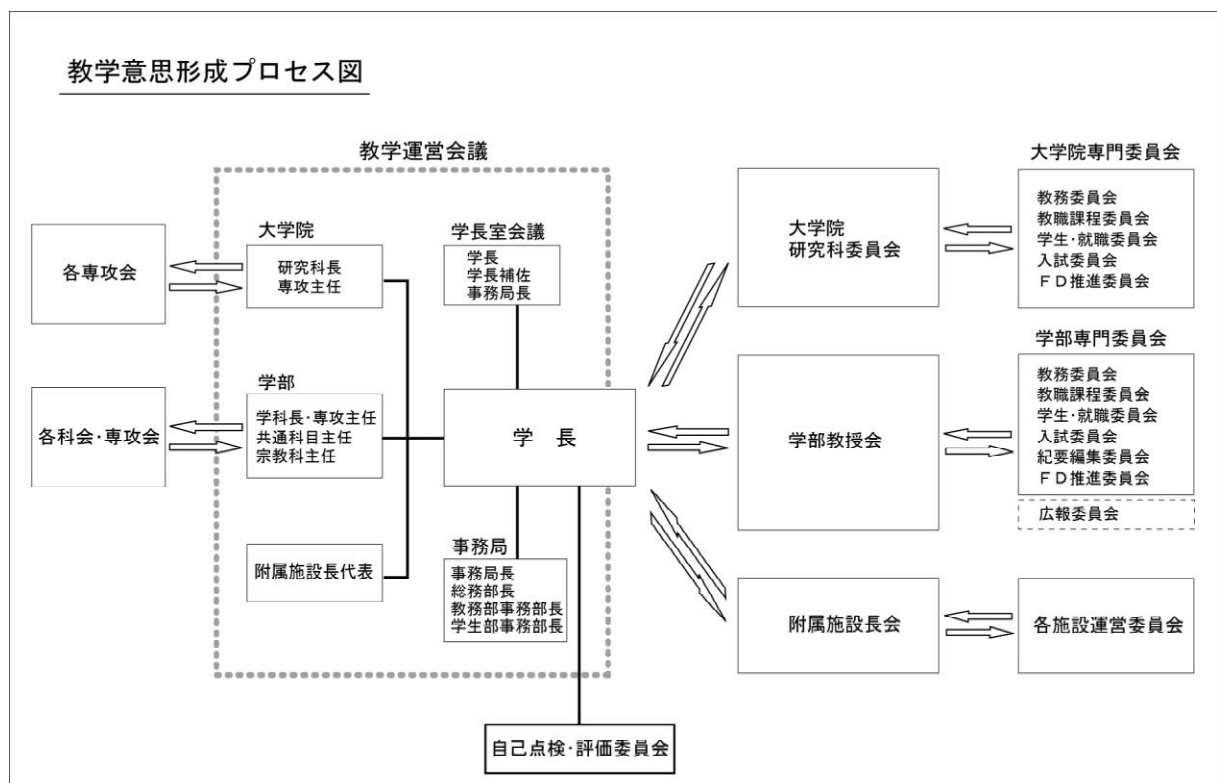
整備も求められる。したがって、これらの課題に対する具体的な改善の方策として、次の4つを実施する。

○管理運営は明文化された諸規程に従って行われるべきであるとの視点から、各組織・委員会等についての規程の見直し、および整備を図る。各関係機関の協力のもと規程検討委員会が中心となって早急に着手し、2011年度までに整備する。

○学長のリーダーシップ発揮のために適切な補佐体制を2010年度中に構築する。

○上記の学長補佐体制の確立とともに、実質的な「運営会議体」および「学科長・専攻主任会議」を新設するなど、教授会・大学院研究科委員会との関係等を明確にした管理運営体制を2010年度中に構築する。(下図参照)

○学位審査の透明性をより高め、不正を未然に防止する観点から、2010年度までに、学位審査のコンプライアンスに係る通報・相談窓口を整備する。また、学位審査時の金品授受等の禁止を規定した倫理規程の制定に2011年度中に着手する。



第13章 財務

到達目標

本学は、カトリシズムの世界観にもとづく教育方針に則り、将来計画を検討・推進し、学生のために良好な教育環境を用意し、また、高度の教育研究水準を維持していくために必要な財政基盤の確立を目標とする。

- 将来計画を見据え、それを実行に移すための裏づけとなる財務計画(中・長期計画)を立てる。
- 補助金においては競争的資金の獲得、寄附金については周年事業を控えて計画的な募金活動の実施を行うことで継続した財政の安定を図る。
- 予算編成および内部監査に関わる機能の実質化を図る。

【現状の説明】

1. 中・長期的な財務計画

○中・長期的な財務計画の策定およびその内容

20の学校(うち18校は初等・中等教育の学校である)を設置する学校法人白百合学園は、各学校の独立採算性を前提とした財政運営を行っている。したがって、各学校の各年度における収支の均衡が望まれている。とくに長期的な安定性を保つには「帰属収支差額比率で5～10%の黒字が望ましい」と示されている。

本学の消費収支差額の推移と2007年度の差額比率の同規模大学(学生数2,000～2,999人)平均は次のとおりである。

消費収支差額の推移 (単位：百万円)

	2004年度	2005年度	2006年度	2007年度	2008年度
帰属収入	3,613	3,556	3,656	3,556	3,333
消費支出	2,963	3,279	3,357	3,316	3,205
帰属収支差額	649	276	298	240	127
帰属収支差額比率	17.97%	7.78%	8.17%	※6.76%	3.83%

※ 端数処理の関係で帰属収支差額は一致していない。

※ 2007年度比較 私大連同規模大学平均(「財務状況調査結果のまとめ」から算出) △3.89%
私学振興・共済事業団(今日の私学財政—財務比率表(規模別)) 10.1%

本学の財務計画に反映する事業計画に触れるため支出面から先に述べる。

- (1) 教育研究面で現在新たな計画は顕在化していない。教育研究経費比率は最低30%を維持する。
- (2) 施設・設備の改修等は、経年的な老朽度等を勘案し、順次実施していく。単年度で突出した支出にならないよう安定的な支出計画とする。
- (3) 人件費比率は50%程度を目処とする。若干増加傾向を示しているため、比率に関心を向ける。

一方、収入面については、

- (1) 在籍学生数の適正化を図るための学生生徒納付金の減収
 - (2) 受験者数の漸減傾向による手数料収入の減少
 - (3) 世界経済の動向による資産運用収入の不安定化
- などによる収入減の要因への対応が急務である。

2. 教育研究と財政

○教育研究目的・目標を具体的に実現する上で必要な財政基盤（もしくは配分予算）の確立状況

本学の現状における財政状況は誠に健全であるといえる。次の翌年度繰越収入超過額の推移が示しているとおりでである。

翌年度繰越収入超過額

(単位：百万円)

2004年度	2005年度	2006年度	2007年度	2008年度
△230	435	594	632	371

後に述べる財務比率を見ても、そのことは認識できるものである。特筆すべきは、「借入金なし」の大学であるということである。

3. 外部資金等

○文部科学省科学研究費、外部資金（寄附金、受託研究費、共同研究費など）、資産運用益等の受け入れ状況

- (1) 「文部科学省科学研究費」および「その他の学外研究費」については大学基礎データ（表34）のとおりである。
- (2) 「資産運用」の状況については、帰属収入の10%前後で推移する非常に高い比率を占めている。
- (3) 「寄附金」は、平成19年度決算で1千6百万円強、帰属収入で0.5%に満たない受け入れ状況にある。本学では「寄附」に頼らずとも財政が一応の安定性を保っていた長年の環境にあったために、伝統的に積極的な働きかけはしていない。

4. 予算編成と執行

○予算編成の適切性と執行ルールの明確性

<予算編成>

各学校単位で取りまとめた事業計画と併せ、法人理事会で審議、決定される。本学での編成手順は以下のとおりである。

- ・人件費、施設・設備予算については総務部長が取りまとめる。
- ・教学部門経費については、経常的経費の配分として各部門に示される。
- ・事務部門経費については、各部署ごとに次年度計画・概算を総務部長に提出し、総務部長が全体予算の中で勘案できるか否か検討する。

これら3部門の取りまとめ原案を総務部長が作成し、事務局長、学長に提出し協議する。学長が学内予算として承認したものが法人本部に提出され、本部において各学校分を取りまとめて理事会に付議する。

<執行>

支出の都度、定められた基準による承認手続きを経て、執行される。

法人の定め—2000万円以上の支出は理事会付議

2000万円未満500万円以上は稟議により理事長決裁

500万円未満100万円以上は各学（校）長による決裁

本学の定め—500万円未満20万円以上は稟議により学長決裁

20万円未満は稟議により事務局長決裁

5. 財務監査

○監事監査、会計監査、内部監査機能の確立と連携

監事監査および会計監査については、法の定める私立学校に共通的な仕組みで行われている。すなわち、監事による監査は、不定期での学長への聞き取り調査のほか、理事会・評議員会における指摘

あるいは監査報告書によってなされる。

会計監査は、監査法人による監査が年3回実施され、収入・支出に関する処理状況ならびに計算書類の整備状況につき監査を受けている。

監事と監査法人担当者との意見交換については、年1回決算期に行っている。

内部監査機能については、物品の調達等の検収、資産管理は各担当者、部署で行っているが、予算の執行状況は、稟議の回議者によるその都度のチェックに期待される程度にとどまっている。内部監査を担当する者あるいは部署は置いていない。

6. 私立大学財政の財務比率

○消費収支計算書関係比率および貸借対照表関係比率における、各項目毎の比率の適切性

本学の各項目ごとの財務比率は、大学基礎データ(表46)(表46-2)(表47)のとおり、おおむね良好な状態にあるといえる。しかし、支出の増加傾向に反し、収入の減少予測もあるので、今後、予算は許されない。

【点検・評価】

本学の帰属収支差額比率の最近5年間の推移を見ると、2008年度に3.83%と著しく落ちこんだ。消費支出の合計額は、2005～2008年度で各年32億円から33億5千万円とほぼ一定しているので、2008年度は帰属収入が平年より減少したことによる。収入減のおもな要因は、資産運用収入の大幅な減少である。

資産運用収入約4億円、帰属収入に占める割合が10%を超える本学ならではの特徴があった。金融資産の運用が世界経済の影響を受けるのは今後も考慮しなければならない。加えて、現状の説明で述べた学納金や手数料収入の減少要因も考慮した財源確保が課題である。

さらに、繰越消費収入(支出)超過額の視点から分析すると、本学は経年的にも収入超過傾向にあり、2007年度の翌年度繰越収入超過額は6億3千万円(帰属収入比17%相当)であった。しかし、2008年度は、2億6千万円の消費支出超過となり、翌年度繰越消費収入超過額を3億7千万円(帰属収入比11%相当)に減少させた。帰属収入との相対関係は当然あるが、単年度計画として、基本金に建物新築工事にあてる金額を組み入れたことによる消費収入減少の結果である。これは、2008年度と2009年度の2年間で学生のための施設改善を図るため選択した方策である。2009年度予算においても同様の措置をしている。この後、大きな支出をとらぬ計画は当面ないので、下げ止まると予測し、数年かけて回復させる措置をとる。「小規模予算の大学」であるだけに、教育・研究あるいは施設・設備の面で、新たな改善・充実を図るためには、一時的にバランスが崩れるのは不可避である。中期的展望に立ったバランス維持の視点で計画遂行を図りたい。

財務比率の側面から見ると、以下のとおり主要財務比率の同規模大学(2000人～2999人)平均との比較でも、おおむね問題とすべきことはなく、現状では良好な状態といえるが、各指標とも下落傾向にあるので、今後の取り組みが一層問われることになる。

消費収入計算書関係比率(本学のみ)

	2004年度	2007年度	2008年度	私大連2007年度	私学事業団2007年度
人件費比率	44.50%	51.09%	54.80%	65.6%	49.9%
教育研究経費比率	25.67%	30.51%	29.62%	29.8%	29.9%
管理経費比率	11.80%	9.29%	10.60%	7.4%	8.6%
消費支出比率	82.03%	93.24%	96.17%	103.89%	89.9%

(注)表中 私大連は「財務状況調査のまとめ」から学生数2000～2999人のグループ大学の平均、

私学事業団は日本私立学校振興・共済事業団の「今日の私学財政」から学生数2,000～2,999人規模の平均(「貸借対照表関係比率においても同じ」)

- ・人件費比率は2004年度から2008年度までに10ポイント上昇した。この間各年度ごとに4ポイント程度上昇し、漸増傾向にある。専任教員給与の自然増、非常勤教員の持ち時間増と専任職員の業務量に見合う人員増が主因である。50～60%であれば健全といわれる域にはあるが、今後固定費である人件費による消費支出の圧迫の解消が重要課題である。
- ・教育研究比率は、ここ4年間30%前後と一定の比率を保っているが、30%超を常に維持したい。
- ・貸借対照表関係比率（この比率は「学校法人」のもの）は、ここ2～3年における法人内の複数校で施設・設備関係を大幅に改善・充実させたために、「借入れ」をしたことの影響が出ている。それでも、全体的には若干の比率悪化にはつなげたが、同規模大学法人平均と比較しても、現状では危機を感じるところはない。なお、本学のみでは借入金は「0」である。

貸借対照表関係比率（学校法人全体）

	2004年度	2007年度	2008年度	私大連2007年度	私学事業団2007年度
自己資金構成比率	95.70%	91.71%	91.84%	84.76%	83.4%
流動比率	289.93%	140.94%	134.55%	298.8%	231.0%
総負債比率	4.30%	8.29%	8.16%	15.2%	16.6%

事業計画の立案および予算編成については、現状ではそのいずれもが不十分な点が多く、改善の余地がある。財務計画に反映する事業計画を立てるにあたって、学内での検討が十分でないとの指摘もある。これは「管理運営」の側面から整備する「意思決定」の仕組みと一体的な課題でもある。関連部門参加や重層的な「合意形成」「意思決定」の慣習化が必要である。「内部監査」はその先にあるとすれば、前段階の問題解決がまず必要である。「予算編成」にも同様のことがいえる。現状の部門経費の申請を、さらに精査したうえで、予算原案を作成するために、「予算編成会議」を設け、総合的な視点で取り組む体制に変えていく必要がある。

監事監査および会計監査等にあたっては、必要書類、帳票類等の整備・管理に不十分な点があり、これまでのところ必ずしもスムーズに対応できていない。業務ごとに必要なマニュアルを作成するなどの改善が必要である。

【改善の方策】

財政基盤の確立、経営の安定化をはかるために、「入るを計って、出ざるを制す」の原則に立ち返り、毎年度ごとの収支の均衡を保つ財務運営を行うことが財務計画策定の柱である。この観点から、具体的な予算編成にあたり、また、財務に関連した事務処理面での改善に以下のように取り組む。

○収入確保の方策

- ・事業計画が補助金の対象となるものは、積極的に申請し、活用する。
- ・研究費を中心とした外部資金導入を積極的に支援する。
- ・同窓生向けの恒常的な寄附金募集につき2010年度中に検討する。

○支出の抑制の方策

- ・施設・設備の改修等は、段階的な計画を立て、2010年度以降、収支のバランスの取れる範囲で行う。
- ・人件費増につながる要因分析を2009年度に再見直しを行い、2010年度以降具体的に実施していく。
- ・物の調達、物（施設・設備・消耗品等）の使用にあたり、「無駄」「無理」を省き、支出を削減できるよう学内での啓蒙活動を繰り返し行う。

○予算の編成にあたり、部門計画を十分に精査し、適正な予算を立案できるよう、「計画についての事前の合意形成」および「予算編成のための検討会」を2010年度までに見直し、従来のプロセスに改善を加える。

○各方面の監査・立入調査に対応できるよう、各業務ごとに取扱要項・ガイドライン、決裁書類、帳票類、管理台帳等を2008年度～2010年度で整備し、あわせて規程化する。

第14章 点検・評価

到達目標

本学の学部・大学院では、その研究・教育の水準を保証するとともに、さらなる向上を図るために、独自の自己点検・評価システムを構築し、これに全教職員が関わることで、恒常的に機能させることを目標とする。

- 全教職員が積極的に自己点検・評価活動に関わるための組織体制・環境を整備する。
- 自己点検・評価の結果および外部評価システムからの「留意事項」「助言」「勧告」を、着実かつ効果的に大学の諸活動に反映させるために、計画・実践・評価・改善のサイクルを確立する。
- 自己点検・評価の結果について、客観性・妥当性を確保するための仕組みを整備する。

【現状の説明】

1. 自己点検・評価

- 自己点検・評価を恒常的に行うためのシステムの内容とその活動上の有効性
- 自己点検・評価の結果を基礎に、将来の充実に向けた改善・改革を行うための制度システムの内容とその活動上の有効性

本学における自己点検・評価は、学則第1条2項に定める「本学は、教育研究水準の向上を図り大学の目的および社会的使命を達成するため、自ら点検評価を行う。」との規定にもとづいて行われていることになっている。本学では、本規定により全学的で実効的な体制を組織するために、2008年3月に「白百合女子大学自己点検・評価委員会規程」を制定し、学長を委員長として「自己点検・評価委員会」を設置した。

今回の委員構成は、規程に沿って学長（委員長）、事務局長、各学科・専攻からの選出委員7名（教員各1名）および学長委嘱の委員6名（教員3名、職員3名）等の合計15名となっている。なお、本委員会の事務局は学長室に置かれている。

自己点検・評価委員会は、本学の「建学の精神」と「教育目標」をたえず検証し、自己点検・評価の実施体制、基本方針・実施項目の策定、自己点検・評価の実施の推進、報告書の作成、評価結果にもとづく改善状況の検証等、自己点検・評価全般を担うことになっている。また、各点検評価項目につき、専門的作業を行うために6つの「部会」を置いた。部会長には、原則として自己点検・評価委員の中から委員長が委嘱し、また、各部会の担当作業量に応じて各4～8名の部会員が委員長により委嘱されている。各部会員のうち1～2名は職員が充てられている。部会は、担当の点検評価項目ごとに「建学の精神」と「教育目標」に照らして到達目標を設定し、その是非が自己点検・評価委員会にて検討され、承認された後、点検・評価の作業に着手し、報告書の作成を行うこととしている。

自己点検・評価委員会の円滑な運営と推進を図るために、委員会の中に「自己点検・評価運営委員会」を設置した。その構成は、自己点検・評価委員会の委員長（学長）、副委員長、事務局長および自己点検・評価委員会の中から互選された者若干名（今回は、教員2名、職員2名の計4名）となっている。その主な任務は、自己点検・評価委員会にける議案・資料の検討・準備、各部会の作業の調整、各組織・部署において実施した点検・評価結果を検討・確認し、これに全学的な視点による総合的・体系的な点検・評価を加え、書式の統一等を図って報告書を完成させる等である。

自己点検・評価委員会はその規程上の委員構成において、専門的作業を行う部会まで含めると、学

長（委員長）を始め、教員の約3分の2が関わり、それに事務職員の委員とそれを支える事務職員を含めると、教職員の大半が自己点検・評価作業に関わることになる。しかも、委員の任期は2年であるが、活動の継続性を考えて半数交代の申し合わせをしている。こうした全学的、継続的な自己点検・評価活動とその結果は、それをもとに改善・改革の作業を実行していく現在の全学教学意思決定システムに反映されなければならないが、現時点においては、十分に反映されているかどうかは、今後の課題となる。

2. 自己点検・評価に対する学外者による検証

○自己点検・評価結果の客観性・妥当性を確保するための措置の適切性

今回の自己点検・評価の結果は、大学基準協会による認証評価を受けることを前提としている。こうした外部評価を受けながら、継続的に点検・評価していくことでその客観性と妥当性を確保していくことは、現在においても一つの妥当な措置となり得ると考えている。しかし、それ以外の、大学内における学外者を含む自己点検・評価結果の客観性・妥当性を確保するための施策は、学生による評価（アンケート）実施が中心であり、経常的に学外者の評価を受けることなどは今後の課題となる。

3. 大学に対する指摘事項および勧告などに対する対応

○文部科学省からの指摘事項および大学基準協会からの勧告などに対する対応

2001年5月に学校法人白百合学園が仙台白百合女子大学学部学科増設の認可を受ける際に、文部科学省から本学文学部に対しても、複数の学科における定員超過については是正の指摘が出された。その後、是正に向けて取り組みを行ってきており、是正できた年度もあったが、合格者（入学手続き者）の歩留まり（実際の入学者）の判断が必ずしも適切でない年度や学科があり、2007年度末においても一部の学科で定員超過是正について、指摘を受けている。これらについての自己点検・評価にもとづく改善計画策定を行うことは今後の課題となる。

【点検・評価】

本学において全学的規模で行われた直近の自己点検・評価は9年前の2000年度であるが、その後の活動は十分にはなされなかった。2000年度の自己点検・評価作業以降、学長の諮問機関である運営委員会が自己点検・評価の推進を担うことになっていたが、当委員会は各学科・専攻の長等による組織で、実質的な推進母体とはなり得なかった。その反省に立って、今回は2008年3月の「白百合女子大学自己点検・評価委員会規程」制定にもとづき、学長を委員長として「自己点検・評価委員会」が設置され、実質的・効果的な活動にすべく、2010年度の大学評価申請に対し、2007年度から自己点検・評価の準備作業に入り、2008年度初めから全学的規模でスタートしている。具体的には、以下のよう

1. 全教職員が積極的に自己点検・評価活動に関わるための組織体制・環境を整備する。
 - 自己点検・評価委員会の開催は、原則月1回以上としている。自己点検・評価運営委員会、部会の開催を含めると、運営委員、委員（部会長）は月平均2回の会合を持っている現状にあり、組織的、継続的な活動体制は機能していると考えられる。
 - 自己点検・評価委員会の活動を促進するために、自己点検に関する資料を随時、閲覧・利用できる活動拠点として資料室が設けられ、会議や調査活動に頻繁に利用されている。
 - 自己点検・評価委員会の議事・活動内容は、教職員に対して原則公開とするために、点検・評価作業の過程で全学の教職員に対し中間報告を行っているが、時間的制約もあり、必ずしも十分な討議が全学に広がっているかは今後の検討課題となる。
2. 自己点検・評価の結果および外部評価システムからの留意事項、助言、勧告を、着実かつ効果的に大学の諸活動に反映させるために、計画・実践・評価・改善のサイクルを確立する。
 - 各学科・専攻・部署等の組織は、自己点検・評価および外部評価システムからの留意事項、助言、勧告

にもとづく改善計画を基本に置き、課題ごとに具体的な目標を設定し、実施計画を策定し、全教職員に周知した上で、実施していかなければならない。そのためには、現在の自己点検・評価委員会を含む新たな全学教学意思形成システムを構築しなければならない。

- 改善活動実施にあたっては、各年度ごとに自己点検・評価委員会をとおして実施の進捗状況を点検・評価し、全教職員に周知し、次年度以降の改善推進計画を策定する必要があるが、そのためには、やはり現在の自己点検・評価委員会を含む新たな全学教学意思形成システムの構築が必須となる。
- 3. 自己点検・評価の結果について、客観性・妥当性を確保するための仕組みを整備する。
- 自己点検・評価報告書および認証評価結果について公表することが必要であり、2000年度における自己点検・評価の際にも行ったものの、その範囲は限定的であった。今後はより広く公表体制を整えていく必要がある。
- 教職員が行う自己点検・評価活動は、現在も、在学生に対するアンケートをとって客観性・妥当性を確保する一環としているが、外部の視点を経常的に採用する方策も検討していかなければならない。

【改善の方策】

現在の自己点検・評価システムにおいては、教育・研究水準を維持・向上させるために、組織・活動についての点検・評価を不断に行うための規程の整備、委員会の設置といった組織体制・環境づくりの取り組みは進んでいるが、全学的に点検・評価にもとづく改善活動を計画し、推進していくシステムと、点検・評価の客観性・妥当性を確保するシステムに改善する余地があると考えられる。したがって、到達目標の達成のため具体的な改善の方策として、次の3つを実施する。

- 計画・実践・評価・改善のサイクルを有効に実施するために、自己点検・評価委員会を含んだ新たな全学教学意思形成システムを2010年度までに構築する。
- 点検・評価の結果、外部評価の結果を印刷物の配布、大学のWebサイト上などへの掲載等により、より広く公表する体制を構築する。
- 点検・評価の客観性・妥当性を確保するために、これまで行っていた卒業生等からの意見聴取の定期性を高め、必要に応じて改善計画に反映させたり、外部の有識者などの視点を採用するシステムを2013年度までに構築する。

第15章 情報公開・説明責任

到達目標

本学の諸活動が「建学の精神」と「教育目標」に沿って行われている状況が社会に正しく理解され、支持されるように、適正に情報公開を行うことを目標とする。

○法令の定めに従って財務情報を公開するとともに、公開に当たっては十分な説明を加える。

○自己点検・評価の結果および外部評価の結果を、学内はもとより広く学外に発信する。

【現状の説明】

1. 財政公開

○財政公開の状況とその内容・方法の適切性

大学のWebサイトに、本学に関する「事業報告書」「資金収支計算書」「消費収支計算書」「貸借対照表」「財産目録」を掲載して、おおかたの閲覧の用に供している。「事業報告書」の中では「収支計算書」「貸借対照表」に関して、前年度決算および予算からの増減とその理由について、適宜解説を加えている。活字媒体による公開は行われていない。

学校法人白百合学園に関する財務情報に関しては、「財産目録」「貸借対照表」「収支計算書」「事業報告書」「監査報告書」を法人において閲覧用に備えているほか、法人のWebサイトに掲載している。

2. 情報公開請求への対応

○情報公開請求への対応状況とその適切性

財政に関する公開請求は今日まで寄せられていないが、今後請求があった場合には「私立学校法の一部を改正する法律等の施行に伴う財務情報の公開等について（通知）」（文科高第304号、平成16年7月23日）にもとづいて対応することとしている。入試に関わる受験者からの情報請求や成績に関する学生からの情報請求については、それぞれの事項を担当する部署が事務局長と協議して対応している。

3. 点検・評価結果の発信

○自己点検・評価結果の学内外への発信状況とその適切性

○外部評価結果の学内外への発信状況とその適切性

2000年度に実施した自己点検・評価についての報告書『白百合女子大学自己点検・評価報告書』を2001年5月に刊行し、専任教員全員に配付したほか、図書館を含む学内各部署に配付した。また、文部省（当時）、大学基準協会等関係機関、姉妹関係にある高等学校、カトリック系大学をはじめとする諸大学に送付した。

本学は、1994年3月に、大学基準協会への加盟判定審査を受け、加盟を承認されているが、純然たる意味での外部評価、第三者評価は今回が初めてである。

【点検・評価】

財務情報の公開に関しては、財務諸表を活字媒体では公開しておらず、また、「事業計画書」以外には解説を付していない。十分な説明を加えわかりやすく公開するという到達目標に照らして、改善が必要である。

情報公開請求に対する統一的な窓口は存在しないが、本学の規模からいって現在の方法で、十分対

応できるものと思われる。

冊子として公開された2000年度の『白百合女子大学自己点検・評価報告書』以降、自己点検・評価報告書が作成されていないこともあって、現在、自己点検・評価結果の大学のWebサイトへの掲載は行われていない。自己点検・評価結果を、広く一般に公開するためには、大学のWebサイトへの掲載が必要である。

【改善の方策】

到達目標に掲げる財務情報の公開については、大学のWebサイトにすでに掲載されている。ただし、点検・評価にあるように活字媒体では公表されていない。また、同じく到達目標にある、自己点検・評価の結果および外部評価の結果の学内外への発信については、自己点検・評価そのものが近年実施されていなかったため、その公表がなされていない。したがって、この課題の具体的な改善の方策として、次の2つを実施する。

- 本学に関する財務諸表を、2009年度決算分より大学ニュースにも掲載する。また、大学のWebサイト、大学ニュースともに、財務諸表の各科目の内容を含めて、わかりやすい解説を付す。
- 本学のWebサイトに、今回の点検・評価の報告書、および、外部評価の結果を掲載するとともに、各年度ごとの自己点検・評価の結果も掲載する。

終章

白百合女子大学は、カトリシズムの世界観による人格形成を教育の基本理念とする文学部と大学院文学研究科からなる女子大学である。本学は、1994年度に大学基準協会維持会員となって以来、既存の委員会をとおしてカリキュラム改革、研究活動支援、学生生活支援やその基盤となる施設設備計画、管理・運営のあり方等について点検・評価を行い、改善を試みてきた。その成果については2000年度に報告書を編纂、公刊したところであるが、今般、2002年度の学校教育法改正にともなう認証評価制度導入に対応して、あらためて全学規模で、かつ恒常的に活動を推進していくための自己点検・評価活動組織を構築し、およそ2年間にわたる活動の成果を報告書としてまとめ、ここに2010年度の認証評価を大学基準協会に申請するに至った次第である。

1. 全体的な目標の達成状況と今後の計画

今回の自己点検・評価活動の結果、全体的な目標の達成状況と今後の計画についてまとめると、以下のようになる。

(1) まず本学は、「設立母体であるシャルトル聖パウロ修道女会の創立の精神に則り、知性と感性との調和のとれた女性の育成をめざす」という建学の精神と、それを「真・善・美」を追求することで達成していくという教育目標を、具体的にはリベラル・アーツ型教育をとおして実現していくということが十分な時間をかけた討議のもとに確認された。この過程をとおして、このことが全教職員の間浸透したことが、今回の活動の大きな成果の一つであった。その結果、他の点検・評価領域における達成目標の設定および現状説明、点検・評価、改善方策を策定するに際し、重要な視点の一つとして機能したと考える。今後は、これらをさまざまな手段をとおして学部学生・大学院学生および入学志願者に浸透させていくことと、今後の恒常的な点検・評価活動を介して、本学の全構成員が常に意識的に確認していくことをめざしていくことになる。

(2) 本学の建学の精神と教育目標は、教育研究組織をとおして実現されていくのであるが、今回の自己点検・評価活動で、あらためて現今の研究教育組織が常に時代の動きに敏感に対応して変化し続けてきた結果であることが認識された。その意味では、建学の精神と教育目標は普遍的な側面を持つとともに、時代に対応した浸透を図るという柔軟な姿勢が必要であったことも再認識された。これまで、どちらかといえば拡大・細分化の路線が中心であったが、今後は組織の再構成を含む大がかりな再編も視野に入れた議論が必須であることが確認されたことは貴重であった。

(3) 教育研究組織の活動は、具体的には教育課程、教育方法等によって実践されていく。この点について、先行設置の学士課程においては“リベラル・アーツ型教育による教養科目と専門科目との連携”、“一人ひとりを大切に教育”、“自立的女性の育成”、“生涯学習的視点”、“他者との関わりの中で”といった到達目標については、少人数のきめ細かな教育の伝統のもとに比較的達成されてきたところではある。今回の活動では、これらをさらに有効に推進していくための方策として、その内容を学生・教職員が意識的に共有できるような広報体制の充実、および近年の時代精神にもとづく初年次教育、専門導入教育のさらなる充実、さらに専門・資格課程教育に関わっての本学が育てたい専門職像の広報や、教育課程を補完する各種の実践（アドヴァイザー制度や各学科・専攻の学生・教員共同の学会活動など）の全学的な公開体制を組むといったことをめざしていくこととなった。とりわけFD活動における学生による授業評価については、きめ細かではあるが学生との対話にもとづく個別

的活動にとどまっております、全学的な共通システムの構築が遅れていたことを確認し、現在、その体制づくりが進行中である。また、外国語・外国文学を専攻する学科を持つ関係から、国際交流はさまざまな方途により展開されてきたが、その他の学科・専攻を含め、学生のニーズ調査のもと、さらに充実したシステムの構築をめざすことを確認した。

一方、後発設置である大学院の課程については、学士課程教育に連続する形で運営されており、さらに少人数の個別的指導が徹底している。その教育は、附置研究所・センターにおける活動と関連づけても行われており、その成果として査読制のもと、機関誌が学生の研究論文発表の場ともなっている。しかしながら、今回の自己点検・評価活動により、教育・論文指導において全学的、全専攻的な共通体制、複数教員による指導体制、構成員全員で博士号取得を促進していく必要性などが確認されるとともに、定員を満たすことができない専攻についての対応策の検討が重要な課題として浮上している。また、大学院の課程は学外の学生、留学生、社会人の受け入れ・指導体制は整っているが、留学生や社会人に対する特別選抜などの制度の必要性を含む、受け入れ体制の議論も必須事項であろう。

(4) 学生の生活面については、経済面での支援としての各種の奨学金制度から、精神生活面での相談、就職指導、課外活動支援等について、これまでも手厚いアドバイザー制度や学生生活満足度調査等を活用して細心の注意を払いつつ完備されてきた。しかし、あらためて今後は、時代の社会的動向に対応する形でのハラスメント防止規程の整備をとおした広範なハラスメント防止対策や、とりわけ厳しさを増す進路・就職については、低学年からの学生の主体的参加を可能とするキャリアデザイン教育を強力に推進していく必要があることが確認された。

(5) 学生への教育活動は、大学内での活動が基本となるが、最終的には教育成果を学生が積極的に地域社会や国際社会に還元する活動をとおして完成すると考え、これまでも地域と大学との関係性の構築や、教職員による積極的な教育・研究成果の社会還元活動の推進によって、学生・大学と社会との結びつきの強化を進めてきた。今後は、これまで比較的手薄であった国際社会への貢献活動の促進を支援する体制づくりを強化していくことが必要との確認が行われた。

(6) 学内の諸施設・設備、とりわけ授業教室やキャンパス・アメニティ等の整備は学生生活、教育・研究活動の推進のためのハード面での保証として重要な機能を担うものであるが、大学周辺の環境への配慮も含め、これまで常に細心の注意を払いながら実施されてきた。この点は学生生活満足度調査にも積極的評価として表れているが、予算面等の制約もあり、まだ改善の途上にあるといえよう。今後は学内の完全バリアフリー化のための施策などの課題が残っているが、大事なことは、施設・設備の計画的な整備のための施策を、必要な意見聴取を経て策定していくことや、日常的な施設の維持・管理および衛生・安全の確保のために関連部署が常に情報共有できる体制づくりの重要性が確認された。

2. 課題と今後の展望

これまで述べてきた到達目標の全体的な達成状況にもとづく今後の計画については確実に実施されていく必要があるが、そのための基盤として以下の2点についての課題の遂行・整備が肝要となる。

(1) 第一の課題としては、大学の教学上の管理運営システムにおいて、学科・専攻会や教授会、各種委員会等の諸システムの機能分担の明確化と、諸システムを統合化して全学的な合意を形成し実行していくプロセスを構築することである。

本学は、小規模な大学として、これまで家庭的な雰囲気のもとに柔軟な協力体制を敷いてさまざまな施策が遂行されてきた面が強く、またそれが有効に機能していた側面もあるが、それ故に明確な規

程が完備されずに、全学的な共有財産となりにくい側面もあった。今回、あらためて全学的な体制で広範囲の自己点検・評価活動を行い、その成果をもとにこれから全学的な体制で改善活動を行う上では、まず、全学的な「教学意思形成プロセス」を構築するとともに、実施体制を組む上でも、諸システムの機能分担を規程にもとづき明確化していくことから始めなければならないと考えている。

現在、自己点検・評価活動をとおして考えられている全学的な教学意思形成プロセスは、最小単位である各学科・専攻および大学院専攻会をもとに学部教授会、大学院研究科委員会、附属施設長会議、および各会議のもとにある専門委員会・運営委員会が重層的に意思形成・実施にあたっての機能を分担し、その上で大学の管理運営の総括的な責任者である学長を中心とした学長室会議のメンバーおよび各会議の責任者と事務局スタッフが連携する「教学運営会議」において最終的な意思決定を行い、実施に付すという構想である。現在、規程策定を含め早急に実現することが喫緊の課題であると考えている。

(2) 第二の課題は、「白百合女子大学自己点検・評価委員会規程」にもとづく今回および今後の恒常的な自己点検・評価活動の結果を、上記の「教学意思形成プロセス」のシステムにあげて、恒常的な改善方策の内容の策定と実施を促し、かつ、それをまた点検・評価していくプロセスの構築や手続きを明確にしていくことである。

自己点検・評価委員会は、「教学運営会議」には属さないが、全学的な観点からの恒常的な自己点検・評価活動にもとづく教学意思形成過程や実施において強力な影響力をもつシステムとして機能することが想定されている。そのためにも委員会の構成メンバーは委員長である学長を始め、各会議の責任者が兼任するとともに、部会のメンバーをとおして全学的な点検・評価活動を恒常的に実施していくことが必須になると考えている。

こうして、恒常的で全学的な点検・評価活動を着実かつ効果的に大学の諸活動に反映させるための「計画・実践・評価・改善のサイクル」を確立するとともに、現時点において手薄である、自己点検・評価の結果に関する客観性・妥当性を確保するための仕組みの整備を進めていきたいと考えている。